

## 平成28年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 6月3日（金）

・開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・法令に基づく報告	7
・諸般の報告	8
・議案の上程（第37号～第43号）	9
・議案に対する質疑	11
・意見書案の上程（第1号～第2号）	11
・意見書案に対する質疑	14
・議案等の委員会付託	16

### 第2号 6月6日（月）

・一般質問	22
中野敏郎議員	22
1. 総合（的）ということについて	22
2. 環境について	29
3. 教育のこと	35
本田芳枝議員	43
1. 人づくり・まちづくりの構想は	43
田川正治議員	65
1. ゼロ歳から2歳児の待機児童解消のため町の対策について	65
2. 学校校納金を口座振替にするための制度化について	71
3. 特別養護老人ホームの新たな建設を福岡県に要求することについて	74
4. 介護保険制度での税金還付制度の対象者への徹底について	77
5. 学校給食センターの建設を中断したことによる賠償金の支払いについて	78
木村優子議員	85
1. 粕屋町地域防災計画について	85
川口 晃議員	104
1. 福岡県で1番環境の良い町づくり	104
2. 教育問題	108

3. 施設の長寿命化対策の進行及び防災上の施設の改善について……………	115
4. 長期間解決していない交通危険箇所の問題……………	120

### 第3号 6月7日(火)

・一般質問……………	128
太田健策議員……………	128
1. 給食センターについて……………	128
安藤和寿議員……………	143
1. 粕屋町の人づくりについて……………	143
2. 減少する消防団員の欠員の補充推進について……………	147
福永善之議員……………	150
1. 町長の公約であるジュニア基金の設立について……………	150
2. 給食センター建設における議会に対する説明責任の欠落について……………	153
久我純治議員……………	170
1. 公共施設又、公園等に対する駐車場の計画は……………	170
2. 地の利を活かした町づくりと土地の再利用で規制緩和を……………	178
山脇秀隆議員……………	186
1. 平成28年度予算編成について……………	186

### 第4号 6月14日(火)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	210
議案第37号 専決処分の承認を求めることについて……………	210
議案第38号 専決処分の承認を求めることについて……………	212
議案第39号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例及び粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について……………	214
議案第40号 粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	214
議案第41号 粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	217
議案第42号 平成28年度粕屋町一般会計補正予算について……………	218
議案第43号 事業契約変更契約の締結について……………	227
意見書案第1号 「平和安全保障関連法制」の廃止を求める意見書(案) ……	229
・閉 会……………	236

平成28年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成28年6月3日（金）

# 平成28年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月3日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 議案に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 意見書案に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美                      副町長 吉武信一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
教育委員会次長	大 石 進	総 務 課 長	山 本 浩
経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

◎議会事務局長（古賀博文君）

開会に先立ちまして、4月14日夜及び16日未明に発生いたしました熊本地震により犠牲になられました方々に対しまして、黙祷をささげたいと存じます。

皆様、ご起立願います。黙祷。

（黙祷）

◎議会事務局長（古賀博文君）

おなおりください。

着席願います。

（開会 午前9時30分）

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

去る5月29日日曜日に実施しました議会報告会、その開会挨拶でも申しましたように、トータルでは7回目となりますが、本年1月30日開催の前回報告会は子ども議会、今回は町民の方にも討論に加わっていただくという5回までとは違う形での開催でした。開催に至るまでには、議会活性化特別委員会の山脇委員長を中心としての小委員会での綿密な打ち合わせ、その後の本委員会での協議、それらを受け、小池交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員長の参加された住民の方の意見も引き出すという司会につながったと思います。また、自分の考えを述べられた議員5名の方も、考えをまとめる等を苦心されたことだと思います。報告会の改善点はあるかもしれませんが、参加された住民の方からは、良とする評価をいただいたのではと思います。これは、全議員皆さんの報告会を成功させようという思いが一つになった証であろうと考えます。皆さんお疲れさまでした。

以上所感を申し述べ、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において3番木村優子議員及び5番安河内勇臣議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から6月14日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの12日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

先ほど冒頭に黙祷をいたし、ご冥福をお祈りいたしました。震災から本日で50日になりますが、4月14日と16日の熊本県を中心に連続して発生した大規模な地震により、熊本県の顔である熊本城を初め、益城町を中心に多大な被害が発生をいたしました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被害の出た地域の日も早い復旧、復興を願っております。また、被災された方々のお力に少しでもなれるよう、粕屋町としても可能な限りの協力をしてまいりたいと思っております。

福岡もいよいよ梅雨を迎え、これから本格的な雨のシーズンを迎えます。本日14時より防災会議を行います。地域の住民のためにも災害に対する対策を十分に行ってまいります。

本日、平成28年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中を全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第1号は、平成27年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成27年度粕屋町一般会計補正予算（第5回）第2条により、町有財産管理事務、電算管理事業、広域サービス事業、臨時福祉給付金給付事務、小学校施設整備事業にかかわる繰越明許費は翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第2号は、平成27年度粕屋町土地開発公社決算の認定についてでございます。

平成27年度、土地の取得及び処分については、当初事業計画のとおり行われておりません。平成27年第3回9月議会で補正予算の議決をいただきましたとおり、借入金の償還に対する補助金として町から2億円を補助し、公社債務額を圧縮しております。去る5月13日に公社幹事による決算監査を経て、5月19日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、全員一致で承認されましたことをここに報告をいたします。

以上で法令に基づきます報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、諸般の報告をいたします。

まず最初に、指定金融機関の交代について報告をいたします。

平成5年3月議会定例会におきまして、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合の3金融機関を指定金融機関として2か年交代で指定する旨の議決を受け、現在4巡目で株式会社西日本シティ銀行を指定しておりますが、その期限が平成28年8月31日までとなっております。したがって、次の順番であります粕屋農業協同組合を平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2か年の指定金融機関に指定する予定でございます。

次に、第28回アジア太平洋こども会議・イン福岡ホームステイ受け入れ事業について報告をいたします。

本年も受け入れ家庭の協力を得ることができましたので、オーストラリア及びモルディブから参ります12名のこども大使と2名の引率者の受け入れをいたします。粕屋町には7月15日から7月24日までの間で10日間程度の滞在予定でございます。4月から各ご家庭の方との打ち合わせを実施いたしまして、受け入れ準備を進めておりますが、今後は町内小学校への登校や町における歓迎行事について関係機関と協議を図りながら、受け入れ態勢を整えていく予定でございます。

最後に、クリーンパークわかすぎの施設稼働延長協定についてでございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合が運営する一般廃棄物処理施設の稼働延長に当たり、平成25年3月の地元説明会に始まり、準備委員会、延長協議会と協議を重ねてまいりました。このたび調印の運びとなり、平成28年4月16日に須恵町外二ヶ町清掃施設組合とクリーンパーク稼働延長協議会、篠栗町、乙犬区、尾仲区、若杉区と

の間において施設稼働延長に関する協定書の締結が完了いたしましたことを報告いたします。

なお、稼働延長協定の期限は、平成39年度末までとなっております。

以上で諸般の報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は7件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

平成28年第2回定例会に町から提案いたします案件といたしまして専決処分の承認が2件、条例の改正が3件、平成28年度補正予算が1件、事業変更契約の締結が1件、以上7件でございます。

それでは、議案第37号から順次ご説明をいたします。

議案第37号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正したものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、固定資産税に関する経過措置及び町たばこ税に関する経過措置に関して、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかでありましたので、平成28年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第38号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため課税限度額を引き上げ、軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成28年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第39号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例及び粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い条項ずれが生じたので、同法の条項を引用する条例について所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第40号は、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律により、義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たに規定され平成28年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、同法の規定に係る条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第41号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、平成28年10月1日より粕屋町子ども医療費支給制度及び粕屋町重度障害者医療費支給制度の助成を拡大するに当たり、両制度での不均衡が生じないようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第42号は、平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,031万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億9,731万5,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金を2億6,031万5,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務事業費を474万円、学校給食センター管理運営事業費を2,747万3,000円、学校給食センター建設事業費を2億2,810万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

議案第43号は、事業契約変更契約の締結についてでございます。

P F I 事業による粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業のうち施設整備工事につきまして、昨年9月1日の地鎮祭後、工事に着手し、基礎工事を進めておりましたが、想定外の深さから大量の廃棄物が確認されたことに伴い、工事を一時中断せざるを得なくなりました。このことにより、当初計画の業務の遅延が生じたので、業務の遅延に伴う増加費用に対する契約金額及び事業日程並びに支払い方法を変更する必要が生じました。今般契約金額のうち、施設等整備業務にかかわる予定金額が5,000万円以上でありますので、民間資金等の活用により公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び同法施行令第3条並びに事業契約第113条の規定

に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますことをよろしくお願い申し上げまして、報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は2件であります。

なお、意見書（案）第2号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）につきましては、お手元に配付のとおり、提出者田川正治議員より6月1日に取下げ申請書が提出されましたので、粕屋町議会会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、取下げを議長において許可いたしております。

事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会議務局長（古賀博文君）

議事日程表の5ページ以降、上程は1件でございます。

6ページをお開きください。

意見書案第1号平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成28年5月25日。提出者、粕屋町議会議員田川正治議員、川口晃議員、本田芳枝議員。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

日程第7、意見書（案）第1号平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者代表田川正治議員。

◎9番 (田川正治君)

おはようございます。

議席番号9番田川正治です。平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書の提出者の一人として趣旨説明を行います。

平和安全保障関連法制が昨年9月19日、参議院本会議において強行採決されて成立いたしました。本年3月29日にこの法律が施行されました。この法律をそのままにしておくと日本はどのようなのでしょうか。日本の自衛隊が戦後初めて外国人を殺し、戦死者を出すという危険なことが現実のものになります。この法律には、戦闘地域での兵站(たん)の拡大、戦乱が続いている地域での治安活動、地域のどこでも米軍を守るための武器使用、そして集団的自衛権の行使、自衛隊の海外での武力行使を可能にする4つの仕組みが盛り込まれております。そのどれもが戦争を放棄し、戦力保持を禁止した憲法9条を乱暴にじゅうりんするものであります。国会論戦を通じて、このことは明々白々となってきております。

集団的自衛権は、この法律の核心部分ですが、これはいかなる意味でも日本の自衛とも、国民の命を守ることとも関係がありません。米国がベトナム戦争やイラク戦争のような先制攻撃の戦争に乗り出した場合に、言われるままに集団的自衛権を発動し、自衛隊の全部または一部を発動させて侵略国の仲間入りをする、その現実の危険があるわけです。自民党などは、この間、北朝鮮が国会決議を無視して核兵器、ミサイル開発を行ったことを理由として、集団的自衛権を備えないと日米関係がうまくいかず、北朝鮮の脅威から国を守れないということが言われてきました。しかし、集団的自衛権がどのように危険であるのか、このことについて元内閣法制局長官であった大森政輔さんが昨年の国会の参考人質疑で、次のように述べております。

我が国が集団的自衛権の行使として第三国に武力攻撃の矛先を向けますと、その第三国が我が国に対して攻撃を向けてくることは必至であり、集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければならない。バラ色の局面到来は到底期待できない、このように答弁されました。集団的自衛権の行使とは何か。それは、日本に対して武力行使をしていない国に対して、日本の側から武力の行使をすること、このことは相手国から見れば、武力行使の事実の問題として日本における先制攻撃となります。日本に対する先制攻撃となります。それは、相手国に日本を攻撃する大義名分を与えることになり、国民の命を守るのではなく、国民を進んで危険にさらし出すこととなります。ここにこそ集団的自衛権の本質があるわけであり、

この戦争法という法律が施行されたことによって、自衛隊が殺し、殺される差し迫った危険が今生まれようとしております。それは、国会論戦でも明らかになったように、激しい内乱情勢が続く南スーダンのPKO平和維持軍に派遣されている自衛隊の任務拡大、過激武装組織ISに対する軍事作戦への自衛隊の参加、アフガニスタンの治安部隊を支援するRS任務への自衛隊員の参加など、最初の殺し、殺されるケースになることが現実になろうとしています。新聞にも報道されました。北海道の千歳の自衛隊が南スーダンにPKOとして先日派遣されました。参議院選挙後の秋にも、混乱した乱戦状態のもとで武力衝突の危険の事態も考えられます。

さらに、安倍政権が国会で強行した平和安全保障関連法制は、立憲主義を乱暴に破壊することをやったことが法治国家としての土台を根底から危うくしております。立憲主義とは何でしょうか。憲法によって権力を縛るということです。たとえ国会で多数を持つ政権党であっても、憲法の枠組みに反する政治をしてはならないということであります。権力が憲法を無視して暴走を始めたらどうなるのか。法の支配がなくなり、人によって支配される、このような政治、独裁政治ということが使われますが、このような方向も考えられます。この間、安倍政権が憲法に対することにちゅうちょしない姿勢をとってきたことで、このことは明らかであります。国権の最高機関である国会がないがしろにされております。

それは、野党5党が昨年10月21日、憲法53条の規定に基づいて臨時国会を招集いたしました。にもかかわらず、政府与党はそれを握り潰してしまいました。その結果、戦後憲政史においても、1年を通じて臨時国会が開かれなかった初めての年となっております。安倍首相が野党議員の質問のさなかに早く質問しろと、このようなやじを飛ばしたことが話題になりました。行政府の長が立法府の議事進行を指図する三権分立の原則を踏みにじるという言動に出たことは、重大なことだと考えます。安倍政権による放送の自由、言論への権力の介入も極めて重大と言えます。高市総務大臣はこのように述べました。政治的不公平と大臣が判断したら放送局の電波は停止できる、このようにも発言をしました。電波を党略で私物化する、このようなことは表現の自由を保障した憲法21条を乱暴にじゅうりんするものになると思います。

このような独裁と専制の政治になっていくことは、国民は何も、誰も望んでおりません。衆議院憲法審査会に招かれた3人の憲法学者は、戦争法だということでこの安保法制に対して憲法9条違反とレッドカードを突きつけた。これは、自民、公明、次世代に推薦された長谷部泰男早大教授、民主党推薦の小林節……。

#### ◎議長（進藤啓一君）

田川議員、かなり時間たってますから。

◎ 9 番（田川正治君）

はい。名誉教授、維新推薦の笹田早稲田教授が述べております。福岡選出の古賀誠自民党幹事長もこのことについて、これほどの政策転換には憲法改正の手続が必要だ、国民投票に問うべきだと、このように述べております。安保法制は、専守防衛を捨てて売国の戦争につながることになる、このように述べます。また、憲法学者、元自民党幹事長や大臣経験者などが反対の声を上げております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、趣旨説明ですから、簡略にお願いします。

◎ 9 番（田川正治君）

全国では、戦争をさせない・9条壊すなの実行委員会、2,000万署名が今取り組まれて1,200万人の署名が5月7日に集まりました。粕屋町でも2,500人分の署名が寄せられ、戦争をさせないの声が国民の声として大きくうねりになっております。

以上を述べまして、この意見書についての趣旨の説明といたします。

◎議長（進藤啓一君）

説明が終わりましたので、意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

山脇議員。

◎ 12 番（山脇秀隆君）

質問をしたいと思います。

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権否認を定めた憲法9条のもとで自衛の措置が、武力行使がどこまで許されるのかということが今までは政府と国会の中で論議されてきました。要するに、曖昧な部分であったということでもあります。今回の法改正によって、他国防衛を認めず、専守防衛を堅持するため、厳格な歯どめをかけるため、自衛の措置の新3要件が制定されました。法律の文書にも記されており、この3要件が満たされないと自衛隊の派遣及びそういった武力攻撃ができないということになっておりますので、国会承認が事前承認として必要ということになります。

そうした中、この平和安全保障関連法制の廃止及び必要な法改正をすることという意見書案であります。この平和安全法制の概略、日本の安全に対して自衛隊法の改正、周辺事態法の改正、武力攻撃事態法等の改正、国際社会の安全のためにPKO法改正、国際平和支援法、これは新たに今回設けられた支援法律であります。これが全て廃止されると、ほかの新たな必要な法改正というのがちょっと見えてこないで、これがどういうことなのかをちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

皆さんにお伝えいたしておきます。

今は討論でございません。質疑でございますので、双方簡略にお願いしたいと思います。

田川議員、川口議員でよろしいですか。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今、山脇議員が質問されましたが、確かに1つの新しい法が提起され、あとの10項目は改正ということになりました。国会でもいろいろ討議されましたように全体が一区切りになっておりまして、全体を通じて廃止ということで我々は考えております。一旦廃止すると、もとに自衛隊法なんか戻ります。だけん、それは必要な改正があるだろうというふうに思います。

そういうことでよろしいですか。もっと詳しくですか。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

憲法学者の大方、圧倒的多数の憲法学者っていうふうここに明記されてるわけですが、憲法学者はもともと自衛隊に関して違憲であるということは、6割以上の憲法学者が言われてるというふうに聞いてます。

それと、今回この内容につきまして、ここには歴代の内閣法制局長官というふうに出ておりますが、ここに書かれてる方は何ら権力を有しない、要するに個人の意見ということにとどまってるというふう感じておりまして、今回の内閣法制局においては、この法律に関しては問題はないと、憲法は堅持されてるというふうな言い方をされておりますので、今回のこの意見書案が自衛隊が違憲であるというふうな捉え方をしているのかどうかというのを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

その件については、まだ中身としてその問題はしておりません。違憲かどうかっていうのは、それはまた新たに考えることであって、これは今回提起された安全保障体制そのものの廃止ということだけです。自衛隊の問題に関しては、言及していません。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案第42号と議案第43号を除く議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託し、議案第42号の一般会計補正予算については、地方自治法109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、特別委員会に付託して審査することとし、議案第43号の事業契約変更契約の締結については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、既に設置しております議員全員で構成する学校給食調理場建設特別委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に長義晴議員、副委員長に山脇秀隆議員と久我純治議員であります。

なお、意見書（案）第1号平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書（案）についてであります。これまで意見書は委員会へ付託しておりましたが、今後は付託しないこととなりましたことをご報告いたします。

なお、意見書案第1号についての討論及び採決は、議会最終日を予定しております。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了……。

◎5番（福永善之君）

意見書に関しては、5月27日の議会運営委員会の中で、今まで簡易採決でしたよね。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎5番（福永善之君）

簡易採決をまずやめるということで、議員の皆さんの賛同を得るという流れではなかったんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

その関係は、福永議員も議会運営委員会の委員でございますから、ご了承、ご納得になったと思いますけれども、参考のために一応報告をいたしておきます。ただし、報告のみです。

これは、平成27年9月定例会において、福永議員から、請願、陳情、意見書については議員対象となる場での審議にできないかとの意見が出されました。が、申合せ事項で簡易表決となっていることを説明したところ、了解をされました。ただし、請願、陳情、意見書の取り扱いについては、議会運営委員会の場でも協議したいと答えていただくところであります。福永議員は、この時点では議会運営委員会の委員ではございませんでした。その間、幾度の会議があるけ、それを受けまして平成28年、今年でございますけども、3月24日、そのときにはもう既に議会運営委員会ですね、福永議員は。議会運営委員会で取り上げましたところ、全議員の考えを聞いてみようということになりました。

そこで、平成28年3月28日、全員協議会を開催し、意見を求めたところであります。いろいろな意見がございました。総じて言えば、本会議で全議員による審議でもいいのではないかという意見、現在の、今までですね、簡易表決です。現在のよ様に、所管委員会に付託し、その結果を本会議場で委員長から、今までは文書でございましたけれども、口頭によって報告してもらい、審議したらどうかというような意見もありました。いろいろ出ましたけれども、まとめとして、出された意見を参考にして議会運営委員会で審議、協議し、結論を出し、皆さんに報告するということにまとまりました。

それを受けて、今おっしゃいます平成28年5月26日議会運営委員会開催であります。本会議において、全議員による審議、採決を行うことに決定をされております。この決定を総務常任委員会においては5月27日開催の同委員会で報告されておりますし、さらに27日の議会運営委員会において総務常任委員会所属以外の議員には、建設常任委員会、厚生常任委員会各委員長から伝えてもらうようお願いしてるところであります。

以上であります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて、ここでは討論ではございませんから、今決まったことを報告いたしておりますが、何か特にありますか。

◎12番（本田芳枝君）

12番本田でございます。

私議会運営委員会のメンバーではないので、今日突然こういうふうにあったことがちょっと戸惑っております、ある程度予測はしていたんですが。私が質問したいのは、今趣旨説明をされたんですけども、最終議会で趣旨説明はもう今回長くされたからないということなのか、その辺の申し合わせっていうのはどういうふうにしてやるのか、後で全員協議会か何かで報告がありましようか。その辺をちょっとお尋ねいたします。突然で趣旨説明が、だから私の受け取りは、最終議会で趣旨説明もあると思っていたので、その辺がちょっと不明瞭でしたから、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

わかりました。

議案の上程も町長から初日には趣旨説明していただいておりますですね。それに基づきまして、今日提案者から趣旨説明していただきまして、最終日に町から提出された議案につきましては討論、採決いたしておりますですね。今日の意見書につきましても、今日が質疑でございますから、最終日に討論、そして採決という形になります。

以上です。よろしいですか。

◎5番（福永善之君）

先ほど議長が時系列的に述べられたことはそのとおりです。ただ、5月27日に議会運営委員会の中で、この意見書の取り扱いに関する流れを打ち合わせをしたと思うんですよ。その流れの中では、簡易採決ということになってるから、1回それを一件一件皆さんに合意を求めないといけないと。その後に意見書を全員で協議して本会議場で採決するという、そういう流れで進んでいたと思うんですよね。だから、これは議会運営のあり方だと思いますので、その辺を確実に押さえておきたいなということを私は考えてるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

意見としてわかりましたけども、決定したことは私が申したとおりであります。よろしいですか。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時11分）

平成28年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年6月6日（月）

## 平成28年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月6日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番 議席番号	2番	中野敏郎	議員
2番 議席番号	12番	本田芳枝	議員
3番 議席番号	9番	田川正治	議員
4番 議席番号	3番	木村優子	議員
5番 議席番号	4番	川口晃	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会次長	大石進	総務課長	山本浩

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。小池議員から若干遅れるとの連絡を受けております。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いをいたしておきます。

それでは、通告順に質問を許します。

2番中野敏郎議員。

(2番 中野敏郎君 登壇)

◎2番（中野敏郎君）

2番中野敏郎、一般質問をさせていただきます。

今回3回目というふうな形になっていきますが、私一般質問というのをずっと考えながらっていうか、なるべくこの場でっていうんですかね、一般化していきたいというのは、議員に対してあるいは職員の方に対して、あるいは町民の方に対して、ああ、こういうことがあっているんだというふうなことをここで知らしめるというふうな形をしたいと思っております。それからもう一点は、皆様の頭の中に想像できるようなことっていうものをなるべくしゃべりの中でできるようにやっていきたいと思っております。

本日の大きな質問視点は、3点です。第1点は、総合的ということ。総合的ということで質問をさせていただきます。

総合という言葉をちょっと調べましたところ、この対義語っていうか、反対の言葉というのが分析と書いてあるんですよ。分析というのは木を刻んでいく、ちっちゃくしていくと。へえ、何か随分意味合いが違うなと思いつつ、この役場の世界っていうか、結構使われているんですね。総合計画、総合政策、総合窓口とかいろんな形で総合というのが使われておりますが、けどもそうならないというふうなところからの観点で質問をさせていただきます。

まず1番、ストレートにですね、これは前回質問した中身のちょっと忘れていた部分です。水鳥橋の想定した耐用年数、これはあとどのぐらいあるんでしょうか。スタートからの年数でも結構です。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、水鳥橋の想定した耐用年数について、私都市政策部の因ですけれども、答弁をさせていただきます。

本物件につきましては、平成9年に架設されましたけれども、駕与丁公園の利用者の皆様に大変親しんでいただいた歩道橋の歩道でございます。橋梁の設計に関しましては、当時の設計書がございませんので、耐用年数につきましては不明でございます。また、特化した耐用年数の定めというものはないものかと私は認識しております。一般的には、減価償却資産の耐用年数に係る省令によりますと、橋は構造や用途によって耐用年数が定められておりますけれども、コンクリート構造物につきましては60年と記されているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございます。

そしたら、2番目に入ります。あわせてまた話したいと思います。

橋脚のきちんとした分析結果というのは、ちょうど3月議会では出なかったと思いますが、そのあたりについての、これ建設常任委員会のほうでも出るんかとは思っておりますが、一般化する意味でもこの場でっていう、あの橋脚の状態はどうなのかということを中心に報告を願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今現在橋脚、これにつきましては2基ございます。その物件につきまして、試掘関係をいたしましたところ、ひび等の損傷というのは認められてないというところが現状でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎ 2 番（中野敏郎君）

先ほどの答えが60年というふうな形で、20年経過しているというふうな状態ですね。今度の橋脚のほうは、そうひびがないだろうと。ただ、私の思いますところに、ほかの部分にあれほどのいろんな問題があつて、それだけがどうのというのもすごく疑われると。そういう観点から見ましたところ、これをこう推し進めていくっていうんですか、そういうところに対してもう一つここに総合的な観点が必要じゃないか。町のほうでインターネット、ホームページに書かれました文章がございました。

水鳥橋についてというふうなことが出ておりますが、この文章、ちょっとだけ読みますが、安全性、経済性、施工性、構造的あるいは維持管理面、景観面など、総合的な観点から最も有効な橋をつくりたいと。確かに、総合的にその橋をつくるというふうなことを申されておるんですが、もう一つっていうんですかね。あその場所に橋をつくった過去があります。そしてから、今度もまたつくろうと、そういうことのトータルな総合的な考え方っていうんでしょうか。橋じゃなくてもいいじゃないかとか、いろんな考えがありますよね。そういうふうなことというのは、検討されているのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

総合的な質問でございますけども、水鳥橋につきましては今のとこですね、財政が許せば、今まで利用された方がおられますから、そういったものはかけていきたいという考えを持っておりますけども、総合的に考えますと、やはり議員のほうにも説明したと思っておりますけども、ただいま給食センターのほうで非常に多くの出費が検討されております。そういった中で、この橋ができるかということにつきましては、今後大きな疑問を持っております。そういった中で、議員が前回言われましたようにモニュメントということも考えなければならない可能性があります。そういった中で、今後は財政と検討いたしまして、優先的なものがどこから優先的にやっていくのかということを議論しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎ 2 番（中野敏郎君）

今の答弁に対してなんですが、3月議会の予算委員会の中で他の議員からも、あ

のあたりのことに関していろいろな質問があつておりました。何かといえ、やっぱり駐車場をつくったらどうか、久我議員あるいは太田議員なんか。今回も、久我議員もそういうふうな質問をされてるんじゃないかなと思いますが、私も先日ありましたバラまつりのときに、ずっとあの近辺というものを調査いたしました。

何を調査したかといったら、駐車場の状態がどのような形になっているかということですね。意外なことに、がらがらというか、結構すいているのがサンレイクですね。サンレイクの後ろなんかほとんどすいてるんですよ。よく調べましたところ、サンレイクは休館になった。まだこども館もオープン前というかですね、オープンしたというか、前というような形で、それからドームもあの日は休館ですか。ただ、いろんな駐車場に、一周回った全てにガードマンの方がつかれていて、もう一ついえば、バラまつりの東の駐車場、たった8台か10台ぐらいしかとめれないところには、職員の方々が朝からずつついてあって、杉野課長あたりがついていて、ずっと入れようとする方にストップをかける、たまには文句を言われるというふうな状態です。そこに入る前にも、まだガードマンの方が旧葛葉団地あたりですか、あのあたりぐらいでストップもかけてるんですよ。だけど、そういうふうな形でいっぱい来られる。何であそこにとめれないかといったら、当然搬入というふうな形があそこに必要なってくるから、あそこは確保しておかなければならない。

だけど、皆さんの思いからいえば、今水鳥橋もないですから、その対面でバラを買おうと、バラがたまたま今年余って、売れ残りでしたが、それと関係あるかどうかはわかりませんが、やっぱり買ってから持って帰るといふこの動線、そういうふうなことも大いに関係したのかなというふうな思いも持っておりますが、私いろんなところもまだ調査して回りました。たまたまJRがそのときウォーキングっていうんですが、やっておりました。朝早くからどンドン動いておられましたね。あの方たちの流れをうまく何かすればいいなど。私の中では、酒殿駅というのをもっと利用したらどうだというのをこの間も申しておりましたが、酒殿駅から降りる方はどのぐらいいるだろうかと。結構いらっしゃったんですよ。酒殿駅の本当の出口のほうから出られて、ただ残念なことに酒殿駅から降りて駕与丁公園に行く途中というか、行ってから、どこから駕与丁公園の園路に入るんだというふうな、そういうふうな案内がほとんどないというか、そういうところがございませぬ。そういうふうなところも換算しながら、私たちはっていうんですか、考えていかなきゃならないと思うんですよ。

年に1回のバラまつりだけだったら、我慢してそれでいいかなと思います。ただ、今度の第5次総合計画の中に、かよいあうっていうんでしょうか、粕屋シティ

一ですかね。私たちのまちというものをあそこの心かよいあうスマイルシティなんというふうなことでテーマつくっておりますが、まさに駕与丁なんですよ。そんな駕与丁がこの粕屋町のメインになるようなところで、まだまだこれからいろんなイベントをやらうとかいうときだったら、そういうこともあわせて総合的な駐車場であるか、別のある園路であるとか、そういうふうなルートを開拓しなきゃならないんかと思いますが、そういう観点からの方向性というものを町長はどういうふうに思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のところは、駕与丁はいろんな線引きがありますので、開発というものはなかなか難しいものがございます。タウンミーティングとか、そういったものにつきましては、あそこにコーヒーとかを飲めるところがあればいいとか、そういったものがいろいろございますけども、それにつきましては、やはり町が主体としてやっていかなければならないというところもありますし、やはりそういった線引きも外していないかんという、今後いろいろそういった方向性がありますので、今後の粕屋町の戦略としてそういったものが、あの場所については物すごく立派な場所でございますし、ぜひ大濠公園に近づけたいという気もございますので、そういった中では今後担当課としっかりと協議しながら、いい公園にしていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

確かに、町が使うだけじゃなくて、いろんな社会団体あるいは企業、そういったところも使っていけば、もっと活発な駕与丁公園周辺となると思います。ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

じゃあ、第4点というふうな形になりますが、議員になりましたから、この建物の3階をよく利用するようになったわけですが、私は議員控室からよく外を見ます。見えるのがサンレイクと、そして新しくできましたその間にあるかすやこども館。そして、その間にありますテニスコート、これに関して何にも歴史がわからなければ、不思議だなあ、何でこんなところにテニスコートがあるのか、そういうふうなことにして質問させていただきたいと思います。

なぜあそこにテニスコートができて存在しているのかということですね。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

中野議員のご質問にお答えいたします。

当時、テニスコートは原町駅の南側にございました。その町のテニスコートの誘致について用地の売却や道路整備等の問題があり、議会においても移設要望などがあったようでございます。このような状況の中で、生涯学習センターを建設するために組織された粕屋町町民ホール建設検討委員会が平成12年11月30日に現在の場所を第一候補地として答申が行われ、この答申を受け、総務常任委員会や議会全員協議会、審議会等が行われ、現在地に決定されたようでございます。建設に際しましては、原町駅南側、現在マンションとか建つてるところですけど、のテニスコート移設案を含んだ設計素案を議会にご提示、修正意見等も踏まえ、平成16年10月にサンレイクかすやと併設する形で完成しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ここでまた申したいのは、先ほど申しましたが、総合的な観点から考えたときに、どうしてもあそこにテニスコートがあるというのはおかしなこと。先日も植樹祭ございました。その前もイベントがございましたですね。そういう中で、片一方では例えば歌を歌っているあるいはいろんなしゃべりをやっている、横でテニスをやっている、こんな不釣り合いついていうか、おかしいんじゃないか、見えてる。スポーツの世界は、やっぱりスポーツの場でっていうんでしょうか、あそこに持ってきている意味というのが現在なくなってしまっているというか。

それだけじゃなくて、総合的な観点から申しましたら、私ちょっと、ちょっとだけですが建築をかじってたけど、先ほど見える風景から見ても、それぞれの建物に対してっていうんでしょうか。考えてみれば、基本的なモチーフがない、あるいは統一の色がない、あるいは統一の素材がないと、何もない。ほとんどそれぞれの主張でありましょうか、その方の思いで建物が建ったのかというふうな今年か見れないと。何か一つずつぐらいでも統一感があれば、すばらしい風景になってくるんじゃないか。例えば、ほんのお隣にある西部ガス、もう皆さん想像できますよね。西部ガスさん、どの建物も水色ですよ。本社、ほかにもありますけど。ああ、そうやってあれは西部ガスさんだなど。県でも以前そうでした。私が営業で回ってたころ、ほとんどの出先機関、結構レンガづくりの土木事務所なり農林事務所、そうい

うふうな形でありました。

そういうふうな形というものを、ぜひ何かこれからとってもらいたいと思うんですが、この間の議会でも田川議員とか長議員あたりが質問されておりましたが、建物が古くなってそれをどう管理していくかという総合計画というんですか、そういうふうなことが出るというふうなことありましたが、そういうふうな建物に対しての立地っていうんでしょうか、そういうことっていうのはどこですか。これ第5番目の質問というふうな形になるんですが、どこでどんなふうな形ですか。先ほど答申が出たというふうなこともありましたが、それぞれの一回一回であるのか、それともトータルにするのか、もう一つ言えば、総合計画審議委員会の中でそういう立地的なことでは余り話がなかったんじゃないかなと思うんですよね。どういうところでやるのか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も任期が短うございますので、どこでやるのかちゅうことは余り存じておりません。そういった中で、やはり今の建物を見ますと、今の煙突がある焼却場の横には浄水場がある。江辻の今建てております給食センターの下には、やはり廃棄物の残っている焼却場の跡地に建てているということもあります。それは、今回は、特にサンレイクで一番使わなければならない駐車場を潰してこども館を建てている。そして、その駐車場が足りないから庁舎の前に2,000万以上の駐車場をつくるという、そういった議員ご指摘のように、場当たりの感じを受けます。今後は、これから総務省が言われておりました公共施設の管理計画がございますので、そういった中で優先順位をつけながら、やはりどの体制でやっていかなければならないかということを総合的に考えてまいります。それは、今度の9月ぐらいになると聞いておりますけども、そういった中で議員ご指摘のように、今後粕屋町のカラーとしてどのようなことをやっていくのかというものを随時検討しながら、議員の意向に沿ったような形でぜひチャンスを与えていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

町長のほうから、数ある不都合な指摘というのをいっぱいされたんですが、確かに私も一町民として見て、何にもこういう現場になくて開発公社が持っていた土地がそこにあった、その土地にあった。私からすれば、先ほど町長言われました

給食センターですが、給食センターというのは給食センターではないというか、言葉からしてというんですか、センターなんだからやっぱり中央にあるべきで、そこになぜつからないんだろうかというふうな思いを持っておりました。センターでつくるんだったら、やっぱりそれは給食事業のことになるんだろうけどそうじゃないというか、総合的なという話で言うておりますから言いますが、いろんな意味を含めたそういう場所になれないんだろうか。

例えば、職員の方々、弁当やらその辺で買ったりしてあるけど、そこに賄いというか、食堂をつくる。一般の方もそこで食べれるようなシステムにする。そうしたら、私たちいつでも町カフェがそこでできるじゃないですか。ああ、誰々議員がいる、誰々さんがいる、ちょっと話をしようとか、そういう世界という。あるいは、夜になったらそこに老人の方が来られるのどうのとか、そういう何て言うんですか、総合的な考えというのがなかなかできない。これ私も初めて予算考えて、ずっと予算審議に加わって、予算というのが全ての部あるいはすべての課に分けられていて、それをあわせ持って何かをするというふうな形がシステムチックには何も無いというんでしょうか、そういうところに大きな問題があるんじゃないかと思いますが、先ほど、次の公共施設の管理計画というのが出るということですので、またそのときに私も意見を述べたいと思います。

そしたら、大きなテーマは次が変わります。

環境についてというふうなことですが、今回環境のことについて、これはかすやだよりの5月号ですか。粕屋の蛍、蛍放流会を行いましたということで先月出ておりました、町の話題ということですが。この辺で町の話題になってるかどうかというふうなこと、ちょっと皮肉っぽく言わなきゃいけないんですが、もう一つ議会のほうでも議会だよりの方々がこういうふうな形で論戦になった項目の一つに蛍育成による委託料100万円というふうなことで問題提起をしてありました。こういうふうな形で、私もそういう世界というのは大好きなんです、知ったのは初めての予算審議のときです。これに毎年100万円というふうな予算をかけてあるわけです、もう10年近くなるということですが、このあたりの経過とかこれからの展開っていうようなもの、一般化する上で皆さんに報告願いたいと思いますが、質問です、今の。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

エコアップ推進事業につきまして、これまでの経緯とこれからの展開について回答させていただきます。

エコアップ推進事業につきましては、町内にございます多々良川浄化センターの下水処理に着目し、水循環再生下水道モデル事業で中心市街地に良好な水環境を創設するため、また新規水源の一つとして有効な下水処理を利用し、悪臭の発生など環境が悪化している水路に下水道処理水を放流いたしまして、せせらぎ等、町民の憩いの場として水辺空間を整備するとともに公共施設の雑用水として活用しております。

蛍放流時には、町内の園児、保育園児を招待し、自然の大切さを学んでいただき、下水道処理の清潔さを知ってもらいたいと願って蛍学習会を行った上、たくさんの方々が飛ぶことを願って幼虫の放流を行ってもらい、毎年150人から200人の園児の皆さんに体験をしていただいているところでございます。

簡単でございますが、以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

その蛍事業というのがどういうふうな結果になってるかということですが、私もこの間3回ほど夜、夕方、蛍を見に行きました。1回目行ったときには、9時ちょっと前ぐらいですが、確かに10匹ぐらい飛んでおりました。飛んではおりましたが、残念なことにほかに見てる人は私たち夫婦を含めて、あと1カップルというふうな世界でした。さみしい次第でした。次、夕方に行きました。そのときに公園を散歩してある、あるいはマラソンしてある方にちょっといろいろお聞きしたんですよ。5人に聞いたんですが、1人の方しかその存在を知らなかったと。皆さんもご存知のように、あそこにもうまいぐあいに提示がされていないっていうか、私が言ったからか、こういうふうなことをしたかはわかりませんが、最近看板がちっちゃいのが上がっております。それから、蛍飛翔中というふうなポスターも張っておりますが、これも見ても、何だろうこれっていうふうなポスターっていうか、張り方っていうか、もうこれっていうのは、この事業というのがいないんか。あるいは、昨日行ったときも夜も3組しかなくて、私も見たのは3匹ぐらいだったんですよ。ああ、どうなんだろう、これに100万円かけるというんですか、ストレスがたまる。何でか。私もあんな蚊帳の外から中を見るだけで、全然その自然さというのを覚えなかったから、その後にやっぱり猪野の水の流れまでわざわざ行きました。そっちのほうがよっぽどいい。その100万円かけるというふうなところでどれだけの成果があるのか。

もう一つ申しましたら、あれは下水道のというふうなことなんです、その下水道の世界ですね、一番上から集水するところの、もう見られたことあると思います

が、看板はまず文字が読めなくなっている。それから、ため池というか噴水みたいなものがありますが、そこは水がもう使えなくなっている、滑るとか、そういうふうなことがあってと。何だかこれは夜のためにある公園なんかだと、もうあの部分だけがちょっと怪しいっていうふうな世界になっておりますし、もう一つ言えば蛍なんか昨日なんか見れるんだっただけですね、電気とか照明とかそういうことも工夫して半分ぐらい隠そうとか、そういうアイデアがあってもいいっていうんですか、そういうふうなところから蛍に関してっていうんですか、この後っていうんですか、また十分な審議というか検討をしていただきたいという思いで、最後まとめときたいと思います。

それに対してっていうんですか、私のほうでちょっと今日は別な題材を持ってきたんですが、大川小学校のあたりに平成21年、大水が起こりまして、あのあたりの堰というのが一つの原因じゃないかというふうなところで、何か今薬師堰というのが改良されております。私からしましたら幸いなことに、あの薬師堰がそれまで固定的だったのが工事中のためというか、今度は移動するっていうんですかね、するような形になりまして、あそこにたまっておりましたヘドロっていうんでしょうか、ごみっていうんでしょうか、それが一切下のほうに流れて行って、集めもしてあるんでしょうが、そういうふうな形で随分水がきれいになってきました。

今度は、あそこに新しく魚の道、魚道ですね。魚の道というのが新設されているんですね。このあたりのことを、せっかくこんないいことをやってるのに、私はなかなか知らなかったんですよね。何で知ったかといったら、地域の夏祭りの反省会である方が、いやあ、あそこは今度魚道ができて、私にとっても見たらもう一つすばらしいものがあつたんですが、あそこの伊賀公園には階段状の親水するための、親しく水と楽しむための階段があつた。ああ、あそこで夏祭りやらやったらすてきなになと思ってたんですが、それを壊すというふうな話聞いて、ああ反対したかったんだけど、ほとんど何か私も使ってなかったし、そう言えないな、そりゃあ護岸を守るとかいうふうなことが優先されるのかなというふうなことで何も言わなかったんですが、前町長というのは、あれは再利用しますとかというふうなことを言っておらっしゃったような気もしますが、実際上あれを再利用すると相当な費用がかかるかと私も思っておりますので、それ以上のことは述べませんが、なぜこういうふうなすてきなことをする、もっと広報してもらいたいと思いますが、広報的なことっていうか、そういうことはどういうふうな形でされたのか、私がたまたま抜けてたのかもしれませんが、その辺の質問をしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

薬師堰の魚道の設置の経緯、住民の皆様への周知につきましてお答えをさせていただきます。

薬師堰の改修につきましては、福岡県事業として戸原古屋敷地区の工事で平成26年度より実施し、護岸工事、堰体工事、ゲート工事等を5カ年計画、あわせて平成30年で計画をして整備を進めていただいております。この事業につきましては、河川法、河川整備基本方針によりまして河川の環境の整備と保全の観点より流水の清潔の保持、景観、動植物の生息、また生息地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮していただきまして、魚道の整備、施設整備を実施していただいているところでございます。

住民の皆様への周知につきましては、事業計画での説明会での報告と、今後の進捗にあわせてこの事業が形がきちっとできます状況のときに、さらに広報活動を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今の答弁のその一部分だけをとるわけですが、動物あるいは魚とかの触れ合いというふうなことを申されましたが、あそこの先行した工事は土井堰ですね。土井堰、私も見に行ったんですが、残念なことに魚道というところには入るに入れな場所になっているんですよ。上から見れないと、何だこれは、ああ、こんなことに薬師の堰がなつてはいけないなと思って見に行ったら、薬師の周りももうフェンスを何かしてあるんです。見ろうと思えば見れるんですけど、何だろうと。何でこんなことになるんだ、せつかくそんなふうなことをやろうとしてる。県に言わなきゃいけないのか、町に言わなきゃいけないのかわかりませんが、せつかく触れ合いしようというんだったら、あそこに座ってでも、安全を考えながら見れるような形にするというのが当たり前のことやないかと思いますが、そのあたり変えられますか、今から。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

本物件につきましては、ただいま申しましたように、福岡県のほうで施工していただいております。今議員さんからのお話もでございますように、せつかく親しむということもでございますので、やっぱり魚道に対して魚が遡上する、そういうふうな

状況を確認したいということも十分わかります。一つは、安全対策でもございますけれども、その旨県のほうに要望してまいりたいと考えてところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ぜひ、その辺は多分公園は町のほうの事業じゃないかなと思いますので、何かうまい具合に見れるような世界をつくっていただきます。

そういう川の流れっていうんですか、の続きで言いますが、町長のほうは、あじさいロードというふうな形で随分議員のころから言われて、前回も川口議員が質問されておりました。

私も少々かかわった身ではありますが、川がきれいになるというのをみんなで話していたときに、何かと、原点は何だろうなど。人間が美しくなる、女性が美しくなる、ああ、みんな一緒よねと。みんな見られてから美しくなるんだ、見られるからこそ何かきれいにしようというんですか。そういうふうな見られるというふうな世界に、さっきの魚でもそうなんですけど、川をしなければいけないというふうな件で、薬師大橋、その横にあります薬師大橋ですね。薬師大橋の北詰のほうには伊賀公園がございますが、南のほうの詰めには旧来のちっちゃな公園が残っております。随分前に、何かどこかの団体が、エコ何とかでしようか。あそこを整備されて、何かされてあったんですよね。で、私思ったんですね。ここに誰かがって、私が本当はしたいんですが、一般化するためにですよね。誰かあんなところで鳥が見れるように、あそこからだったら今は水量が低いから見れるんですよ。あの前も、前はただ飛んでいくだったんですが、とまったりするんですよね。そういうふうな、すみません、カワセミというものを今見せようと思ったんですけど、これがわからないと皆さんイメージできないと思いますが、きれいな鳥です、カワセミという鳥です。これが実はあの川にいるんですね。私、残念ながらあの川にいてほしくないと思ったんですよ。これ太宰府の市役所の裏で撮ったカワセミ、私が撮った写真です。ここでも撮ったんですけど、まだちっちゃかったんで、ここでできなかったんでこれにしましたけど、本当きれいなんですね。ずっと何かカワセミのことを考えていたら、何でカワセミはこんなにきれいなんだろう、ああ、さっきのことなんかとも思ったんですよね。美しくあるというか、川が美しかったんですよ。美しかったからこんな青色で、空から見たらわからないというか、彼らも防御してたんじゃないかっていうか、そんなきれいなんですよね。だから、そんなきれいな水に川がなって、カワセミが来てくれたらいいなと思って、あるとき私はカヌーを浮

かべてみたら、ヒューッと飛んでいったんですね。一般的な青い鳥というのは幸せの青い鳥なんですけど、私はこのとき、ああ、ちょっと悲しいなと、ああ、こんな汚い川でも住んでいいのか。なぜなら、この鳥っていうのは清流に住むとか、清流の宝石とか、本当きれいな言葉ばかりが並ぶような褒め言葉ばかりの鳥なんですよ。くちばしは新幹線の頭、そういうふうになってるとかという世界のものですよね。

あそこにこんな鳥を子どもたちが見れるというふうな場ができたらいんじゃないかと思うんですが、そういうふうな形であの公園を例えばNPO団体、あるいはちょっとしたまちづくりの団体というのが借りてやるというふうなことができるのかどうかというふうなこと、一般的な質問でしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

ただいまのご質問に出てきております旧伊賀公園の空間は、平成11年に薬師大橋を建設する際に既存公園が都市公園だったため、同規模の公園を対岸に整備した際に発生した残地でございます。旧公園用地としては約200平方メートルほどございますが、現在普通財産として町が管理しておりますところでございます。過去においては、議員さんおっしゃいましたように、ボランティア団体による整備等も取り組まれておりましたけれども、現在は草刈り等の管理を町で行っているのみの状況でございます。用途的には準工業地域でございますので、工作物を建設することに関して、用地の占用もしくは借用や建築確認等の手続を行えば、観察台の設置は可能と考えられますので、具体的には個別の内容を担当部署にご相談いただければ可能になるかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございます。

できるというふうな方向かと思っております。いろんな形でできるかと思っております。ぜひあそこはそういうふうなこと、利用していくことによって皆さんが川を見る、そういう一助になればいいかなと思っております。

先日も、この粕屋町で福岡県の植樹祭っていうのがありましたですね。そのときのテーマが『守ろうよ 水も緑も この町も』と、その原点である水っていうものを大切にしていって、その原点はやっぱりこの川の流れじゃないか。大川だけじゃなくて須恵川も面しておりますので、ぜひこのあたり、今後町長、またあじさい口

ードを含めて整備していただきたいと思っております。

じゃあ、第3点のほうに行きたいと思います。

教育のことというふうなことでテーマ出しておりますが、実は私前回の最後のところで12人の怒れる男というふうな話をしました、映画の話ですけど。1人ずつ何かいろんな私と同じ思いをしてくれたりいいなというふうなことで、いろんな方に、議員の方にも、何か本を読んでみたらどうかとかいうふうな形で配ったりしているんですね。町長に、もう大分前にこの本を、まあ町長にだから差し上げて、ぜひ読んでくださいと。

この本、福井モデルというふうな形で、私が言いたかったのは、福井モデルじゃなくて、福井モデルをモデルにしての粕屋モデルをつくってもらいたいなど。何で福井モデルという本が出たかと申しましたら、福井というのは、ちょうど私が総合政策審議委員の委員になってるころに、これも言いたかったんですけど、なかなかそのチャンスがなかったんで、福井というのはすばらしい県。何がすばらしいかといったら、町長がやりましたですね、1番というんですか、福岡県で1番のこのを幾つも書いてありましたけど、福井県というのはいっぱい1番があるんですよ。パーッとだけで見ますよね。日本で一番幸せな県と言われております。人口が10万人当たりの社長輩出が1番、全国トップだと言われております。まだいいですか。日本一の眼鏡の生産地、これはご存知ですね。それから、共働き世帯が、これがまた全国1位。まだまだあるんですよ。待機数、県内の待機児童数はゼロ。それから、勤労者世帯の実収入が月に63万円で、これがまた日本一っていうふうな形ですね。それから、ここにおられる方も大部分この間参加されて知ってあると思いますが、学校経営発表会のおき出ましたですよ。秘密とってから出ましたけど、福井県と秋田県というのが学力がナンバーワン、そういうふうなところはどこどこにあるのかというふうなところで、町長にぜひ読んでもらってそういうふうな答弁をお聞きしたかったんですが、時間がそんなにはないんですが、町長、この中で何か得たものがあつたらというふうなことを思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回この質問をいただきました。そういった中で、今度は新教育長が就任いたしております。教育のことにつきましては、私に任せてくださいということで、私が読んできちっと答弁いたしますということでありますので、教育長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

ただいま町長が申しましたように、いい本を中野議員、紹介していただきました。大変参考になりました。

そこで、私のほうからお答えといえますか、この福井モデルについて非常に参考になった点をちょっと最初に申し述べて、その後学校教育、または地域教育、または町政のほうに私が進言できるようなものについて少し述べさせていただきたいと思います。少しお時間をいただきます。

この藤吉雅春氏の福井モデル、私特に読み返したのは、第1章から第2章、第3章、最終章という形で4章で成っている本でございました。特に最終章は、全ての答えは学校の授業にあったという表題でございました。ここを特に読み返したんですけど、なぜかといえますと、現在福岡県の経営課題の一番に学力向上があります。各小・中学校では、授業改善、アクティブラーニングといった生徒主体、生徒相互の学び合いのある授業の創造が求められています。また、これまでの県の取り組みの中で、全国学力・学習状況調査の結果は小学校に一定の成果が見られるものの、中学校の成果は全国平均をまだまだ下回っているという現状があります。これまで過去問に取り組みせる指導や学力診断テスト、県独自のテストでございます。また、小学校5年生、中学2年生を対象として6月に福岡県学力調査を実施するなど、この全国学力・学習状況調査の結果を全国平均よりか上げるといった目標を持って県としては取り組んでるんですが、なかなか実現に至っておりません。しかし、福岡県の小・中学校の先生方の努力は非常にすばらしいものがありますけども、なかなか成果があらわれていないのが現状でございます。この本で、福井県の学力の高い結果があらわれている背景や授業改革を知ることができました。そこで、福井県の教育の一端をご紹介させていただきたいと思います。

福井県は、歴史的に筑前一向一揆ですか、米騒動の失敗、学校は生きるための準備をする場という意識で、何もないから頭を使って生き抜くと、武器は教育だという市民の意識がもともとあるそうです。そこで、まず教師の意識を変えることから始めると。福井の教員は、学習指導要領、これは文科省が出しますどの子にもここまでの力をつけようという指針でございます。が出るたびにこれから先、子どもたちがどんな学びを得ていくのかと将来を見据えた議論が繰り返されているそうです。思考力を問うことを目的に、県全体で学力テストも実施されているようです。知識伝達型授業からの脱却、思考の変異の可視化、生徒の思考の変容をレポート等で可視化といった授業改革が進められています。授業では、特に全国学力・学習状況調査に向けて事前にテスト対策はしていないということでした。

また、黒板を使い、教師が教え、生徒が黙ってノートをとりながら聞くといった明治時代からのスタイルからの脱却が進んでおるそうです。その背景は、学校で習った式が正しい答えとされていて、視点や意見が違う人と出会うと簡単にひっくり返される。こういうグローバル社会を考えると、自分でどこに問題があり、情報をどこで自分で集め、考え、判断できる人間づくり、これが必要になってるということを中心に行っているからだそうです。すなわち、意見の違う人たちとの合意形成に主眼を置いた教育である。自発教育ともいうそうです。全国学力・学習状況調査、A問題、B問題とあるわけですが、B問題、いわゆる活用問題の結果が高いのはうなずけます。これが日々の授業で培われているということでした。新しい時代をつくるのは教育です。OECD、経済協力隊が始めるPISA、学習到達度調査といいます。これは思考力を問う問題で、模範的な正解がないテストです。教科書を完璧にでなく、教科書にない視点で課題を見つけ、解決する力が大切である。このような人材育成で大切なのは、未来を描いて人を育てると、この逆算の発想で人を育ててきたのが福井県ということだということはわかりました。

またもう一つは、児童・生徒は宿題に熱心に取り組み、教員は宿題を臆することなく出す。この宿題を家庭でやり抜くことで、子どもたちが耐えながらやるという勤勉さを身につけさせているということだそうです。このように日々の授業で子どもに考える力や宿題を出すことで、子どもに勤勉さを身につけさせる家庭学習に取り組ませることの持つ教育的価値を改めてこの本から私自身、知ることができました。

このような実践をしている福井県が、今日本が直面している少子・高齢化、人口減少といった課題にどう対応しているか、この1章から3章までに具体的に紹介されていきました。現在の日本の現状は、2005年には全国では出生数と、失礼ながら死亡者数が既に逆転をしていると。また、2025年問題と言われてます日本の人口が団塊の世代が全て後期高齢者になり、全国平均で人口の30%が高齢者になると言われております。そこで福井県では、それぞれの都市が高齢者と地域が知恵を出し合っ協力し、地域経済の活性化や人口流出を防ぎ、人を引きつけ、企業が、これ大切なことだと思います。企業は行政任せではなく、自分たちで何ができるか、どうお互いが協力してともに利益を上げるかといった意識やまちづくりは市民が自分たちでやるという意識を持って取り組んでいるということが具体例として示されておりました。

また、従来の枠にとらわれない市民と地域が連携したさまざまな取り組みが紹介されています。現在、福井は出生率が高く、子どもが産みやすく育てやすい環境であり、女性が働きやすい環境であるということも述べられております。それは、職

場で男女が会う機会が多く、結婚し、出産しても、周囲が手助けしながら再び女性が安心して外で働くことができる職場の環境づくりが進められているからだと思います。これは先ほどからの議論になっておりますが、総合的と、まちづくりということにも直結してる言葉ではないかと思えます。また、高齢者も家でじっとしているのではなく、手に職を持ったり、ボランティア活動、地域活動に積極的に参加したりしておりますということ、このことを次回の私は小・中学校の校長会、集めたときにこの本はぜひ紹介をさせていただいて、また学校訪問をした際には、若い先生方には特に生徒主体の授業をということでお話をしていきたいと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

答弁長かったので、どう答えたらというところになりますが、私も1つ思うところ、その一向一揆とかというふうなこと、随分歴史的な問題であるんですけど、その後に彼らという、市民意識というふうな言葉が出ましたけど、確かにそういう部分があるんですよね。市民意識があるからこそ、そういうふうな自発的なことが行われていく、これちょっと余り言うと、また中野がとか言われますので、ちょっとやめときます、すみません。

実は、それで私も先ほど教育長が言葉を出されましたけど、アクティブラーニングですね、その世界にちょっとはまっていたんですよ。今は福岡県もアクティブラーニングをいろいろ取り入れてて、福岡の高校あたりが、6校ぐらいが研究校になってて開発されている。何のことかといったら、私は何かそういうふうな姿を小学校の入学式のときに見たんですよ。大川小学校の入学式のときに今度の校長さんが、木村校長もされてたそうなんですけど、校長の挨拶のとき、横にスクリーンがあってから、そのスクリーンに映像を流しながらしゃべられてるんです。そのときに、ある言葉がありました。何てあったかと、背筋を伸ばしてと。そしたら、子どもたちがずらっとその画面を見てから動いてるんですよ。ああ、そうだよ、映像というのはわかりやすいよなど、わかりやすい。確かにそれでストレートに。私たちと違って、彼らはもう子どもころからそれが当たり前だから、逆に言う想像、私が最初に言いました想像というのがちょっと減ってるんかもしれないなという不安を持ちながら、だんだんだんだん私はそういうふうな世界に入って行って、これは実はアクティブラーニングの有名な模式図というか、これはラーニングピラミッドと。

でも、おかしいですよ、息子からは言われました、こんなおかしいよと。確

かにそうですよね。きれいな形でこんなふうパーセントが上がっていくと。ただ講義をする、ここで私がしゃべるといのは、本当5%ぐらいしか聞かないんじゃないか。それよりかもっと、一番最後だけ強調してますけど、学習内容を教え合う、伝え合う、これやると相当に学力が伸びるといのか、教師をやっていると、私も教師をやったころ、子どもたちにできる子が教えてやるんですよね。そして、できる親から文句が出るんです。うちの子はもっとできるんだから、もっと先に進んでください。当たり前な形で出るんですよね。だけど、それをやることによって、その子も相当に伸びていくといのか、これが全てじゃないんですけど、こういうふうな形でだんだんだんだん私たちの世界は変わってきている。

これは、こういうふうな世界だけじゃなくて、議会もやっぱり変わっていつてる。安城市というのがiPadですか、そういうなのを取り入れて議場でみんな持ってから議会をやっているというふうなことですね。走りは何かといったら、紙がいっぱい使われると。私も思いました。一般質問をするたびに、私のためにこうやって皆さんがずっと話を聞いていただけるわけですね。それから、それが終わった後も裏方の方たちがこうやってテープを起こして本にしていく。こういうふうな時間を含めたら、私がここで1時間でしゃべることといのは、相当な価値がなきゃいけないと、すごいプレッシャーと。大学で教えてたときは1コマで1万円ちょっとぐらいの金額をもらう。ぐらいといったら失礼なんですけど、だけどこだったら相当に私は、ああ、張り込めて何か研究してここにしなきゃいけないかなといふふうなことを思ったんですけど、そういうふうなことはちょっと置いときまして、やっぱり時代が変わってきているといのはこの間の学校の発表会、経営発表会でもありました。仲原小学校の先生は3つも同じことを言いました、同じようなことですね。子どもたちが大きくなったときにその仕事はもうなくなってるよという話ですね。デューク大学の先生の話、それからグーグルの社長であります最高責任者のラリー・ページなんかも、20年後はあなたたちの仕事はなくなってますよと。確かに20年前、30年前に比べて随分変わりました。私たちが子どものころに携帯電話とか、そういうITの世界の人が企業のトップになるなんて誰もといのか、ほとんど想像しなかったですよね。こんな変化がこんなに起こってるのに、これからもっとこんなふうになっていくんだしたら、これは当たり前といのか。

そうしたときに私が言いたいのはここです、いいですか。主体的な教育、アクティブラーニングといのは、主体的な、自発的な、さっき言いました福井といのはその自発がすごい発展してるんですよね。主体的な教育をやっていかなければ自分で生き残っていけないといのか、やっていけないといふふうな世界が、今教育界の中で言われている。だから、私は言いたいんです。学校経営発表会、そうい

う形ではありますが、あれというものをやっぱり主体的にやれるような形でやってもらいたい。主体的に先生がやっていったら、子どもたちもやるんじゃないか。前々回の学校経営発表会のときはペスタロッチの話が出ました。先生が輝いてないと、子どもたちも輝かないと私は思ってますよね。だから、先生が、うちの女房もまだ先生してますんで、そういう応援じゃないです、やっぱり疲れてるんですよ。議長もこの間話されたんですよ。今は職員の方って、学校職員って結構労働時間長いと、13時間という平均言いましたが、この間するときにも横にいた教師言っちゃったよ、いや、そんなもんじゃないよっていうですね。うちの妻でも、8時に出て8時過ぎ、もう9時ぐらいしか帰ってきません。もうそれがずっとみたいな形ですね。僕だったら、こんなに労働してたら、自分の発想であるとか主体性とかは出てこないと思うんですよ。そのあたりどうにか何か改良できないものかというふうなことを思うんですが、学校経営のことを含めて、もう一回答弁お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

多忙感、もしくは超過勤務等とのこともございますけど、まず最初に学校経営報告会や発表会の経緯についてお話しさせていただいて、その意義づけですね。そして、現在教員が抱えております、学校現場が抱えております超過勤務等のお話をちょっと最後にさせていただきますので、少し……。

◎議長（進藤啓一君）

あと5分ですから、7分ですから、なるべく。

◎教育長（西村 久朝君）

先日、5月20日に学校経営発表会を今年度行いました。これは、平成25年から始まって本年度で4年目になります。以前は、昭和57年に粕屋町教育問題懇談会という名前で、これは平成25年まで続いている委員会であったというふうに聞いております。内容は、当初教育予算を町長、それから議員さん方にお話しする会であったということがスタートで、その後PTA、それから各学校が抱える問題等を聞いていただく会として議員さん方、それから町PのPTAの役員さん、それから教育委員さん方、それから議員の総務委員さん方が参加されて、これが25年まで続いたということで聞いております。

もう一つございます。それは、平成19年から開催いたしまして、これは平成24年まで、1年前までで終わっておる事業でございますが、粕屋町の・小中学校の学力・学習状況調査を分析して、これ19年に始まるとるんですけど、これを分析して

課題を明らかにし、各学校の教育力向上に向けた実践を全教職員、保護者らと共通理解をするということでこの委員会が小・中学校教職員全員研修会という名称で教育委員会が夏休みに主催をしております。これ全職員を対象に教育委員会が4月に行われます全国学力・学習状況調査、これの結果を分析してこういう課題があって、9月以降こういう授業をしてくださいということを全職員に伝える場というのが平成19年から平成24年まで行われております。これを当時の教育長さんと当時の校長先生方が話されたんだろうと思いますが、翌年から校長先生方に本気で学力に取り組んでいただこう、校長先生方にリーダーシップを発揮して学校経営をやっていただこうということで思い切ってこれを学校経営発表会、そして2月には学校経営報告会という形のほうにスライドされたというふう聞いております。

2つの委員会が消滅して学校経営発表会、報告会が変わったんですが、もう一つ大きなこれは背景がございます。それは、学校を地域に公開する、いわゆる学校経営に対して地域から信頼をされる学校づくりを校長がやるんだというリーダーシップをとるということ、これがこの会の狙いでもありますので、今後もこれを続けていきたいと思っております。このことで、やはり今まではどの先生が自分の力量、自分の考えでいろんなベクトルを出していたのを校長が示す学校の教育目標の実現に向けてベクトルを同じにするということ、これを明らかに校長はすべきだということで学校経営の重点目標をきちっと立て、職員に周知し、自分はこういう手だてで実現をしていきますということを皆さんに宣言をする場、これが発表の場だというふうに思っておりますので、その分によって先生方が、無駄な時間は教育にございませんけども、一点突破、集中して全員が同じ力でやれるようにということ、それとICTにつきましては、町のほうからも十分施設を整えていただいておりますので、かなり軽減化はされてるかなと思っておりますけども、あとは先生方の本気度で今頼るところも多分でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

行政のほうからも一言お伝えしたいと思っております。

今中野議員がおっしゃったとおり、私もそのとおりであると思っております。そういった中で、やはり職員が輝かなければこの組織は輝かないと私は思っております。そういった中で町長はどう考えてるのかではなくて、私は所管がどう考えてるのか、どうやって粕屋町を伸ばしていくのかというのをしっかりと考えさせて、それを集約することが町長の役目ではないかと思っております。そういった中で、今

までのようにトップダウンではなくて、やはり以前も言いましたが、ボトムアップでしっかりと各所管がどのようにしてこの粕屋町を今後将来的にも発展させていくんだという、そういった意見を集約させる、それで今からはやる気を出す、そういった職員の意識を変えるってということが私の役目だと思っておりますので、私は来年の予算につきましては、今までの予算のやり方と変えます。配分制に、枠配分をやります。そういった中で、その予算の中でどのような事業ができるか、どれだけ効果を出せるのかということをしかりと職員に考えていただいて、次の世代に向かっていただきたいと思っております。今までの予算組みは、10億円ぐらい余計にしておりますので、そういった考え方を改めておりますので、議員のご期待に沿うような方向性に持っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

最後のまとめになりましたけど、今町長と教育長が言われたことは、ちょっと矛盾してるかなという部分はあるんですね。教育長はトップダウン的な世界でっていうんですか、自分の学校目標をというようなところですが、私が言ってるのは主体的にもっと先生たちが持っているのを編み出してつくってくださいよというふうなところですよ。町長が言ってるようなことになるかと思いますが、そういうことをやってもらいたいというふうなところが1つですね。

それから、学校経営発表会、私は1回目発言したんですが、2回目発言しなかったんですが、先ほどのモデルじゃないんですけど、やっぱりああいうところがこういう発言ができるような形になっていく、そうしなきゃあもっと広がっていかない、そういう方向で今度の会はつくってください、設定してください。

要望じゃなくて、そういうことです。終わります。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

学校経営は、校長の独壇場ではございませんので、やはり職員の意見、それから生徒の実態、地域の特色、そういったものを総合的にして自分のビジョンをつくるものであります。ですから、トップダウンということはございませんので、私の言葉が足らなければ、今修正をかけたいと思います。

それから、発表会、報告会につきましては、あくまでも発表会、報告会でございますので。

◎ 2 番（中野敏郎君）

ありがとうございました。

もう終わります。

（2 番 中野敏郎君 降壇）

◎ 議長（進藤啓一君）

12番本田議員。

（12番 本田芳枝君 登壇）

◎ 1 2 番（本田芳枝君）

それでは、12番本田芳枝が通告書に従って、今から一般質問を始めます。

まず、いろいろ今おもしろかったんですけど、それは本当は最初今言いたいけど、自分の質問がおかしくなるので、とりあえずちょっと用意したものをしたいと思います。

人づくり、まちづくりの構想はというテーマで質問いたします。

平成28年度は、粕屋町政の歴史にとってターニングポイントの年だったのではないかと後年振り返ったときに言われそうな気がしています。環境は整いました。どう舵取りするのか、因町長の思いを聞かせてください。

具体的に申しますと、今年2016年は、町制施行60周年の年です。また、第5次総合計画が本年よりスタートします。町長選が昨年10月にあり、この4月より新町長のもとで提案された2016年の予算執行が始まっています。人口4万5,000人、市政を目指していますが、5万人達成までは遠い道のりと予想されています。したがって、市政を目指す早道は合併ではないかという意見もあり、町長は検討委員会を設置して検討してもらおうと選挙時にはおっしゃっていましたね。いずれにせよ、人口を増やす、特に若い世代が多く住む町にというのは、町長だけではなく、ほとんどの町民の願いでしょう。幸い粕屋町は、交通の便がよいこと、賃貸アパートが多いこと、宅地造成が進み、宅地の提供が進んでいることなどで、福岡市のベッドタウンとして今後もますます発展することでしょう。実際、税収も伸びています。

さて、課題はというと、持ち家率が低いのが粕屋町の特徴です。今後も、農業の後継者不足でアパート業が盛んになる可能性もある中、新住民と言われる方たちに粕屋町のよさを伝えることができるかどうか、どうやって住民同士の絆を強めるか、それが一番の課題ではないかと思っております。

それでは、町長に以下5点についてお尋ねします。私なりに構成と時間配分を考えました。まず、町長の思いを3分、それに対する私の質問を3分、それからまた町長に回答をお願いします。これで1つのテーマに七、八分かかる予定で5問で40分、残りの時間は、全体を通して特に重要な点についてまた私のほうからお尋ね

して、それに答えていただくという流れではどうでしょうか。それでは始めます。

第5次総合計画についてですね。今回は、非常にテーマだけを書いております。今までとは違ったやり方で、うまくいくかどうかはもう本当わからないという状況になっております。

先ほど申し上げたように、今年から第5次総合計画のもとに町政が進められます。総合計画は、今回から議会も特別委員会をつくって、かなり審議を深めました。議員時代の思いなども含めて、今どう思っておられるかお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、お答えいたします。

総合計画、ちょうど今年から10年にかけて計画したわけでございますけども、この総合計画というものはある程度の総枠でございますから、概略になるかと思えます。そういった中で、自分の思いはこれだという意識じゃなくて、その方向性をある程度に向けて進むという感じしております。

そういった中で、先ほど議員が質問されたように、今年度の予算がもう既に始まっているということで質問がありましたけども、今回の予算につきましては、もう既に予算がある程度決まっております。そういった中で、その方向性というのには私のカラーは出せませんでした。しかしながら、先ほども中野議員のときにも言いましたように、今回の予算組みにつきましては、最終的には非常に所管の課長が苦勞しておられて、大体みんなが10億円近くの予算を多く出しておりました。そういった中で、あとは町長、副町長が削減するというようないつものパターンではなかったかと思えますけども、私は、これでは全く職員の考えがまとまらんじやないのかと思っております。やはり、下からしっかりこういった事業をやりたいと、そしてその事業がこのような形でやりたい、予算組みは幾らなのかと、やはりそれを各みんな考えて、その予算の枠でどれから優先順位をつけてやっていくのかという、やはり一人一人の職員がそういった丁寧な考えの中で事業を進めていかないと、この役場の中身は改善はできないと私は思っております。初めから、もう削減されるから余計に上げとこうとかというような何か予算組みのように見えるわけですね。そういった職員の考え方ではなくて、今度はこの枠の中でいかに充実したものをやるか、そしてもしお金が足りない分につきましては、やはり補助金がどこかないだろうか、随時目配りをして、やはりそういった努力をしながら事業をやっていくべきではないかと私は思っております。

そういった中で、時期は早うございましたけど、半年前になるから、来年度の予

算は枠配分しますよと、枠配分してしっかりと自分たちの今やっている事業のことをしっかりと検証してください。そして、必ずやらなければならないこと、そして新しくやること、そういったものをしっかりとチェックやってくださいと、そして最終的には私はよその地域でもあっておりますが、やはり各課対抗のプレゼンぐらいはやって開示すべきではないかなと。そして、やはりみんながそういった事業の組み方というものを勉強しながら無駄を省く、そしてやりがいのある事業を進めるといような、そういった形での改革を考えております。ですから、もう業務命令として所管の課長に言うておりますので、ぜひやっていただけるものと考えております。

それから、人口増加についてと言われておりましたけども、私は人口増加の施策というものは余り考えておりません。人口の増加をするによって、やはり反対に税金の使いが多くなるのではないかなと私は考えております。そういった中で、やはり今後は企業誘致というものをしっかりと考えなければならないと思っております。先日、ちょっと別の関係でルクルの固定資産税だけをちょっと計算させていただきました。ルクルの農地が今まで幾ら固定資産税を払ってたのかと、31万円です。しかし、今ルクルができて2億何千万円から数千万円の税収になっております。そういった中で、もう一つは私たちも経営しておりますが、福岡インターの真下に私たちも土地を流通センターに貸しておりますけども、やはりそこも固定資産税は50万円ぐらいだったと思いますけども、やはり今は、福岡市と境ですから若干割れておりますけども、1億数千万円の税収が増えております。そういった中で、地権者の方は所得が増えて、町、県民税も高くなっております。そして、国民健康保険の税金も高くなっておりますし、そういった中で税収が増えてきておりますので、その税収の中から、やはり住民のサービスとしていかなければならないと私は考えております。

そういった中で、あえて土地があるからといって、住宅地をつくろうかということは考えておりません。やはり、ほかのそういったベッドタウンのところを見ますと、元気のあるうちはいいですけども、20年から30年たちますと空洞化してきます。そういった中で、そこに産業がないから子どもたちがそこに住みつかないという傾向を考えておりますので、私は粕屋町において、そこに仕事がたくさんあるというようなことを考えなければいけないと思っております。そういった中で、やはり今までの発想の転換ではないかと思っております。そういった町政の舵取りच्छゅうのは、やはり今から税収を稼ぐというような、稼いだ中でそういった住民サービスに織り込んでいくっていう、そういったことを考えております。合併につきましても先ほど聞かれましたけども、やはり合併というものは相手があつてのこ

とでございますので、粕屋町だけが合併、合併とは言われない状況かと思えます。時期を見まして、そういったものにつきましては前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

やはり難しいですね。私は、総合計画そのものについてどのように考えておられるか、それを今後この調査にどのように生かされるご予定かということを中心にお尋ねしたつもりだったんですけど、前文に余計なことを申し上げましたので、そのことが今町長が考えておられることと一致したのでしょうか。だから、そういうことになったと思います。

それで、総合計画はもう簡単に、あれは総枠です、概略ですというふうに片づけてしまわれましたが、私はそう思っていないんです。今回、第5次総合計画は非常に素晴らしい内容だと思っています。粕屋町が、この前もあるんですけど、第4次総合計画、そしてこの5年後に第4次総合計画の基本計画、これが過去5年前に提案、ちょうど篠崎町長るとき。これが全ての事業にひもづいた形で、今の予算のことをおっしゃいましたが、予算をどうするかということと、それから総合計画の事業をどのように進めるかということがちょうど一致した形で、そしてその数字を扱うこと、予算、決算の中でそれがどのように生かされているのかということがすぐにわかるような仕組みになっております。

それを町長にどのように考えられるかというところをお尋ねしたかったんですが、ちょっと私の思いと違うなと思いますが、この総合計画自体について、町長はどのように考えておられるか、それを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、先ほど言いましたように概略でございます。そういった中で、各所管がそのこと、自分の持つところをしっかりと考えながら、効果を持たせるような企画、提案をしていかなければならないと思います。そういった中で、その基本ラインの中から最終的には町長が方向性を決めていくという考えを持っておりますので、そういった詳細の金額がどうやってどう合うのかというまでは、そういったものは考えておりません。もし考えておって、私がそういった所管のほうに指示をすれば指示待ちになるかと思っておりますから、そういったものは一切、余り考えないよう

にしています。こういった見ながら、職員がどのように考えてどう提案してくるかというものを判断しながら、やはりこの総合計画に沿ったような形で事業を進めてまいりたいと思っておりますので、そういった考えを持っておりますので、どうぞご理解をよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それは、いかにも正論のように聞こえますが、私は全てのもとにおいて、町長はこれを全て読破して、内容を頭に入れておかなければ物事はうまくいかないと思います。職員の方が今までの従来のやり方で、あるいはこれを考えて予算を提案されると思うんですけど、そのどこがチェックポイントかをわかってないと予算査定はできないと思うんです。粕屋町の流れが今どういう状況になっているか、私はこれは縦軸だと思っています。縦糸、そして各町長は横糸、町長にも公約がありましょいうが、町長はかわられます、もう本当はかわってほしくないけど。うち今4年ごとにかわってるんですよ。だから、3色の色が入っているわけなんですけど、でも行政は継続して物事を進めていかなければいけない。そういった中で、職員の発想、町民の思い、それから町長の思いをどう生かすか、その集約されたものが予算案だと私は思っていますし、それが生かされているかどうかは、決算書、決算を見ればある程度のことにはできる。ただ、1年1年ごとの結果なので、それではだめなんですね。だから、継続してそれを見るという、そういう姿勢のもとにこの総合計画があると思います。

それで、これには行政評価ということがありますが、行政評価委員会というのが今あると思うんですけど、それは今どのように、行政評価はどのように考えておられますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

もうちょっと詳細にわかるような質問の仕方よろしいですか、もう一回。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

この行政評価委員会のあり方は、私はもう最初からいろいろ提案をしたり、お願いしたりしているところがあります。この事務事業、結果として数字が出ますよね。例えば、今もう5月、6月で締めたと思うんですけど、今度9月に出ますね、

平成27年の結果がですね。それを行政が締めて、それから決算の特別委員会で議員が承認するかどうかを審議して、それと並行して行政評価委員会というところがある内容を精査しますでしょう、住民の立場から、あるいは識者の立場から。そのやり方が、私は前からちょっと不十分ではないかなと思っていたんです。それを生かさないと次にならないからですね。今度変えてもらいたいと思ってるんですけど、行政評価委員会の状況を今説明してください。今のそのお答えではだめですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、今のところ行政評価委員会に入っておりませんし、内容は存じておりませんので、今の行政委員会の入っておる所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

議員がおっしゃってるありますのは、行政評価委員会のことですね。事務事業評価というのは、毎年職員の中でやっておりますが、行政評価委員会、一度使用料の見直しとか、そういった形でいろんな行財政についての評価をしていただいた委員会ということですか。

◎12番（本田芳枝君）

はい、そうです。

◎議長（進藤啓一君）

それらを含めてお答えになったらどうですか。

◎総務部長（安河内強士君）

それについては、今現在、継続的には行政評価委員会は実施、機能しております。今後のことにつきまして、経営政策課長からお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今おっしゃってるのが、各事業における事務事業評価と施策評価を各職員で行いまして、学識経験者、町内の各種団体の代表者、公募の住民の方から構成する行政評価委員会のことでよろしいでしょうか。

◎12番（本田芳枝君）

そうです。

◎経営政策課長（今泉真次君）

それにつきましては、総合計画の進行管理を目的とする評価を実施しているところでございまして、今年度は初年度に当たりますので、来年度から、29年10月を予定しております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

継続がありませんね。先ほどは、もう今機能してないとおっしゃいましたが、非常にそれが大事なんですね。ちょっと今の職員の皆さんの、町長はわかりますよね。でも、町長は議員でここにいらしたんだから、よそからぽっと来られたわけじゃないので、多分ある程度はご存知だろうと思うけど、正確に言わないといけないと思うので職員に振られたと思うんですけど、特に総務部長はそういうのは継続的にご存知のはずで、きちんと答えていただかないと、経営政策課の課長もかわられましたよね。だから、その辺は総務部長にきちんとお答えが欲しいんですけど、大体今の感覚でわかりました。

で、どうするかということ、じゃあ今年度はないということですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

行政評価委員会につきましては、今ちょうど総合計画の切り替えの年ということでございまして、今回予定をされてないということでございます。新しい計画になって1年たったところでその評価をきちんと出したいということで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

はっきり言って、それじゃあだめですね。これは継続しているものなんです。総合計画も継続、だから行政評価委員会も、議会も、前年度の決算についていろいろ審議するわけですから、その結果を行政評価でホームページにもまた掲載されると思いますから、きちんと識者、町民の代表の方の意見を通すべきなんですね。そこはもう一度、今度は総務常任委員会でその話はお尋ねします。一応この質問は終わります。

次に、職員体制について、もうあるがままで結構なので、町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっとあるがままってなかなか答えにくいとですけども、はっきり言いまして、職員もいろいろでございます。やはり、やる気のある職員もいますし、やはり責任感が強い職員あるいはよく気がつく職員、そういったものがおります。しかしながら、一部ではやはりそれと逆な方も若干見受けられるように感じます。そういった中で、私はこの全体の職員の中でいかにレベルアップするかというものを考えなければならないと思っております。それは、適材適所なり、やはり職員の組み合わせなり考えていかなければならないと思います。そういった中で、やはり職員体制というものは、一番職員を潰すことなく少しでもパワーアップするような形での配置を検討いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

レベルアップしたい、学校の先生が生徒たちの学力を上げたいっておっしゃっているような雰囲気でも聞こえましたが、じゃあどうするか、レベルアップを。現状はどうか、足りているのか足りていないのか、どこが課題なのか、その辺はどう思っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは人数のことですか。

◎12番（本田芳枝君）

はい。

◎町長（因 辰美君）

いや、私は内容のことと思って、人数のことは考えておりませんが、その推計からにつきましては、やはり若干人口の割には職員体制が少ないということの報告は聞いております。そういった中で、今後はやはり費用対効果あるいは人件費等も考えながらやっていかなければならないと思っておりますが、足りないものについては、やはり追加していかなければならない、それは私も思っております。しかしながら、財政のほうも考えながら、それは検討していくべきと考えております。そういった中で、やはり優秀な方がそろえば、若干そういった人間でクリアもできますよということも聞いておりますので、やはりそういった中で体制というのを今後とも総務部長、副町長あるいは総務あたりと協議しながら考えてまいりたいと思っております。

おります。要るべきところには、きちっとつけられないかんとこの考えは持っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

わかりました。

それで、昨年12月に同じ質問をしているんですね、職員体制で。総務部長が答えてくださったんですけど、そのときに職員採用計画というものがあるとおっしゃいました。町長はそれをご存知ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

大体、今職員採用来年どうしますかという、近々に聞いたわけでございますけども、やはり業種が足りないとか、そういった今度は妊娠といいますか、保健師あたりが子育てのために休暇されるというような、そういった中でフォローしなくてはならないというような、そういったこともいろいろございます。そういった中で、女性がやはり結婚をされると、今度は子育てあるいは出産という、そういったものがありますので、そういったことについてはしっかりとフォローしていております。ですから、その計画については、年齢がかぶらないようにというような、そういったやり方もやっておるようでございます。ですから、これで募集かけていいですかという、そういう中でこの年代までに募集をかけたいというような、そういった範囲がやはり年齢の構成でありますから、一部に固まってどっとやめていくようなことでは今後の行政運営に支障が来ますので、そういったものについては、年齢というものを考えているようでございます。その内容につきましては、詳細は知っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

総務部長、私二、三日前に打ち合わせをしたときに、すっかり自分がした内容を忘れておまして、今日のために前回した分を読み直すと、きちんと総務部長答えてあるんですね、採用計画について。それはどうなっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

採用計画ということですよ。

総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今手元に資料として持っておりませんが、この間お答えした内容は、定年退職者というのは明確に把握しておりますので、何年に何人退職者が出るというような形ですね。それ以外に依願退職がございます。ですから、定年退職者に対しては補充していく見通し、それからあと例えば、給食センターは民間のほうになっていく、ですから職員も退職したら補充になるとか、そういう具体的な個別のあるいはまた保育所あたりもこれから先どうしていくのか、欠員が出た場合、そういったことを想定した内容で、将来的に数年先のことを予測して大まかな人員計画というのは持ってあります。今、それについては町長に対して、具体的に私のほうからご説明はまだしておりませんので。ただ、人員の減少というのは年度年度で、今申し上げましたように結婚とか、いろいろな条件によって退職される方が常時出てまいりますので、それとか育休であるとか、精神的なことでの休職、そういったあたりも発生してきますので、個別確定的な計画とはなりません。年度年度で見直しながら、定年退職者は確実に把握して人員計画を立てておるといってございませぬ。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ということは、現状維持ですよ。今の粕屋町の状況の足りないところあるいはどうやったらもっと仕事をスムーズにできるかという観点からではなくて、120人ぐらいの一般職員に対して、それが定年退職者がこれだけだから、これは定年退職者は全ての職員対象ですよ、次にこれだけの人を採用しよう。それで、この6月にそういう話をして、定年退職者がこれくらいだから今年はいくらでいきましょう。今町長がおっしゃったように介護とか育児とか、いろんな意味で、特に女性職員が育休に入ったりするから、それも増やしましょうみたいな形で採用を考えておられるということでしょうか、総務部長。

◎議長（進藤啓一君）

職員定数のことだと思いますね。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

具体的には、昨年度退職者が急に発生したのに対しまして、新規採用者は12人ということで3名を増員いたしております。それは、業務の多様化、複雑化の中で十分その業務が行えているかというような判断もしながら、毎年若干名ではござ

いますが、欠員補充以上に採用しておるところでございます。今後もそういう計画で、町長とも協議したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

12月の質問では、粕屋町は、特に糟屋地域は全国的なレベルの中で行政改革が非常に進んで、人件費のことで進んでいるから、非常に少ないんですね。今は少ないその人数をあくまでも基本に置いて物事を考えておられる。今の粕屋町の職員体制で、職員体制っていうのは数字のこともあるんですけど、意識もあります、2つあるんですけど。十分だという考えが根底にあるようなんですが、私は今後それを不十分であるということを伝えていきたいと思うし、それが足りなかったかなと今反省をしております。

例えば、電話の対応、町民からの電話の対応を受けるのは、臨職の方が多いです。その方の対応、あれは正職の方は研修をきちんと受けておられますよね。行政サービスはどういうものかというのをご存知ですよ。ところが、臨時職員の人にしても嘱託、嘱託は専門分野の方だから、全体を考えてきれいなしあるいは動かないですよ、部署をね。そうすると、一般行政職と同じような対応は難しいと思うんです。でも、町民はわからないんですよ。もうその一言で傷ついて、もう役場には電話をしないとおっしゃる方も中にはおられます。

結局、役場の顔なんですよ、職員は。しかも、重要な重責を担っている。それが今の数字で大丈夫という、それでそれを維持するために職員を増やすっていう考えなんですよ、そこをちょっと聞きたい。じゃあ、それで意識改革がどうやってできるか。今ぎりぎりですよ、職員は。もっと違う形ですると意識改革ができるんじゃないかと思われるかもしれませんが、目の前にある業務をこなすこと、国の施策はどんどん変わっています。人口は増えています。その中で、もう特に管理職の方は土日ありません。そういった中で、仕事をとにかくやらざるを得ない状況の中で、どうやって新しい発想、教科書にない発想あるいはいろんな町民のレベルに立った発想ができるかなと私は思うんですけど、そういう意味で職員体制のことを、しかもうちの町は、半分以上、半分より多かったか少なかったか、ちょっとはつきりしないんですけど、臨時職と嘱託です。もう非常に、特に一般職が少ない。それをどう考えられるか、どうしたいかということをお聞きしたいんですけど、今6月のこの時点で聞いてみたかったのでした。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今質問の中で一般職が足りないということによっておりますけれども、うちの行政のほうでは、それとそういった工務のほうは、業務畑のほうは非常に少ないんですね。今はそれと、いろいろな契約をする中でもチェックができない。そういった一般職については、嘱託でもフォローができますけれども、業務のほうでは非常にその辺が足りないということから、今回は業務のほうもしっかりと支えていくような形で増やすような方向性で考えさせていただいております。

そういった中で、今回はやはり今からは業務が物すごく多いということは理解しますけれども、もう必要な、今現在もう達成してるような業務もあるかと思うとですよ。そういった中で、やはりそういった精査ちゅうのは今からが一番必要ではないかなと思っております。必ず1つ事業をすれば、必ず何かの事業を切るというぐらゐの意識を持ってやらないと、全部仕事に追い回されるというふうなことであると思います。それこそ、私も町長になりましていろいろと毎日毎日仕事がありますけれども、やはり全部何か今まで切らないで継続しているような気がいたしますから、やはり既得するものは必要か、必要でないかというある程度の尺度を持って、きちっと考え直さなければならないという時期に来てるのではないかなと思って、そういった中で、やはり1つの事業をしっかりと達成していくということも重要ではないかと思っておりますから、質より量ではないと私は考えておりますので、やはりやれる分ですらだけ精査しながら質を考えて、今後住民と接していくというような形で考えておりますので、それはやはり職員がやる気を出せば、しっかりと体制を組んでいただけるとは思っておりますので、そういった中で今後やってまいりたいと思います。先ほど言いましたように、その中で職員がもし足りないのであれば、やはり増員は考えなければならないとは思っておりますので、お答えいたしときます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

その職員の大もとになる、質の大もとになるものは何だと思われませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、職員の権限であると思っております、職員の権限。やはり、自分たちで今からはどのようなものやっけていくというような発想を持っていかないと、そういった責任を任せないと、私はレベルは上がらないと思っております。ですから、今までは、やは

り町長、どうしたらいいですか、町長、どうしたらいいですかと、いや、そげんや  
ないやろうと。皆さんも町長どうですかと、そげんやないとです。所管がしっかり  
認めて、所管がこういったものをやりたいということになれば、ああ、それはいい  
ことやなと言いながら伸ばすということが私たちの判断ではないかなと思います。  
今までのように、町長がやりなさいと、これをしなさいというのであれば指示待ち  
人間になると思いますので、それは意識は変わらないと思いますので、そういった  
やる気が出てくるような、やはり職員体制をやっていくというのはですね。それ  
と、可能性ですよ。もう本当にやりがいがあれば、本当に仕事で楽しくやってい  
きながら、きつなくてもしっかり対応するというような、そういった職員の意見も  
聞いておりますので、やはりチャンスを与えて意識改善をやっていく、そしてしっ  
かりと自分たちが思っているような事業をやりたいということのを少しでも引き上げ  
ていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

その職員の発想あるいはそれからそれを聞いた町長の引き上げたいという気持  
ち、それから予算という制限、その中でこれが一番のポイント。しかも、これは町  
民の意見を取り入れて過去の反省をして、今後の方向性を示すものなんです。だか  
ら、質って言われるときに、これを大もとにしてほしいし、私どももそうする予定  
にしています。

次に行きます。

防災について。これもごめんなさい、ちょっとまた行き違いがあるかもしれませ  
んけど、この言葉で連想されるものをおっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

防災についてでございますけども、4月14日、16日と熊本で2つの大きな地震が  
発生いたしました。こういった中で、非常にいつどこで何があるかということで、  
やはり常に防災体制を整えなければならないというところもあります。そしてま  
た、5年前には、ちょっとこの辺とは感じが違いますが、津波という災害がありま  
した。そういった中で、やはりその災害を見て防災体制をどうやるのかということ  
が今後うちの体制として一番重要なところではないかと思えます。

先日、防災の計画の会議がありましたけども、やはり一番は地域の方が自分で、

自助ですね。自分たちでやる、守るっていうことが一番大事ではないかなと私は思っております。そして、やはりともに助け合いながら、そして最終的には、共助からやはり公助になりますが、行政としてはその地域とどうやってつながって防災対策を整えるかというものが一番必要ではないかなと思っております。

そういった中で、各種団体いろいろな団体があるかと思えますけども、やはり一番はうちの町では消防団だと思っております。消防団が基軸となって、そういった地域の防災をしっかりと担っていただく、そしてその地域の方が、その周りが消防団に従いながら、やはりしっかりと地域を支えていく。そして、困った者がおれば、粕屋町として、やはりしっかりとそれを取りまとめながら支援をしていくというのが防災の主たるものではないかなと思っておりますので、これはまだ具体的にはしっかりとまとまっておりませんが、やはりまだ新たな災害が起こっておりますので、またその災害の内容によって対応は違ってまいりますので、そういった体制の中でいろいろと仕組みを変えながらやってまいりたいと思っております。

しかしながら、この前高島市長とお話ししまして、やはりマニュアル、マニュアルといっても、余り難しいマニュアルはいざというときには役には立たないという、そういったものを聞いております。やはり、簡単で誰もがわかりやすいような仕組みを取りつけるということが一番重要であると聞いておりますので、福岡市は100人現地に行ってこいと、まず行ってこいと。行ってきて、自分が何をやるか自分で探してこいとといった形のやり方だったそうです。やはり、ちょっと県とは違いました、県は何がいきますか、どういきますかという指示待ちでやっておられましたけども、福岡市の高島市長は、とにかく現地に入って自分で仕事を探してきなさいと、そしてそういったものについては、すぐに市のほうに電話して、すぐにこちらのほうで対応するというような、そういった体制を整えておられるようでした。月に3,000人ぐらいの職員を派遣されているようでした。そして、そういった中で高島市長も1カ月公務はやってませんと、福岡市が政令都市と一緒にございますから、熊本市を助けるために自分が何をやるのかということをしつかりと考えながら対応いたしましたということで災害レポートも出されておりますので、それちょっと読ませていただいておりますけども、非常に参考になるものでございましたので、今後粕屋町のそういった体制についても、それを参考にしながらマニュアルづくりをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

具体的に参考になったことはどういうことですか、高島市長と話されて。ちょっと短いですが、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、人づくりが大事ではなかったかなと私も、やはり近くに今消防団、うちありますけども、福岡市と粕屋町のレベルっちゅうのは、身近さっちゅうのは規模が小さいだけに、粕屋町のほうが身近さがあると思います。そういった中で、やはり今の消防団がしっかりとどこの家に誰がいるというぐらいの把握は、田舎のほうであればしていると思います。アパートの中とかマンションの中ではなかなか把握はできないかと思いますが、そういったものにつきましては、自治体でしっかりと把握していかなければならないということが言われております。そういった中で、その自治体をまとめるにつきましては、何かみんな地域でどんたくに出ていただきよと。どんたくで出ていただけることによって、その地域の輪を持ちながら、そういった危機管理というものを持っていますよといった形のお話は聞いておりますので、近年は物すごく各区の、福岡市の方のどんたくの参加というのは多くなっておりますので、そういった人づくりというものを、議員おっしゃってます人づくり、地域づくりっちゅうのを、やはり起点として考えておられるようがございます。あとは、職員はそういったものが少しでも把握できるようにつちゅうことで、もう自分で考えさせると。自分が何をできて何に対応するのかという、そういった指示を待つのではなくて、逆に自分で探して、指示をして地域の人に貢献するというような、そういったものでやっておりますということで聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

粕屋町は、一応水道を、給水車を派遣されたと思うんですけど、それ以降人を派遣された話はちょっと聞いてないので、自分がちょっとわからないんですけど。例えば、福岡市は100人派遣されて、そこで自分のやりたいようにやってこいと言われて、じゃあ粕屋町がそれができるか。できないと思います。職員足りない。私見て、14日以降、ずっと地震が続いて、この役場に寝泊まりしている職員がいました。もう疲れ切っています。そして、もう24時間寝てなくて、そのまた業務。

だから、例えばよそに派遣しようと思っても人が足りない。例えば、東日本の災害のときは、派遣した職員が地域の人に報告をしたりしていましたが、私今いい

機会だと思うんです。自分も行きたいけど、まだ行けてないんですけど、近くだからですね。しかも、九州のほとんど似たような地域で実際に災害が起きている。じゃあ、その災害をどう生かすか。結局、町全体でどうするか、そして自主防災組織の中でどうするか、2つ考えていかないといけないと思うんですよね。町全体で町民4万5,000人の命を守るためにはどうしたらいいかということ、例えば食料の備蓄はどうするかあるいは訓練はどうするかということと同時に、各区で自主防災組織をつくっていただくように支援をしないといけない。これは、聞いたら15地域もうできたような、私はこれは前因清範町長が東日本に区長さんをやられましたよね。そのときのあれは結構大きかったのではないかと勝手に推測をしています。わかりません。県からの補助金なのか、うちの町なのか、700万円ほど毎年ついてますよね、事業予算費がね。でも、実際は300万円ぐらいしか使っていませんね、その自主防災組織を強固にする。あるいは、こっちはこっちで町全体をどうするか、町民一人一人がどうするかということとこっちで考えないといけないし、自主防災組織がうまくいくためには、町がうまくやっついていかないと人は動きません。だから、そういった意味で両方考えていかないといけないと思うんですけど、それが福岡市のことが参考になったかどうか、私は聞いたんですけど、あそこは大き過ぎます、はっきり言って。人も財力も、たくさんあります。だから、じゃあこの4万5,000人の200人ぐらいの職員体制で何ができるか、どうしたらいいかということと今考えていただきたい。それで、それを防災ということとちょっと上げてみました。今の私の話を聞いてどういうふうに思われたのか、ちょっと時間がないんですけど、それをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

我が町の防災体制つちゅうことですかね。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

福岡市も粕屋町も、自治体の規模は違いますが、職員の割合というものは一緒であると私は思っております。そういった中で、先ほども申しましたが、高島市長も仕事はされておりますが、1カ月間全く業務をしないで、その対策に行ったということを知っておりますので、やはり福岡市も人間が多いから100人やるということで、福岡市がやれてうちはやれないという判断ではないと思っております。やはり、仕事があっても人を助けるんだっていう中での意識の中で100人を派遣されたのではないかなと思っております。

そういった中で、粕屋町がじゃあやれませんかではなくて、やはり仕事をとめてでもそういった人命救助をやるんだというような意識の中であれば、私はやれる可能

性は高いと思っております。そういった中で、やはり人づくりと先ほどから言われておりますが、人が困っているときにきちっと助けるということは重要なことではないかなと思っておりますので、パフォーマンスではなくて、本当にそのときに、ああ、お世話になりましたということになれば、また今度は私たちのために協力していただくということも一つ考えもありますので、やはり地域はお互いに助け合うということが大事なことであると思っておりますので、そういった中で地域防災っちゅうのは重要性があると思っておりますので、粕屋町といたしましては、最終的には基軸は消防団である、そして近隣の方が常に目を配らせて地域を守る、そして役場のほうはそういったものを後押ししながらそういった補足をやっていくというのが地域防災であると考えております。そういった中で、今後はあらゆるそういった、粕屋町についてはもう少し詳しく、民間の方は簡単に、しかし町では少し詳しくそれ以上のことは企画、計画をしなければならないと思っておりますので、そういった対応をしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

じゃあ、それを具体的にどうされますか。もういつ災害が起きるかわからないんです。それはどうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あらかたの企画書はできております。しかしながら、二、三日前の会議でございましたけども、災害の内容が変わってきた。水害だけじゃなくて、今度は地震になった中で、そういったマニュアルが若干変わっていくといった形がございますので、すぐに会議を開いて、県も一緒になりながら検討をいたしておりますので、その方向で後でお知らせしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

福岡市も宗像もそうですけど、調べたんですが、防災士という資格を取るための補助金あるいは例えば福岡市でその講座をやっているようなところがあります。だから、ふだんからそういう講座をつくったり、講座を受ける人を募集をしたりして、

災害に対しては強い意識があるんじゃないかなと思います。

時間がないので、次に行きます。

それで、地域と住民サービスが残って、あと総括が残っているんですけど、残り時間がないので、ちょっと地域と住民サービスを2つ合わせて、町長が今この言葉で思われたことあるいは住民サービスでも地域でも結構なので、ちょっとどういふふうに現在考えておられるか、お答え願えますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今地域でございますけども、地域の核になっていただいております婦人会がなくなっております。そういった中で、非常にその件につきましては残念に思います。いざというとき、本当に婦人会の炊き出しといったらまたちょっと不適切な言葉になるかと思っておりますけども、そういったフォローをしていただいております婦人会がなくなったということは、やはり地域の希薄につながると私は思っております。やはり、地域を思うということが今の若い女性の方につきましては、本当に婦人会とかは全く考えられてなくて、気の合う友達と今後触れ合うという、そういった中でございます。やはり、地域を思いながら常に育っていくということは大事なことであると思っておりますので、私は地域づくりがこの町では原点ではないかなと。

そういう中で、やはり人づくりは必ずやっていくべきであると思っております。私も長年、人づくり、まちづくりでずっとやってきておりますので、十分認識しておるわけでございますけども、いざというときにどうやって協力していただけるかというものが一番重要であると思っておりますので、そういった仲間をいかに増やしていくかということが行政の責務だと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

地域という言葉で婦人会という言葉は今言われたんですけど、ちょっと意外だったんですが、婦人会という組織、私も一時中に入っておりました。今でも一生懸命頑張ってはおりますが、やっぱりいろんな意味でなかなかそれに入る方も少ないし、活動の状況もいろいろ難しい面があるようです。

それとは別に、同じ地域を支えるのにボランティア活動というのがございます。地域のボランティア活動、町全体のボランティア活動。私は、そのボランティア活動に自分は一生懸命になっているんですけども、地域でも各区でいろんな行事を

なさっていますが、その区の行事の担い手が今本当に少なくなりつつある。婦人会がないというのも一つのことかもしれませんが、例えば区長さんに次どなたをお願いするかとか、組長をどなたをお願いするかとか、そういうときに前年度の方が非常に困っておられます。そのことをどう思われるか。何が原因でどうしたらいいか、行政として何ができるか。その地域があるからこそ、共助というものがありましようが、じゃあその大もとの地域をどういうふうに活性化したらいいか。もう婦人会は頼れない状況に今なっていますよ。それをどういうふうに関後やっていこうと思っておられるか、それを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、行事が多過ぎるから、役員のなり手がないうちやないかなという気がいたしております。やはり、自分の仕事を全部犠牲にしてまで、今の区長さんとかはすごい量で協力していただいております。やはり、それは役場が行事をつくり過ぎていないかという危惧は持っておりますので、そういったものは今後スリム化といたしますか、そういった中で必ずしなければならない事業、それからもうこれはいいよというような事業のうちゅうのは、今後は選別していかなければならないと思います。やはり、公民館活動と行政の、本当お世話になって、その部分だけでも物すごい量がありますから、そういった中で区長さんたちはなかなか手がないのではないかなと私は思っております。やはり、自分の家庭が全部犠牲になりますので、そういったところですね。地域差は若干あるかと思えますけども、きちっと年齢順でつくれているところと、やはり非常に問題があるということできない部分というのは、粕屋町の中にでもそういった文化の違いがありますので、その辺が若干都心といたしますか、そういった住民が多いところについてはその辺難しい、困難になってるのではないかなと。よく盛んに、そういった区長さんじゃなくて組長さんあたりでも、配り物が多過ぎると、物すごくこれは老人にとって階段上りとか大変と、もうそちらで配っていただけませんかというような、そういった行政の要望も多いかと思えますから、そういったものも地域の役員になられる方がなかなかできないということも、そこらは行政が考えなければならぬということではないかなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

先ほどの職員体制のときもそうでしたけど、今もですけど、今まである、いろんな今あることを精査してまとめて減らす、そうすると随分いろんなことがやりやすくなるんじゃないかと思っておいでなんですね。そのために、じゃあ具体的にもう始まりましたよ、2016年は。何をなさいますか、今。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、今やってる事業の精査やないかなと思います。やはり、しっかり、先ほども言いましたが、この事業は続けるべきか、もう続けなくてもいいのではないかという、しっかり職員にも言っております。来年の予算については、きちっと精査をしないと予算がありませんよと。その予算の枠内で必ずしなければならないもの、そしてしっかりと今後粕屋町が成長していくためにやっていくべき企画力というものもしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、今現在というものはしっかりとこの今の事業を精査して、今後続けるか、続けないのか、それでしっかりとその担当職員が住民と協議しながら考えていくべきではないかなと思っております。そして、最終的には、年末にしっかりとそういった提案をしていただいて、予算組みをしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ということは、今ある事業を精査して、それを職員が精査するしあるいは住民の意見も聴きながら精査して、新たに予算を、結局先ほどからおっしゃっていた枠組み予算ですか、そういった形で総合計画の内容をもとにされるということで、来年の予算にはそういうことをちゃんとした上での予算の提案ができると。今は、今年1年はそのための準備期間だというふうに捉えておられるわけですね。一応わかりました。

ところが、準備期間でも、その行く先が明確になっているのとなっていないのでは、仕事の質が違います。そのリーダーシップをとるのが、私は町長ではないかと。そして、町民の意見を、町民が何を望んでるかを聞く、一人一人の職員が聞くということもすごく大事だろうと思うんです。そういった意味で、今具体的にどう、この6月ですね、もうあと6、7、8、9、10、11、12、もうほとんどこれしか、7カ月ぐらいしかないんです。それをどう乗り越えていこうか、その辺をおっしゃっていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほども言いましたが、あと半年ぐらいしかありませんから、しっかりと担当の課長には対応するよということには言っておりますが、やはり今後そういったやり方をしっかりと学ばんと、私はできないと思うんですね、そういったやり方です。今までそういったやり方やってないんですから、ただ幾らいます、幾らやりますと組んできただけですからね。あとは町長、副町長で査定して落としていくというやり方をもう長年やっておられますので、それが今度切りかえることができるかというたら、私は心配に思っております。しかしながら、半年ありますから、各課長会では、今の事業をしっかりと見詰めてくださいと、そしてしっかりと精査してくださいよと、予算のときにはきちっとそういったことで発表していただきますよということも伝えておりますし、所管の課長につきましては、その場所に、先進地に視察に行ってもいいからしっかりと学んできて、みんなを誘導していただきたいという指示は出しております。ですから、それ以上にしよるか、しよらんかということもなかなか言えませんし、それは所管の担当がしっかりと把握できとるかどうかだと思います。やはり、担当だけではいかん、やはり課として部として、総合的にどれが一番戦力になるかというものを部全体で考える、そしてその積み上げといいますか、各所管の積み上げが各課になって、それから部全体で統合してからやっていくというような、そういったことでみんながそういった事業を見て優先順位をつけて、いや、こっちよりもこっちのほうがいいよねというような、そういった議論があれば、私は職員は変わってくると思いますから、やはり提案できるということは職員の励みにもなると思いますので、私はそういった考えで変えていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

そういったときに非常に重要になるのが、私は粕屋町の過去の歴史を知ること、先ほどおもしろいなと思ったのは、中野議員がいろいろおっしゃってましたけど、私はまた観点が違うんですね。この建物あるいはサンレイク、図書館にしても、色が統一感はあります。非常に私はこの町はここがすばらしいなというふうに思っているんですが、それは置いといて、粕屋町がやってきたいいいこともいっぱいあるんですね。私は11年議員として今いるわけですが、過去のいろんな職員の方が一生懸

命されてきたことが今に生きています。だから、過去のどういった思いで物事が進んできたのか、そしてそれをどう進めていこうかという視点、だからよそから、例えばよそがいいのをやってるからうちも取り入れようとか思うことも大事ですが、粕屋町で今まで歩いてきたあなた方の一般職員としての道、その中にいいことはいっぱいあるんです。私議員だから、いつもそれを言わないんですよ、チェックするほうだから。ある職員は、頑張るとるでしょうがって言われるんですけど、実際頑張っています。実績もあります。私は、よそに行く時は、ああ、うちの町もいいなと、ここもいいけど、うちの町のほうがいいなと思うことは結構あるんですね。そういういいところを伸ばしていく。そして町長がおっしゃったように、 unnecessaryなものはなくしていく。でも、unnecessaryなものをなくすって、今断捨離でいろいろありますけど、家の整理すら大変なんですよ。おうちきれいになってますか。私になってないんです。いろんなものをつい取り入れて、前のを処分できないから、そうすると頭パニックです。

精査するあるいは処分する、いいものを見つける、これすごく大変なんです。よくわかってないとできない。業務がどういうものなのか。粕屋町の4万5,000人の町民からの税金を受けて、自分たちが何をしているのか。それがしっかり頭にないと、しかも60周年です。私は、40周年の記録と50周年の記録を持ってきました。ともに小池町長がされていますが、このほうがすばらしい。人の写真がいっぱい入ってます。うちの町で60周年を今度するけど、どういうふうになってるのかなって聞こうと思うんですけど、なかなか思うようにまだ進んでいない。町長が替わられたから仕方がないのかなと思うんですけど、60年の町政の道のりをしっかり見詰めて、いいものは残していく。

その基本は、これです。今までの施策を改善したり、重要度はさらに前に持ってきたり、今度大幅に変えてあります。第1章、この施策体系の第1章に重要なものは全部持ってきてあります。だから、それは人づくりです。それを中心に、町長を含めて皆さんがやっていただきたい。それは議会がチェックいたします。申しわけないけど、チェックする立場なので、こんなして嫌なことを言うかもわかりませんが、それが私たちの仕事なんです。でも、その仕事もうまくいくためには、まず職員の皆さんが一生懸命なされたものをきちんと出していただかないといけません。そうしないとチェックができないんです、ありきたりのチェックにしかならないから。だから、今年の9月は道半ばですけど、9月と来年3月はそういう意味で楽しみにさせていただきたいというふうに思って、私の一般質問を終わりたいと思いますが、ちょっと先ほど教育長の発言が違和感があって、初めて答弁をなさるようでしたけれど、福井モデルのあの本は、私も中野議員から教えていただいて読み

ました。いいところもたくさんございますが、粕屋町がいいところもあるんですよ。だから、全面的にあれを取り入れるとか、県のあれだからとかじゃなくて、粕屋町あるいはご自分の教員としての実績がございましょう、糟屋地域の。その中で、非常にこの糟屋地域の子どもたちは、特に粕屋町の子どもたちは素直って言われています。だから、やりようによってはどんどん変わっていく。そういうものを持っていますので、その観点からぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、全国の研修会とか行きますと、非常に粕屋町がいいということはわかっております。しかし、さらによくするために、やはり精査しながらいかなければならないと思っておりますので、現状維持じゃなくてしっかりと、それと前向きに将来を見詰めて頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（12番本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時33分）

（再開 午前11時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

9 番田川正治議員。

（9 番 田川正治君 登壇）

◎9 番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号9番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

まず最初に、ゼロ歳児から2歳児の待機児童の解消のための町の対策について質問いたします。

皆さんご存知のように、国会でも安倍首相の答弁が問題になって、インターネットでもマスコミでも、全国的にも認可保育園を増やしてほしい、このような切実な声が子育て世代の若者から全国に発信されております。保育所に何回申し込んでも入れず、待機児童になり、仕事も行けずに仕方なく退職したというママの怒りの声が広がっております。待機児問題は、緊急に国や町でも解決が迫られているものがあります。その中でも特に、待機児童の8割、9割に当たる子どもたちはゼロ、2歳児の子どもです。この子どもたちの待機を解消する、このことが求められており

ます。

昨年は、本町でも2つの保育所ができて260人の子どもが入所するということになりましたけど、待機児童は期待されるほど解消しておりません。希望する保育所に入所できない子どもも出ております。特に、ゼロ歳児から2歳児の待機児童が多くいるというのもあると思います。

この子どもたちを早く保育所に入所させる、安心して働きたいという保護者の切実な声を解決しなければなりません。児童福祉法の第24条1項の自治体の公的責任は、町の責任で事業計画を立てて認可保育所を建設することが必要ということがあると思います。町立か民間かは問わずに、今増やさなければならぬのは認可保育所が必要だと思います。そこで、急いでやるべきことは、町立保育所の保育士を増やすことが求められております。1人増やせばゼロ歳児3人が入所することができます。一人でも多くの待機児童を受け入れる、このことは町の保育所として、ぜひ実現していく必要があります。そして、必要な保育室も改修、増設なども考えることが必要だと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

待機児童解消と保育士の待遇改善、老朽化した保育所の建物の建て替えなどについて、今後の事業計画、どのように考えられておられるのか答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

はっきり言いまして、こども館を建設したことによって遅れると思っております。田川議員も一緒に厚生常任委員会で協議していたと思いますけども、厚生常任委員会では仲原と中央の老朽化した保育所の建設が先だということを盛んに申し上げておりました。そういった中で、認可保育所を増やすことによって、新しくすることによって待機児童対策もできるといったことで、その方向で随時ずっと厚生常任委員会は議論をしていたと思います。そういった中で、途中からこども館というものが入りまして、そちらのほうで方向性が変わりましたので、財源なくして事業はできませんので、若干遅れるかと思っております。そういった中で、この待機児童対策ちゅうのは、やはり子育て支援というものは十分理解しておりますので、必ずやらなければならないとは理解しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

昨年4月から実施されております子ども・子育て新制度、この中でも先ほど言いましたように、公的責任が義務づけられてるわけですね。特に、粕屋町での待機児童の解消というのは、ここ近年ずっと続いて、解消しなければならない問題としてあったわけです。それは町長も今お認めになられたわけでありますが、私が3月議会で待機児童について報告を求めたら、6月ごろには福岡県に報告すると。これ毎年待機児童について報告を県に求められておるから提出してるわけですけど、この認可保育所に申し込んでも入所できなかった待機児童数は何人なのか。課長のほうの答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

待機児童の数でございますが、お答えをさせていただきます。

まず、現在の待機児童数ですが、4月1日現在で57名となっております。内訳は、ゼロ歳児が7名、1歳児が23名、2歳児が15名、3歳児が8名、4歳児は4名、5歳はありません。議員さん言われるように、ゼロ歳から2歳児に待機児童が多い状況であります。ちなみに、平成27年4月1日時点での粕屋町における待機児童数は22名でありました。星の子保育園、180名の定員であります。それから、はこぶね認定こども園の保育部門、これは80名が定員でございますが、昨年開園をいたしました。しかしながら、この1年で待機児童は倍増したという状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今説明もありましたように、1歳児、2歳児、ゼロ歳児、ここが待機児童として残ってるわけですね。それで、待機児童の数そのものは、国が集約してる待機児童というのは、今までも何度かこの場でも言いましたけど、認可保育所以外に入所できた場合は待機児童に数えないというようなことなどがありまして、ですからそういう点で言えば、認可外保育所とか、その他の保育所などに入った人子どもたちはこの待機に入らないということなんですよ。実際は、国でも集約したところ、隠れ待機児童というのがいて、実際の報告の3倍以上がいたという報告が出ております。そういう点で言えば、粕屋町でも200人以上、そういう点での待機児童が近くいるということがあると思います。

そこで、待機児童を解消していくためには、保育士さんの待遇改善が必要です。

保育士さんの労働条件、賃金、労働環境を整えて、そのために国は今重い腰を上げろうとしておりますが、しかしまだこれは予算がついてるわけでもありません。引き続き町としても、国に対する保育士の給料の問題、そして一般財源化された町立保育所の、公立保育所の運営費などについて元に戻させるというようなことなども強く働きかけていく必要があると思います。それは、ご存知のように、ほかの産業の平均賃金よりも10万円低いというのが保育士の賃金状況です。嘱託や臨時などはそれよりも低い、6割、7割という賃金になります。そういう点では、今の待機児童の問題を解決するというためには、このような保育士の環境を整えていくこと、賃金上げる、そのことがゼロ、2歳児の待機児童の解消につながっていくというふうに思うんですね。

今、そういう点では、粕屋町の町立の保育所は正規職員が少ないです。4人に1人です、25%。そして、今病休とか募集中というふうなことが4月の時点での資料ではありました。26年10月では、正規職員の配置は不十分でしたけど87人いました。それで、今は74人ということになる。この中でも、特に今年74人に減ってる中で13人が不足していると。先ほど言いました病休、それとか臨時とか嘱託の人たちを募集しているという状況、10人不足してるということなんですよ。ですから、正規職員のクラス担任がいなくて8クラスもあるという状況です。これでは待機児童の解消だけではなくて、本当に責任を持って子どもさんたちを預かることができるのかという不安が広がることになると思うんですね。公的責任を果たすという点では、もっと充実した状況を確認しなければならぬと思います。町長は今私が述べました4月現在の保育士の職員の状況のうちゅうのはご存知でしたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

正確には把握しておりませんが、比率に関しましては覚えております。そういった中で、私は議員のときから、先ほども災害のことがあっておりました。そういった中で、子どもを預かる中で老朽した中での保育所運営うちゅうのは非常に難しいと。だから、早くそういったものに取り組みなければならぬといった形でずっと厚生常任委員会で考えておりました。そういった中で、総合的にやはり今後は、新しくつくれば3億円ぐらいかかりますが、今の状況では12分の1、3,000万円ぐらいで民営化すると建ちますから、そういったものを民営化も考えながら今後の職員人事といいますか、そういった割り振り方を考えていかなければならぬと思いますので、そういった中でも改善できるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は、非常に認識が弱いですね、この保育の今の状況をどう解決していくかという点ですね。先ほど言われました、3億円かかるということを言われてる、1億2,000万円だというのが原町保育園の場合できたんですね、国からの12分の1の町からの持ち出しということで補助金出てですね。そういう点で、財政的な問題だけでなく民間にしてしまうという、そういうことでこの解決はしないんです。保育所を増やさなければならぬんですよ。何度も私今まで言いましたけど。町立保育園を民間にすれば全て解決するようなことにはならないんです。だから、今度の新システムでも、一番問題になったのはゼロ歳、2歳児をどう解決するかということで小規模保育所なども言われております。いろいろ問題あります、これはそういう制度できておりますけども。保育士がいなくてもいい小規模保育所もあるんですよ、保育士の資格持ってない人が。というところもありますけど、いずれにせよそこを受け皿にするっちゅうのが国の考え方なんです。私はそうじゃなくて、町で保育士を増やしていくことによってその受け皿をつくっていくことが必要だと。建物も老朽化してるから、建て直すことは当然求めてきております、私もね。しかし、それは建物を建て直すということだけじゃなくて、保育士を増やしていくことも含めて待遇改善、臨時とか嘱託の人たちを正規職員にしていくということで充実させていくことが求められと思うんですね。そういう点で、町長は先ほど一番初めに私が質問をして答弁を求めたんですが、そういう点での事業計画、考え方についてももう一度。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

処遇改善につきましては、粕屋町のほうも前向きに取り組んでおります。保育園だけでなく、やはり介護のほうもそういったものがございますので、しっかりと今後は国のほうの方向性も見ながら、遅れることなく改善してまいりたいと思っております。

しかしながら、先ほど田川議員が保育所の老朽化に伴い建て替えると私も思っておりましたと。しかし、あなたはこども館を先に選んだわけでしょう。私は、老朽化して地震のあったときに潰れたら行政の責任だから、そっちが先じゃないですかと、もう長年ずっと厚生常任委員会で議論をしてきたことは、あなたはこども館が先だということと言うたじゃないですか。だから、こども館が先になって、その運

営費がかかって、すぐにはできないと私は答えてるだけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私は、こども館の建設は、補助金もないような状況では建設すべきではないと。そして、そういうことで町の持ち出しが増えるということであれば、優先順位としては老朽化した保育所の建設じゃないかと、こういうふうにはっきり述べております。私は、そういう点で言えば、保育園の必要性、それが前提のもとでの今の子育て支援を考えております。それは、補助金がなければ当然反対しますよ、こども館は。そういう点で私は質問もしてきましたし、意見も述べてまいりました。それが1つ。

それで、町立保育園がなぜ必要かということですね。これは、先ほど述べました小規模保育所、ゼロ歳児、1歳児、2歳児まで預かるところが19人規模いっぱい増えてきよるんです。増えるんです。これは国がしようやつが補助金出すんですから。そして、これ3歳以降は受け入れ先がないんです。先日、厚生常任委員会でも話になって、その関係者と話しました。結局、民間保育園ではこれ受けないんですよ。ゼロ歳、2歳、3歳児になったときに自分とこで連携施設にならないと、なかなか難しい。ということから、町立保育園で連携施設として認定してやっていると、小規模保育所のこのゼロ、2歳児を受け入れる体制が保育所としてつくられないと、それぞれの保育所がね、という状況なんです。これは国の指導なんですよ。しかし、私が言ってるのは、そもそも認可保育所を含めてその体制をとっていったら、ゼロ、2歳児も受け入れていくような方向を町としてすべきじゃないか、これが児童福祉法の24条1項にもある公的責任の役割じゃないかということ言ってるんです。そういう点での自覚つちゅうか理解といいますか、そういう方向での保育所の施策つちゅうのは、町長はお考えではあるんですか、ありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

こども館で補助金があればそれをやるということで、箱物を建てたら必ず運営費がいるわけですね。運営費にどれだけかかっているか知ってますか。こども館の運営、どれぐらいか知ってますか。

◎議長（進藤啓一君）

反問ですか。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私が言いよんのは、こども館を建てるということとか、そのこともですが、今言ったのは保育士を増やす、そして建物、今の老朽化した建物の中でも待機児童を解決するためには、その受け皿をどうつくるかという話をしてるんです。そこんところをどういうふうに考えますかと、待機児童を解決していく方向としてどういうものをお考えですかということです。今のところ全然そういうのがないみたいで、こども館、こども館ってこども館の反対のことで待機児童解消するわけじゃないんですから。建物建てるって言いよらんですよ、私は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ですから、先ほどから老朽化した保育園は建て替えられなければならないと、これは災害の面からもそのようになります。ですから、議員おっしゃいますように小規模保育、そういった中ではなくて、認定保育所をきちっと、今のところは180名ぐらいの保育所ができてますよ。そういった中で、その2園を建て替えれば、やはり幾らかの待機児童は解消できると私は思っておりますので、私はそのような形でのゼロ、2歳児の待機児童は改善できると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それは、今後町長が認定保育園をつくりたいと。幼・保連携保育所であるかと思いますが、私はそれは町立でつくるべきだというのが一つです。それともう一つは、認可保育所、町立の分をもっと今の状況で待機児童を解消するための手だてを早く打ってほしいということです。それを再度提案して、次に進みます。

次に、小・中学校の校納金の口座振替について質問いたします。

3月議会において粕屋町公立学校の学校徴収金の口座振替への移行を求める請願が全員賛成で可決されました。この制度を実施するための進捗状況について、町長のほうで答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては事務的なものでございますので、所管のほうから報告させ

ます。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

本年の3月議会において、粕屋町公立学校の学校徴収金の口座振替への移行を求める請願において、学校徴収金の口座振替への移行を粕屋町議会が町長及び教育委員会へ強く働きかけていただくよう請願しますという内容のものを採択されたと理解しております。請願理由につきましても幾つかございましたが、一番の理由は児童・生徒に現金を持たせることへの保護者からの不安が広く出ていますとのことと考えております。そして、今回の田川議員のご質問は、この制度を実施するに当たり、その進捗状況を求められてるものでございます。

現在までに行ってることは、糟屋地区内の状況を調査しております。そして、調査する中で把握してることは、以前からの一般質問でも回答しておりましたが、糟屋地区内で口座振替を実施している町は、逆に言えば粕屋町と篠栗町以外の1市5町で実施されております。その全ての市町が学校での処理となり、学校での県費の事務職員が主体となって行っているものでございます。そして、校納金は私会計でございますから、原則的には振込手数料が発生しますので、無料にさせていただけるかどうかのお願いと調査をしております。

そして、今までの質問でもお答えしておりましたように、今までも校長会についてお尋ねしたところ、口座振替にした場合、メリットとしましては児童・生徒や担任、事務官が直接現金を扱うことがなくなり、防犯上有効という点が上げられております。逆にデメリットとしましては、1点目、年度の初めには口座振替の手続やそれらの入力等をする必要があります、年度初めの多忙な時期にこれらの学校内での事務量が大きく増えるところです。2点目には、振替手数料が保護者負担となり、保護者負担軽減の観点からいかなるものかということも言っております。3点目としましては、未納者が増えるということが予想され、督促をしていくことなどの学校事務や対応が今以上に必要になってくるということと、最後に4点目には、転入生、転校生など、一人一人に応じた事務対応が必要になるということが上げられます。

このようにそれぞれ一長一短ある中、昨年度も校長会としましては現状維持で行いたいという意見がございましたが、このようなことから学校から口座振替を推進していきたいといった相談は受けておりません。また、以前PTA総会で議題になったこともございますが、否決されている学校もあったということでございます。ただし、今後の方向としては、口座振替を実施していく市町の学校現場での事務処

理、市町村の教育委員会でも把握しておりませんので、その先の学校現場に行って調査する必要があります。校長会でも、先日問題点を解消できれば口座振替への移行が可能であるのではないかと現在は考えており、5月の校長会でも再度、今後市町の運営状況を把握して情報提供していきます。先ほど言いましたように、他市町の現場の学校で調査したことを校長会へ情報提供しながら、メリット、デメリット等を提案しながら1つずつ問題解決をして前に進む所存でございます。ただし、もうしばらく時間を下さい。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今説明されたのは、今まで私がこの問題について一般質問したときに報告された内容と基本的には変わらないと思いますね。この点で、PTA会費、クラブ活動費、直接徴収することは、メリット、デメリットの問題言われてますが、この一番の問題はやっぱり防犯上、子どもの非行問題とか、お金を子どもが失ったりするかというようなことなどが非常に大きな問題なんですよ。それともう一つは、担任の人たちの仕事量が増えるということですね。

この2つを解決していかなければならないわけですけど、先ほど言われました県費の職員がいるちゅうのは中学校だけなんですよ、小学校は担任の先生がしてるんですよ。それで、何度も私もここで話してきましたけど、これは教職員の組合の方からも聞いた話です。前は、本田議員の一般質問をされました。志免町がやってますが、篠栗は町職員が徴収時期には来て対応してるということで負担軽減してるんですね。ほかのところは全部振り替えでやってるんです。私はこの負担、お金が保護者に負担がかかるんじゃないかということでありましたけど、先日課長のほうに聞いたら60円かぐらいだったと思いますが、金額は。いずれしても、それでも全校生徒の分を1年で300万円予算をつけてあげれば、これは可能なんですよ。そういう点では、安全・安心、そして本当に子どもたちがお金のことでいさかいがないように、また学校の先生と子どもとの関係でもやりとりの問題、親がやった、やらん、子どもに対してね。それでなくなったというようなことなどがあるわけです。中学校の新学期は、2か月で1万円以上の現金を持ってくるということを知っています。そういう点では、口座振込というのは、非常に子どもの成長時期、友達関係、親子、そして先生との信頼関係、こういうのを崩すことにつながると思いますね。そういうこともあわせて、私はこれは予算化すべきじゃないかと思っておりますけど、教育長にちょっとこのことについて、学校現場でおられたこともあり

ますから、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

失礼します。

3月にこの請願が可決されたということをお聞きしまして、あっ、もう議会のほうも本腰入れて学校現場のことを心配していただいとるということを十分感じました。学校教育課とも相談し、私も現場の校長、それから事務官と相談をしまして、町のほうもこうやって心配をしていただいとるからということで、今のそちらのほうに向けて少しずつ、私自身も今3つの銀行、それからJAのほうと話をしているところでございます。

それで、実際問題どこまで実現するかはわかりませんが、今年1年継続審議で校長会の議題にも上げておりますので、もう少しお時間をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

どうもありがとうございます。

こういう点で、今教育長が現場の声を今まで仕事といいますか、教員としてやってきておられた方が説明されるという点では、非常に実感があって、本当にこの問題は大事なことだったんだと、早く解決してあげなきゃならないなというのを思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に特別養護老人ホームの新たな建設を福岡県に要求することについて質問いたします。

特別養護老人ホームの待機者、皆さんご存知のように全国52万人、福岡県5万人と言われてます。粕屋町でも昨年、緑の里は100人ぐらいたということもありまして、私も先日緑の里に行って、この状況を聞いてきました。そしたら、従来型というのが相部屋の分があるんですが、これが60人、ユニット型という個室型の分があるんですね。これが今国が推奨してんんです。今からユニット型に全部しなさいと。これはお金が高いんですね。入所するための費用がですね。ですが、ここに30人ぐらいついてるということでした。これは、国と県など、県が計画立ててるということがあるわけですが、いずれにしてもこの特別養護老人ホーム、低所得者を含めて所得の低い人、生活保護者などを含めて、お年寄りが同じように介護が必要

になったら見てあげれるという環境を整える必要があると思うんです。

そういう点では、町としてもこういう施策が求められてるわけですが、待機児童の解消とあわせて特別養護老人ホームの待機者を入所できる条件を整えるという点で、町での施策とといいますか、考え方という点で町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私の考えの中には、もう既にその発想はあります。しかしながら、所管の進め方というのがありますので、今後所管と協議をしてまいりたいと思います。内容につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

特別養護老人ホームの待機者ということでございますので、お知らせを、回答をさせていただきたいと思います。

粕屋町の高齢者福祉、それから介護保険事業等々の計画につきましては、平成27年度から29年度まで、ちょっと今手持ち持ってきておりませんが、ピンクの冊子のほうに計画をさせていただいているところでございます。この事業計画の中では、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設であります、を整備する計画はいたしておりますが、議員が言われるように、全国的に52万人ほど待機者がいらっしやると。それから、粕屋町においても、その必要性というのは十分認識をしているところでございます。

そのような中で、先ほど議員も言われましたけど、ユニット型ですね。平成23年11月に増床したことなどから、地域密着の小規模多機能型の施設整備を優先させて計画しているといったような状況でございます。先ほど言いました事業計画の中では、これは3年に1度、保険料も含めて見直すということになっておりますけど、次の事業計画は平成30年度から平成32年度の3カ年分を本年と、それから来年度に向けて策定することになっております。国の施策では、在宅での支援を充実させるといった流れがある中で、町もその方向に沿いながら介護保険サービスの見込み量と基盤整備の計画を推計し、保険料の設定ということにつなげていく予定でございます。

ちょっと長くなりますが、特別養護老人ホーム等の施設整備は、働き手、人材の確保、実施事業者の有無や介護保険料に反映するといった課題もございます。住みなれた地域で安心・安全に暮らすといった方向性もある一方、団塊の世代が全て後

期高齢者となる2025年に向けて、特別養護老人ホームの必要性はますます高まるものとも考えてはおります。議員が言われるように、特別養護老人ホームを含めた施設整備についてサービスの向上、費用負担についてバランスをとりつつ、今後の状況を慎重に分析、推計しながら介護保険事業計画策定協議会で検討をいただき、整備時期等も含めて次期計画を策定していかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ありがとうございます。

私この問題で町の介護保険事業報告というのを見たんですが、その中では37年度には介護1から5の人が1,213人、要支援1から2が302人になるということでありました。そういう点では、今後介護が必要な人たちが増えていく、私たちも含めてそういう時代になるということなんですよ。

そこで、県がつくっております事業計画の中で特別養護老人ホームの関係で調べてみました。そしたら、27年から29年までベッド1床につき350万円助成をするという特別養護老人ホームの施策がありまして、これは宇美町で50床、久山町で10床建設されるということが説明がありました。地域密着型が29床ですが、これも350万円の助成があるということで、これは1カ所ということで説明を受けたんですが、この1カ所が粕屋町で緑の里が増床するとか、それとか増設していくということとか、ほかにそういうのが計画として、町として立てとれば、これに手を挙げるということなどもあったかと思いますが、先日聞いたらこの点についてはなかったみたいですが、いずれにしてもこのような県の施策との関係でいえば、町が事業計画の中でしっかり位置づけて、そしてこの特別養護老人ホームを誘致させていくということ、不足する分もあります。そのときには、町でどうそれを補助していくかということなどもあるかと思いますが、こういう点で、ぜひ県に対しても国に対しても、こういう点で特別養護老人ホームを負担が少なくて入れると、10万円以下で入れるということなどあるわけですね。先ほど言いました施設型の旧型は9万円ぐらいで終わりますけど、ユニット型というのは12～3万円ということでしたね、みどりの里の。いずれにしても、旧型の施設も含めてあるわけですが、補助なども含めてあって、低所得者にはそういう免除もあるということも聞いておりますが、ぜひそういう方向、特別養護老人ホームを増やしていくという方向で検討してもらいたいというふうに思います。

次に、介護保険制度の障害者控除対象者認定書についてです。

これは、介護1から5までの対象者に届けるようにしてもらいたいということなんです。今は、広報でこの内容についてはお知らせをさせていただいております。本人または配偶者、扶養家族が65歳以上、寝たきりや認知症の人に対して介護1から2は所得税が27万円、住民税26万円控除があります。要介護3から5の人は、特別障害者控除で所得税が40万円、同居特別障害者75万円、住民税30万円、同居特別障害者35万円、控除額としてあるということです。これは、年金生活とかお年寄りを介護してるという、そういう世帯などにもこの控除制度があるわけです。これは、もう全国的にも取り組んでるわけですが、調べたところ、山形市では申請した人たちに認定書を今まで交付してたんですね。広報のようなものを含めてお知らせしてきたということでしょうけど、昨年からは申請がなくても対象者全員に認定書を送付するということを決めたそうです。ですから、この控除認定書を持って税金の還付を含めて手続きができるということで、大変喜ばれてるということなんです。

粕屋町で介護認定者1から5まで見たら、資料で見ると26年度で782人でした。80円の郵送料がかかったとしても6万5,000円ぐらいの1回これを郵送するということで、本人にこの介護認定書を届けて利用できるということになるわけですが、この問題について町長にお尋ねしますが、こういう制度に対する予算を振り向けることについて答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは事務の問題ですから、所管のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

まず、現状ですが、高齢者の障害者控除対象者認定書、これは必要な方から申請があったときに介護福祉課のほうで現在発行をさせていただいております。所得税、町、県民税の申告時期における障害者控除が障害者手帳のある、なしにかかわらず、65歳以上の方で介護保険の介護認定を受け、心身の状態が障害者に準じる方も対象となっております。また、その方を扶養されている方も申請対象者となります。対象となった方が粕屋町が交付する障害者控除対象者認定を申請時に提示することにより、障害者控除を受けることができ、またこの交付を受けた認定書は、障害事由の変更がない限り、複数年使用ができます。

粕屋町では、このような内容のお知らせについて広報かすや、また介護保険料の通知文書の中に制度のご案内をしておりますが、個別通知につきましては障害事由の変更がない限り複数年使用できること、そして障害者手帳を持っている方や非課税の方などは対象外であること、さらには各個人の税状況や扶養状況、介護福祉課におきましてはわかりませんので、もし個別通知を行ったとすれば、必要のない多くの方に個人情報を知り通知する結果となりまして、新たなトラブルを生じさせる懸念等々があることなどから、介護保険の認定審査を受けられた方に個別通知を一律に出すということは難しいと判断してきたところでございます。

対象件数の多少はあると思いますが、申請書等を送付している自治体もあるやに聞いております。今後は、寝たきりの可能性が高い要介護4、5の判定結果の方につきましては、障害者控除のお知らせまたは申請書の送付を前向きに検討をいたします。また、要介護者の状態は各事業所のケアマネジャーがよく把握をしておりますので、この障害者控除についてもケアマネジャーが理解しておりますので、ケアマネ会議等を通じて周知の徹底を図ってまいりたいと思います。一律に出すということではなく、介護4、5の判定の結果の方々につきましては、申請書等々の送付を進めさせていただきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

前向きにぜひ取り組んでいただきますように。プライバシーの問題とかということも含めて言われてましたけど、全国的にも実施してるところもありますので、そういうところの内容などもぜひ調べてもらって、全員にこれが渡っていくように努力してもらいたいというふうに思います。

では次に、学校給食センターの建設を中断したことに対する賠償金の支払いについての質問です。これは町長に対する質問になりますので、答弁をお願いします。

一応、今の状況について私がこの内容について、経過について、問題点について述べたいと思います。

町長の判断で昨年12月3日から工事を中止したことによって生じた1億8,000万円の損害賠償、工期延長、開業遅延費用については、町民の貴重な税金である財政調整基金11億円を取り崩して支払う、このようなことを町長は表明されて、本会議に補正予算を提示されてるわけであります。しかし、町民は到底納得できるというものではないというのが声でした。

町長は、町長選挙で当選した直後から、給食センターの建設場所について西日本新聞記者の取材に答えて、安全・安心の観点から再考の余地があると。そもそもご

み処分場だった場所に建設すべきか考える必要がある、このようにインタビューに答えておられました。そして、町民への説明会について、この産業廃棄物の有害さを説明するというので説明もして、そして12月4日までの工事中断をしたのを工事を再開するという事になったわけです。説明会では、産業廃棄物の上に子どもが食べる給食センターはやめるべきだ、2、3億円無駄になってもほかの場所に建設してほしい、このような声があったと思います。

その後、町長は年末に工事を再開してから、私が3月議会の一般質問で、給食センター問題では広報にもホームページにも載せずに、町民への説明責任を果たしていないじゃないかと、このように質問いたしました。その後ホームページにも載って、広報にも載ってはきましたけど、私はこの問題について、この賠償金額などを含めて町民に知らされないというのが問題だと思うんですね。議会への説明、本会議での議決ということがあるわけですけど、この工事を中止するときには説明会をして、そしてホームページ、広報にも知らせる。しかし、今からお金がかかる問題、これは一番町民がこの賠償金の支払いを誰がするのかと、税金で使うのかということなどなどの意見があるわけですね。

私は、そういう点でこのような町民の声に対して、謝罪も含めて行うべきではないかというふうに思うんですね。賠償金についての説明会も含めて、町長に対してこの内容についての見解、答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

まず、この件につきましては、冒頭に戻らなちよつとわからないっちゃないかなと思うております。11月25日でしたか、8,000万円の当初予算が廃棄物処理費で見つけております。そういった中で、報告を受けましたので、私はこれは議会、私も議員だったので、これは何も知らないといった形で、皆さんにお知らせしなくてはならないといった形で、私は11月30日の全員会議の中で、まずは総務委員会で報告いたしまして、昼から全員協議会で報告いたしました。その中で、私は8,000万円の廃棄物処理費が出ておりますが、皆さんご存知ですかっていった形で言っておりますが、もう既にその中で5,000万円以上のお金が使われておるということで説明いたしました。議会の中から、何も予算も組んでないのに何で5,000万円以上を使つとるわけかということで、このことにつきましては工事を止めてでもしっかりと説明をなささいといった形での特別委員会での意見でございました。

そういった中で私は、私も疑義を持っておりましたから、こういった何で廃棄物がそんなに予算もないのに使われているのかと、これはやはりちゃんと説明せなく

ちゃいけないということで、私は工事を皆さんの許可をとりながら止めたと思っております。ですから、西日本新聞を連れてきた、それはその後なんですね。その後、うちのほうで特別委員会が終わった後ですよ、これはちゃんと調べて報告しなさいといった形で言われておりますから、それで。だから、皆さんは、私が提案したのは8,000万円の当初予算が何もないのに5,000万円以上が使われてますよって、それはどうしますかといった形で私が提案したのが、これが一番だと思いますよ。何も私がここを疑義を持っておるから、変えるためにどうのこうのと言ってませんよ。

しかしながら、途中で西日本新聞が来て、そういった疑義を持つてるが、何でこういったところに給食センターを建てるのかと言われてましたから、その答弁は後と一緒に報告しますといった形で進めたわけです。ですから、私がこの工事を止めたのは8,000万円が全く当初予算に組み立てられておるし、5,700万円以上のお金が既に出されておるから皆さんどうされますかと私はそれを聞いて、皆さんはそれはちゃんと報告しなさい、工事を止めてでもしなさいというものが初めてなんですよ。ですから、そこをやはり今からはこの8,000万円が何で、どげなふうになったのか、それでお金もないのに何で5,000万円以上のお金があるときに使われたのかというものを、大体議会はそこを追求しなくちゃいけないと私は思っております。

それと、違約金の問題でございますが、特別委員会ですべて説明いたしております。そういった中で、今いろいろ精査しながら1億8,000万円近くぐらいになっておると思っておりますけども、これは違約金、はっきり言いましてこの請求をされるであろうっていう金額でございます。しかしながら、今はまだ請求はあっておりません。しかしながら、過去いろいろ精査しておりますけども、それは確実に請求されるだろうと思っております。しかしながら、私は全く払う気はありませんよ。そういったものをしっかり精査しながら、裁判していきながら私は闘ってまいりたいと思っておりますので、何ら今請求があったような言い方じゃなくて、ちゃんとやるでしょう、まだ請求はあっておりません。しかしながら、今回請求されたら、そういったお金を準備しなくてはならないということでこの補正予算を組んでおるわけでございます。ですから、今後は、時間がかかればずっと裁判していかねばならないと思っておりますので、その違約金につきましてはいろいろ、特別委員会でおかしいことは私大分説明したでしょう。そういったこともありますから、そういったものはしっかりと訴えながら、このSPCと闘ってまいりたいと思っておりますので、そのような回答でお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

町長は、P F I の事業契約で行っていく以上は、町が一方的にそれを中止したり停止していくことについて違約金をもらわれると、とられるということについては自覚なかったんですか。私は、それは当然契約の中に載ってるということを説明受けとるし、そういう点で、そういう状況のもとでこのお金の違約金が出てきた。この違約金を出した分を町民に対して、いかに税金を使うことについて説明をして納得してもらうか、理解させるとかいうことの説明について、あなたが今言ったようなことを町民の前で説明していただければ、それで理解できる人も出てくるかもしれない。しかし、そういうのなしでこの状況で税金を使う、補正予算に使うということが町民が知ってるわけですね。いろんな問題が出てきよるわけですが、その時点で、何でこういうことになったのかということですね。そのこととあわせて個人の責任のことも含めて、何で町長に払わせんかという人もおります。そういうことなどなどをどこかではっきり町民に対して、本当に納得させていかないと、このままでは非常に後々やっぱり、町民のそういう不満、怒りを残すことになるんじゃないかと。だから、町民、責任ちゃんとやるべきじゃないかということも含めて言いよんです。

◎ 議長（進藤啓一君）

因町長。

◎ 町長（因 辰美君）

先ほどから答えていますように、私は議会に諮りましたよ。そして、議会はちゃんと止めて説明しなさいと言われてましたよ。ですから、とめて調査したわけでしょう。そして、廃棄物についてはまだ請求が来てないと言ってるわけでしょう。正式に来たら、ちゃんとしっかりと住民にも話しますよ。しかしながら、この補正予算で組んでいる金額は、まだ内容はちょっと言いますけども、違約金ではない部分まで入っとるわけですよ、そういったものがあると私は特別委員会で説明いたしましたよね。そういった中で、ちゃんと今後はしっかりと弁護士を通して、向こうの弁護士と闘ってまいりたいと。そして、その請求書がしっかりと来たら、私はちゃんと住民にもこういった請求が来ましたと、しかし内容はこういった中で来ましたと、何でこの違約金 came のかと、その経緯も全部話さなければならない。ばってん、まだ来てないから、私はこの前も特別委員会で言いましたように、4月28日現在で私は出してくださって先方に言ってますよ。しかしながら、まだいまだに来んということは、今度の補正予算はもし請求された場合、支払わなくてはならないから補正予算を組ませてくださると、しかし請求がなければ払いませんよ。それは当たり前のことだと思いますよ。ですから、払わないような努力はしていきたいと

思います。ですから、当初のことをしっかり把握してから、もう話が飛んでるんですよ。ですから、当初は8,000万円をなぜ予算もついてないのに5,000万円も既に使ってるのかというのが一番議会で議論すべきものではないですか、違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

先ほどから、この1億8,000万円、賠償金については闘う、SPCと、法廷闘争もすると、こういうふうに言われとんですね。そしたら、この問題について予算に、補正に上げる必要はないと思うんですよ。闘うことを前提にやるならば。しかし、認めていくという方向も含めてあるからこそ、補正を組もうとしたわけでしょう。だから、町民説明会も含めて、やらないで来たことについてどうなのか。それは今からでもやっていくということも含めて、この予算の関係もどうするかということだって、当然関連してくると思うんです。私は、そここのところをはっきりしとかないと、今度の補正予算の審議も含めて、町民との関係でもどういうふうにかこれ理解してもらおうかという点では、私たちにも責任を持たされるんです。そういう点で、この町長の立場をはっきり聞いて対応するという点でいきたいということなんです。それはもうあなたの意見は今まで聞きましたので、町長の意見を聞きましたので、そういう点で考えて、この問題については対処していきたいというふうに思います。

それと、最後になりますけど、今私がいろいろと保育所の問題、福祉の問題など含めて、予算化の問題についても提案してまいりました。これは、保育所の問題も先ほども言いましたように1億2,000万円建設できてたんですね。そういうことも含めて、国の補助金が出ない町立保育所でも1億2,000万円あれば建てれるんです。そういう金額なんですね。そういう点では、やっぱり無駄遣いと、このお金の使い方はということも含めて出てくるんです。ほかのことも、ちゃんとそのPFIの問題を含めて、事業について本当に責任持ってやろうとしたのかということも含めて出てくるんです。そういう点をもっと精査しながらこの問題について対応をせないかんと思いますね。

それで、そういう点でもう一度町長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これ青葉はるまち保育所のこと言われましたよね。これ1億2,000万円、間違いないですか。町の持ち出しが1億2,000万円ということは間違いありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

いや、あなた幾らと思ってるんですか、町長は。国の予算と補助金の関係も含めて、町の持ち出しどういうふうになったんですか。

◎町長（因 辰美君）

いいですか。私先ほど説明しましたように、民営化やると12分の1でやれるわけですね。12分の1ですよ、私は1億2,000万円って言ってない、12分の1でこの民営化というものはやられますよというって言ってましたね。ですから、3億円かかると大体10分の1でも3,000万円ですみますよという説明をいたしましたよね。誰も1億2,000万円とは言ってませんよ。ですから、今国の施策としていたしましては、民営化するには12分の1でできますから、今がチャンスではないかなと私は思っております。だから、青葉保育園が1億2,000万円で作られたんですかって私聞きよった。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

1億2,000万円で、1億2,000万円の分の12分の1で保育所の事業者が使って、それで建てたということをお願いするわけですよ。補助金の使い方と保育事業者が実際必要とした金額は幾らかという関係を述べております。だから、私が言いよんのは、町がこれを1億8,000万円のこの賠償金の問題も含めて、本当に今後の問題も含めてですが、保育所の建設なども含めて考えたら、本当に無駄なお金として実際出すということになっていくんだという点についての指摘をしてるんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

1億2,000万円ということは、青葉保育所が支払われた金額だけでしょう、違いますか。私は、行政が支払う金額が12分の1ですよと言ってるわけですよ。ですから、行政はそんなにも、今まで大川保育所もやりましたが、3,000万円か、よくオーバーしても4,000万円まではかかってないですよ。ですから、民営化したら3,000万円ぐらいで建てられるという認識がありましたから、私は言いよるわけです。誰も今1億2,000万円というのは、恐らく青葉保育所が自分で出された金額を言われてるんじゃないかなと私は推測いたしますけども、あくまでも私たちは行政ですから、行政が支払った金額、それは3,000万円ぐらいじゃないですかと答えた

だけです。

ですから、3,000万円ぐらいでやはりそういった、今うちに来ておる民間の保育所は、非常に優秀な方が来られてますよ。ですから、そういったものを活用しながら、やはり3,000万円ぐらいで建てれるなら、私は逆に経費を安くしてるほうだと思っております。ですから、議員ご指摘の無駄遣いとかではなくて、やはり行政サービス、そして保育のサービスを下げないように優秀な企業を持っていきながら、やはり地域の子育て支援をしっかりとやっていくという、そして待機児童を解消していくという思いでございますので、なんら、3,000万円の発想なら無駄遣いではないと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

問題の発端は1億8,000万円、賠償金についてですね。町民に対する説明をすることについて指摘をして、この質問を終わりたいと思います。このままでは町民の理解は得られません。議会に対して出して、それが通ったらいいかということではないです。そういう点を町長が本当に自覚しないで進めろうとしとるんじゃないかということが問題なんです。

以上で終わります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

冒頭から言いましたように、ちゃんと議会に報告して、この既に5,000万円を使っておる金額をちゃんと説明しなさいといった形でこの事業を止めてでも説明しなさいという意見だったから止めたわけですよ。私がただそこに異論があるからとめたっちゃんないですよ。そこをご理解していただきたいと思っておりますよ。だから、うがったやり方では、それはだめだと思っておりますよ。

◎9番（田川正治君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

もう終わり。これにて、時間ですから申しわけありません。

（9番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時46分）

(再開 午後1時30分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

3番木村優子議員。

(3番 木村優子君 登壇)

◎3番（木村優子君）

議席番号3番、木村優子です。今回私は、粕屋町の震災対策に関して質問を行ってまいりたいと思います。

質問に入る前に、まず熊本地震においてお亡くなりになりました方のご冥福と被災されました方に対しまして、お見舞い申し上げたいと思います。

さて、まず町長にお聞きいたします。

今回の熊本地震において粕屋町が行った支援などを、先ほども少し触れられておりましたが、お聞かせ願えたらと思います。お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

まず初めに、すぐにはタンク車、水を持って行ってまいっております。それから次に、一番最後は罹災届の、そういった判定員を2人出しておりますが、あともう一つ、救援物資の提供が1回行っておりますね。

詳細はすみません、その2回ぐらいはちょっと覚えております。すみません。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほどから話が出ておりますように、まず最初の支援といたしましては、タンク車を現地のほうにうちの上下水道課のほうから配備しまして行っております。その後、ペットボトルの供給という支援要請がありましたので、それにつきましては31ケース、うちのほうから出しておりますし、あと給水袋もありましたが、給水袋についてはタンク車のときにも給水袋として出しておりますので、おおむね1,000枚近く、給水袋等も出しております。あと、その後支援物資を役場のほうで集めるというようなことで対応をいたしまして、それについては県を通して被災地のほうに送っております。あと、ほかの部分では、一応糟屋地区から全体で1市7町で3,000万円ほどの義援金をというのを町長会等で決定されてきておりますので、それについての対応ということで、粕屋町につきましては474万円という割り当てで、こちらについては今回の補正予算のほうで計上させてもらっております。

あと、人的支援といたしましては、4月26日から28日、2名、それから5月に入りまして26日のほうで2名、こういった支援をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございました。

私も、地震が起きて約2週間後ではありましたが、熊本市内の福祉避難所に看護師免許があるということで、ボランティアとして日帰りでしたが行ってまいりました。現地の状況を間近に見、そして避難してこられている方々のケアを行いながら、たくさんの思いをお聞きしてまいりました。その経験から、私が感じたこと、そして実際に想像もつかない地震が我が町では起こったと考えているうちに、今何をしておくべきか、また数多くの疑問を抱きましたので、今回の質問を行います。質問に際し、不十分な点が多くあると思いますが、住民の方にもわかりやすく、そして意識していただけるように以下質問をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従って質問に入らせていただきます。

最大震度7の地震が連続して2回発生した熊本地震から約2カ月が過ぎ、今なお避難生活を送られている方々がいらっしゃいます。想定外であったこの地震から何を学び、粕屋町においてどのような対策を練るべきか。最悪の状態を想定し、防災計画などに反映させることが重要と思います。

それでは、まず1番目の質問。大規模災害でも業務が続けられるように、庁舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ決めておく業務継続計画、BCPについて質問をいたします。

内閣府が平成27年5月に市町村のための業務継続計画作成ガイド、業務継続に必要な6要素を核とした計画っていうのがありますが、今後また防災計画に関しては変わっていくというふうには思っておりますが、現在の時点で町は策定しているのか、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

議員おっしゃいましたのは業務継続計画、これは総務省から通達が来ておる分でございますが、業務継続計画と申しますのは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき

業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画となっております。

当町では、昨年度業務継続の前提となる庁舎の非常用発電機の設置を行うなど、施設面での整備は進めてまいりましたが、業務継続計画につきましては、残念ながら現在のところ新型インフルエンザ等業務継続計画、それから下水道事業業務計画簡易版以外は策定が進んでおりません。今後は、町の全体業務の継続計画の策定が必要であり、策定に向けて今後前向きに進めてまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

国は、庁舎の全半壊を想定したBCPの策定を自治体に求めているということで今答弁もございましたが、策定していないと回答した自治体は527の65%に上ったということでもございました。また今回、宇土市や益城町でも策定しておらず、被災者への対応の遅れが目立ったというふうに言われております。BCPの形式にこだわらず、まずは急ぎ財源がなくてもできることから進めていただきたいというふうに思っております。BCPを策定していなくとも、地域防災計画の中に記載しているのではないかとこのように思っておりますので、ちょっとそのガイドラインに沿って少し、簡単で結構ですので、お聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠であり、非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要であります。1番目に挙げられている町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制について、おわかりなところで結構ですので、答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

地域防災計画の風水害編あるいは震災対策編等によりまして、町長不在時の代替業務執行者という、それから2次的、3次的な代替業務の執行者、地域防災計画の中で明確にいたしております。通常は、町長のかわりには副町長、副町長がない場合には防災総務部長というような形で、順次記載しておるとおりの計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

職員の参集体制とかはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

職員の参集体制につきましては、防災マニュアルの中に震災時等あるいは風水害時等の明確な参集基準を決めております。例えば、震災であれば、震度4以上であれば課長職以上は全て自主集合というような形で決めておりますので、細かいことをちょっと私も頭の中に置いておりませんが、そういうふうな段階的なマニュアルを配っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございます。

本庁舎が、使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎、地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合がありますので、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

災害時、災害対策本部等、庁舎機能が使えない場合ですが、まず代替順位の1位としましては、生涯学習センター、サンレイクかすやになっております。その後、そちらもだめということになりますと、代替順位2位ということで粕屋町立総合体育館、かすやドームというふうに規定をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、3番目で災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要で、孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合があります。電気、水、食料等の確保として、停電に備え非常用発電機とその燃料を確保する、また業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保するというふうになっておりますが、現在の状況で結構ですので、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

すみません、発電機のほうの燃料については、ちょっと私のほう把握していませんが、備蓄品等につきましては、町のほうで備蓄計画というものを今策定しまして、順次進めているところであります。現在、まだ3年ぐらいを経過している状況でありまして、特に水に関しましては今回、保有分をほとんど全部熊本のほうに出しましたので、これはまたちょっと計画を修正しながら備蓄を増やしていくという形になろうかと思えます。ただ、これが職員の分という形での備蓄ではなく、いわゆる全体的なものでの備蓄という考え方で今のところは進めている状況です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保について、固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも、使用可能となる通信手段を確保する必要があります。災害対応に当たり、情報の収集、発信、連絡調整が必要となりますが、どのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

現在のところ、通信手段が使えない状況になったときということなんですが、今のところうちのほうで持っておりますのは無線機を数台ということであります。なかなかこの台数で、では足りるのかという話になるのですが、今後例えば災害電話みたいな形での避難所での設置とか、この辺についても現在検討をしているところであります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

町民の方におかれましての情報といたしますか、ちょっとそれを今から話したいと思えます。

緊急時や災害時に有効な連絡手段として、改めて公衆電話が注目を集めております。110番や119番が無料でかけられる、また回線が災害時優先電話に種別されているため、震災等が発生した際も通信規制を受けず、つながりやすい。現在は、携帯電話などの普及に押されて、最盛期の5分の1に減少していると言われておりま

す。電気通信事業法では、戸外での最低限の通信手段を確保するため、市街地では約500メートルに1台、それ以外の地域では1キロメートル四方に1台の設置を定めてあります。気がつけば、公衆電話を見つけるのが難しかったりするという声も聞いたことがありますし、実際私自身もどこにあるのかなと戸惑うときもあります。町で把握をしてあるのか、またできなければ地域の皆さんと公衆電話のある位置の確認などを行って、マップの中に盛り込んでもいいのかなと考えたりいたしました。このことについてもご検討いただけたらというふうに思っております。

次の災害時の被災者支援や住民対応にも行政データが不可欠で、業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する対策はやられてありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

一応、行政データに関しましては、今経営政策課のほうで主だった基幹的な業務に関しては、クラウドっていうもので、いわゆる外部的なところにデータを保管するような形もあろうかと思えます。ただ、通常役場のほうで停電がありましても、先ほど申しました非常用発電装置あたりを使いまして、総合窓口課並びに2階の総務課、経営政策課、それから協働のまちづくり課と防災会議室とサーバー室、この辺の電力は最低限確保するような形で現在のところしております。ですので、データがとれる状態であれば、問題なくその辺のデータはとられると思っておりますし、万が一庁舎が被災して全く使えないという場合でも、その辺のクラウドの技術でバックアップデータを別なところでという形は可能であると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、非常時に優先して実施すべき業務を整理し、各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする必要というのがありますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

まさしくその辺がBCPというところになろうかと思うんですが、今現在うちのほうで、地域防災計画の中で災害関連業務についてはある程度整理ができております。しかしながら、それ以外の、その裏で実際遂行すべき業務、災害対応とは別な

必要な業務というのもありますので、この辺については早急にBCPの策定のほうには取りかかる必要があるかと考えております。今現在、そういった時系列でまとめられたものというものはございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

では、また今後に期待をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。大きな2番目の質問に入ってまいります。

町内の避難地及び使用可能なヘリポートについてであります。

避難地は、一時的に避難する外部空間であり、町は小・中学校のグラウンドを6カ所上げてあります。また、救助、救護活動や緊急物資の輸送等に使用するヘリコプターが離着陸できるよう、臨時ヘリポートを10カ所指定をしております。この中に避難地に指定されている小・中学校グラウンドの6カ所が含まれております。避難地には大勢の人や車が来ると想定をしたとき、この場所で町民を誘導し、スムーズにヘリコプターが離着陸できるのか気になったのですが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

ご指摘のとおり、うちのほうで一時避難場所あるいは避難地として指定をしているところがヘリポートと兼ねられているという状況があります。実際、ヘリポートにつきましても、それだけ数は指定しておりますが、実際使うとなるとかなりの制約が出てくるのではないかと思います。そういったことで、ある程度避難所として活用している部分は、状況によってはもう使わないという判断もその時点では求められると考えております。その辺を整理すべく、実際のいろんなシミュレーションを今後やっていく必要があるかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、関連いたしますが、3番目の質問です。

まず、オープンスペースの確保について、現在は13カ所でよかったですでしょうか。確認です。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

オープンスペースという考え方が防災計画にはちょっとないんで、いわゆる一時避難場所というような形では、指定を一部しておるところでございます。恐らく、その一時避難場所、ほとんどグラウンドとか公園的なところになりますけれども、そういうところをオープンスペースという考え方にするのであれば、そこを実際オープンスペースとして活用することはあろうかと思えます。ただ、防災公園などはその後の仮設住宅あたりの建設をする可能性もありますので、その辺については、時間を追ってその整理をしていく必要があるのではと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今回の熊本地震では、過去に例を見ないほど多数の車中泊がありました。今まで地震を余り経験していない地域が襲われ、住民の受けた恐怖感や不安感などの精神的なダメージは、大変に深刻なものがあります。特に、震度7の大地震が夜間に連続して起こったことはトラウマとなり、恐怖感で自宅に帰れなくなった。新しい建物が壊れているのを目の当たりにしているから、我が家も次の地震で倒壊するのではないかという不安で自宅が大丈夫であっても帰れない。だから、多くの住民が車中泊をせざるを得なかったと言われております。

熊本県のイベント施設、グランメッセ熊本では、駐車場に車中泊する2,000台以上の車がいたそうです。大量の車中泊に対する対応なども踏まえて、地域防災計画の見直しをしなければいけないというふうに言われておりますが、車中泊をせざるを得ない状況になったときの場所は、今のところどこを想定するのか。また、収容台数についてわかれば、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

車中泊に関してですが、これは国の計画についてもそうだと思いますが、基本的に規定をされてきておりません。当然、当町におきましても、地域防災計画の中で車中泊というものの想定をしているわけではありませんので、その台数であるとか場所という規定もございません。ただ、実際問題考えられるとすれば、先ほどの避難地、一時避難所場所あたりを活用するしかないのでは、場合によっては例えばサ

ンレイクなり役場なりの駐車場にそういった車両があふれるというようなことも考えられるかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

こういった情報に関しては、日ごろより町民が知っておかなければなりません。大量の車中泊がないのが一番でありましょうが、より多くの場所を確保できるように企業などにも働きをかけて、スペースの確保に努めていただけたらというふうに思っております。

それでは、4番目の質問です。

避難所に関して、町内に何カ所あって、全部でどれくらいの収容人数であるのか。また、ペット同伴での避難についてはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

避難所につきましては、43カ所ですね。想定人数は、これは面積的な関係で計算してるものですから9,500名あたりを考えております。

ペットの件なんですけど、ペットの同伴の避難というのは、特別にそういった避難所を設けてるわけではございません。ですので、通常の一般の避難所に愛護動物であるペットを連れてこられるという形が想定をされます。ただ、そうなりますと、避難所での衛生環境とか生活環境の問題が当然発生するであろうということも想定されておりますため、防災計画の中では獣医師会とか、そういった団体と協力しながら、一時的な保護施設あたりの受け入れということも考えていかなければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

地域防災計画の中にも、愛護動物対策として必要に応じて避難場所における愛護動物のためのスペース確保に努めるというふうに記載がされてありました。ペットは家族であり、ペットとともに避難できず、心を痛めて精神的に病んでしまう方もおられるのは事実です。また、動物が苦手な方もおられ、避難所ではさまざまな問題が発生してしまうのも事実であると思っております。こういったことから車中泊が増

える原因となります。ですから、いざというときの対策を立てていただいて、マップなどに記載できるようにしていただけたらというふうに思うわけです。

それでは、5番目の質問に入ります。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画にも記載があります、このピンクの分ですね。これにあります福祉避難所についてを質問をしてみたいです。

私は、多くの町民の方々に福祉避難所について知っているか、聞いてみました。残念ながら、知っている方はおられませんでした。高齢者や障害者、妊婦と、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所が福祉避難所です。今回の熊本においても、福祉避難所はほとんど知られておらず、また福祉避難所として町と協定を結んでいるところでさえ機能していなかったところがあったようです。

では、まずお聞きをいたします。

福祉避難所は町内に何か所あり、収容できる人数はどれくらいでしょうか。また、福祉避難所を必要とする町民の大まかな人数をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

福祉避難所についてですが、現在指定をしているのは福祉センターの1か所のみです。この1か所で足りるということは当然考えているわけではないのですが、福祉避難所というのは、当然それなりの施設の整備が必要になるかと思えます。現状として、それなりの設備をそろえているような施設というのがほとんどないということが現状です。今後、各施設の改修とか、そういうことで合わせて設備が整っていく中で、新たな福祉避難所の指定とかという形にはなるかと思っております。

また、この福祉避難所を必要とする人数というのですけども、明確に今のところ把握はしておりません。ただ、今考えられるのは避難行動要支援者、こちらの総数が昨年度であれば865名になっております。最大となりますと、これぐらいの人数にはなるのではというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

6番目の質問にもお答えをいただいたのだらうと思って、今865名とおっしゃられましたでしょうか。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

はい。

◎3番（木村優子君）

避難行動要支援者及び見守り対象者の申請状況についてお聞かせをいただきたいというふうに次の質問で上げておりました。

大体865名ということであったんですが、この人数に関して、各行政区はその人数を区長さんなりか、把握をなされているところでありましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

この避難行動要支援者については、ここ数年前だと思いますが、国のほうでの考え方が大きく変わりました、その対象となる要件を持った方は全て名簿に要支援者ということで登載をなささいという形になりました。そこで問題になりましたのが、行政区でありますとか自主防災組織に対する情報提供の問題です。当然、その支援者の方には自分の情報は教えてほしくないという、町の登載としてはしてほしいんだけれども、情報提供はしないでほしいというような方も実際おられます。ですので、現状はあくまでも名簿の提供に同意をいただいた方、ご自分で例えば登載をしてほしい、情報も提供してほしいというふうに言われた方、そういった方のみ行政区のほうにはお知らせをしている状況です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、7番目の質問に入ります。

福祉避難所の指定をいつまでにどれくらい行う予定かをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

福祉避難所なんですけど、現状におきましては、あと例えば何年後に何か所という形での予定をしているわけではございません。当然のことながら、先ほども申しました施設の改修状況等によって、その福祉避難所たる要件を備えるようであれば、そこを追加していくような形になると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

これは急がないといけないとは思っております。行政の方もそう思われてると思うんですが、老人施設、老人ホームとかそういったところ、民間のところにも協力を得ないと、これは絶対できないことでもあります。それを建てようとしてもできないというふうに、財政的な面があるのでできないと思っておりますので、できるところから急いで協定を結んでいただいて、そういった状況を整えていただきたいというふうに思っております。

それでは、ちょっと具体的な質問になるんですけども、私が熊本でボランティア活動を行ったときに強く感じたこと、また一番大事な排せつの環境を整えるという意味で質問をさせていただきます。8番目の質問です。

まず、主に福祉避難所で使用される車椅子やポータブルトイレや尿器などの備えについてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

各備蓄状況になりますが、車椅子、こちらについては現状、当課のほうで備蓄品ということで備えているものはございません。今のところ考えておりますのは各施設、今役場でも健康センター、福祉センター、それぞれ車椅子のほうを置いております。この辺を実際は使用していくことで想定をしております。それから、トイレなんですけど、これは福祉避難所専用とか、そういうわけではありませんが、段ボール組み立て式の簡易トイレ、これを80個の装備予定を立てております。現状については、まだそこまで達成はしておりませんが、今後計画的に進めてそれぐらいの数には持っていきたいと考えております。ただ、尿器ですか、あれについてはうちのほうで今のところ備蓄品のリストには入れておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

老人ホームなどには、男性用尿器を置いていないところもあります。男性の場合、高齢であつたり体が不自由であつたときに、そばに尿器があるだけで排せつに関する不安を抱かなくていい場合があります。実際、私も今回行かせていただいて、それを強く感じました。また、いざ被災したとき、近くに売っていなかったり、店に行ける状況でないとき、すぐに準備するのは難しいとそのボランティアの

活動の中で感じたことでもあります。そういった意味で細かいかもしれませんが、貸し出しの体制を整えておくというようなことは大事なのではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

私どもも、この尿器というものに関してはほとんど知識もなく、考えていなかったというのが現実です。今後、備蓄用品の計画的に進めていく中で、当然見直しも入ってくるかと思えます、今回の災害を経てですね。そういった際に、またこの点についても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

よろしく願いいたします。

8番目の質問の災害時に着用できる障害者用ベストについてであります。

東京の狛江市は、災害時に視覚障害者を守るため、専用のベストを開発をされたそうです。前面には目が不自由と書かれた反射テープと4つのポケットがあり、ヘルプカードや災害用ホイッスル、配給される日用品や食料品、飲料などを入れることができます。背面には、反射テープとヘルプマークが大きくついているものがあります。ちょっとすごく見にくいんですけども、こういった感じで何か、全然見えないと思うんですけど、こういうのをつくられているようであります。この反射テープはマジック式のため、文字の張りかえができるようになっているそうです。我が町でもこういった取り組みができたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

この点につきましても、私ども備蓄等はやっているわけではございません。当然、そういった方に配布をしているということもありませんが、こういった障害者ベスト、東京でありますとか京都の福知山とかで実際導入されているというのは、調べて今回確認させていただいたところです。確かに、実際避難するにおいて、聴覚障害を持たれてある方であるとか視覚障害を持たれてある方というのは、非常にこういうのがあるといいということは当然感じております。ただ、これを導入する

となりますと、費用面の問題を当然考えなければなりませんので、この辺は関係課と協議をしていきながら、こちらの備蓄品としてするのか、例えばある自治体によってはそういった対象を絞って配布をしているようなところもあるように聞いておりますので、その辺についても内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

視覚障害者が災害時に避難する場合、人混みの中でぶつかったり、突き飛ばされたりする危険があります。周りの人に自分の存在を知らせ、支援を受けやすくすることを目的にこのベストは開発をされております。マジックテープで文字の張りかえができるということで、いろんな障害の方に対応できるのではないかというふうに私も思っております。障害者差別解消法も4月から開始をされておりますので、こういった分も検討していただけたらなというふうに思っております。

ちなみに、私がこの分を調べさせていただいて、このベストが一体幾らかかるんだろうというふうに見させていただきましたら、制作費として1着約7,000円ということでした。こまベストというふうに呼ばれてるようですが、150着つくられているというふうに書いてあります。我が町でどのぐらいいらっしゃるのかというのを把握をされるとまたいいのかなと思って、今回ちょっと人数の把握を載せておりませんでしたので、今回お聞きいたしません、どのぐらいいらっしゃるのか、視覚障害、聴覚障害の方がどれぐらいいらっしゃるのかというところを考えながら、可能なのかどうなのかというところまで突き詰めていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、9番目の質問です。

災害ボランティアについてであります。町内の方の登録状況、またその中で有資格者など、看護師や介護士、保育士など把握をされているのか。また、ボランティアの体制について、役場事務手続など、ボランティアなどはいらっしゃるのかなど、ちょっとお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

災害時のボランティアにつきましては、粕屋町社会福祉協議会と町で運営していくということになっております。ただ、現在のところ、災害ボランティアに特化した形での登録制度というのは設けておりません。昨年度、県の事業を活用しまし

て、災害ボランティアセンター設営訓練というのを福祉センターのほうで行っております。今年も社会福祉協議会において、この災害ボランティアの養成講座を行う予定にしております、この受講者を中心にいざというときのボランティア、災害ボランティアセンターでいろんな業務を運営していただくボランティアということで事前登録のほうを今検討しているところであります。

なお、役場の事務手続のボランティアというものは、今現在その辺に関しては想定をしておりますので、またそういったボランティアの登録もないということでもあります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

被災したときには、圧倒的にマンパワーが不足をいたします。特に、日ごろからいっぱいいっぱいの状況で働いている介護の現場などなど、介護者が被災すると、スタッフの不足で現場はたちまち回らなくなったりいたします。例えば老人ホームなど、福祉避難所に指定をしていけば、ボランティアなくしてはやっていけません。介護の現場だけではありません。被災した方の多くは、話を聞いてほしい、話相手が欲しいなど、心の不安を和らげるためにも人手が要ります。作業をする、被災者のニーズの把握、支援物資の管理などは、行政だけでは手が回りません。ボランティアやNPO団体の協力が不可欠だからこそ、災害時に備えて連携をとる必要があるし、あらゆる場面を想定してボランティアの配置要項のようなものを作成する必要があるのではと考えております。また、福祉避難所に対するコーディネーターが必要なのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

現在、福祉避難所のコーディネーター、この辺につきましては、防災計画上では特に規定をしてるところではございません。今後こういった今回の震災を経て、いろんな点が改善が必要であろうと考えております。当然、上位計画であります国なりまた県、この辺も既にもう計画の変更があるのではないかとされておりまして、そういったところにあわせてうちのほうもその辺を入れるような形で検討していきたいなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

10番目の質問に入らせていただきます。

災害ごみについてであります。私は、被災した熊本に行ったときに、道端に積み上げられたごみを見かけました。そこに住む住民が狭い道にごみを積み上げているため、車が通るのにぎりぎり危険な状況になっておりました。すぐにごみの回収ができる状況にない場合が発生すると思われま。

粕屋町においては、ごみを出す場所は自宅前か、決められた場所に出しておりますが、災害時のごみは、割れ物なども含めて通常よりもかなり多く出ます。災害時においてのごみ捨て場所については決めておいたほうがいいのではというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

災害ごみの各行政区の集積場所、これを決めたほうがいいのではなかろうかということでございます。

私どもも今、議員さんがおっしゃいますように可燃ごみは自分の家の前、そして不燃物関係は集積場所ということで今通常は行っております。この中で災害の状況の中でそれぞれの行政区、数か所ずつ指定するというのも大事なことだと思いますけれども、その状況においてその指定した場所が確実にできるかどうかというたら、なかなか今現在の想定では困難なところがございます。それで、私どもにつきましては、緊急ごみの緊急時におけるところのごみの置き場の選定の条件、これについてちょっと説明させていただきます。

仮設置場選定の基準につきましては、ほかの応急対策活動に支障を来さない場所、2つ目に環境衛生に支障がないところ、搬入に便利なところ、分別最終処分を考慮した場所に適しているところということで要件を設けまして、短期間の災害対策廃棄物の最終処分場が困難な場所を想定いたしまして、今現在ではボタ山、これは美化作業時の選定ごみ等の処理置き場、大体面積は6,000平米ほどございますけれども、そちらのほうと、また家具関係につきましてはクリーンパーク等で処理する計画を持っております。また、災害の規模によりましては、これで足りないような状況になるとときには、そのとき随時考えていかなければならないと思いますけれども、公社関係の持ち分の自然ふれあい広場ですかね、そちらのほうも検討の要件になっていこうかと思っております。今現在、福岡市、古賀市、糟屋郡内におきまして、

平成12年度エリアの災害廃棄物関係の協定書の協定を結んでありますので、それ等とも含めまして、災害時の状況におきまして対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

大きなところではそうだと思うんですけども、町民が出す場合、自宅の前に結構出すんですね。その場所が物すごく多くなって、結局その道路が潰れてしまうぐらいに、やっぱりお掃除をして出してらっしゃるという状況を目の当たりにしたわけです。そうすると、今の現状で各行政区ごとにちょっと見直しをしていただいて、例えば災害時にたくさんごみが出るようなことがあれば、このところに出してくださいというのをあらかじめ決めておけば、そういった道を塞ぐような、ごみで道を塞ぐようなことはないのではないかなというふうに私が思ったんですね。なので、また区長さんとか、また区の方々とお話をさせていただきながら、そういうところも見直しをしておいていただいて、日ごろから町民の方にそういった災害があった場合に、そういうところに、もういつもと同じような感覚で出すのではないというようなことも周知をしていただきつつ、そういった場合はここに出しましょうとか、そういった何か細かいことではありますけれども、いざこういふふうに被災をしてしまうとそれができなくなってしまうので、今考えられるところで設定をしておかれたらいいのではというふうに思いましたので、ちょっと検討していただけたらというふうに思うんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

確かに、議員さんが申されますのはもっともなことでございます。それぞれの区長さん等に相談をいたしまして、できるだけ明確な状況の場所というところが確認できるような状況で準備を進めていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

現在、町民の皆様が持っているのは粕屋町防災マップ、これと、それから各小学校校区のマップ、これですね。私はちょっと大川小なので、この校区のマップなんですけど、この2つだと思んですけど、それでよろしいでしょうか、あつてますか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

うちのほうで、まず防災マップとして出しておりますのが今提示いただきました平成19年作成の分ですね。それと、各校区別の、これは平成24年度だったと思いますが、住民に参画いただきましてつくったもの、校区別の防災マップ、それからあと平成26年度に土砂災害警戒区域、これを指定した際のマップと、3種類現状としてはあります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、新しい情報を載せた防災マップを新たにつくって、町民に配布をする予定とかはありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

平成26年度の土砂災害警戒区域のマップを作成した際に、実はももとの19年のマップの改正をあわせて考えておりました。しかしながら、今現在県のほうの多々良川、宇美川の浸水区域、これ自体が見直されていません。本来これにあわせて、この見直しにあわせてそういったものを一つにまとめた、またマップをつくっていく必要があるのかなというふうに考えております。ただ、今水害の浸水想定マップに関しては、河川の氾濫だけではなくて、内水氾濫とか、そういったものも国のほうは今後入れていきなさいよというお話になってきております。今後そういう形になれば、ますますちょっとマップ自体が複雑になってきて、多々良川、宇美川、それから須恵川の分に関しても、いろんな浸水想定を別な形をつくっていく必要があるのかなと考えております。そうなりますと、なかなか今現時点でこのマップを、改正をすぐ行えるかというのは、非常にちょっと疑問があるところであります。県のほうに浸水想定区域の見直しはいつごろでしょうかという確認をとっているんですけど、現在のところ時期については未定という回答でありますので、この辺がは

つきりしてきた時点でマップの更新を、今それぞれ複数に分かれてる部分がございますので、一つにまとめたような形でのマップの検討をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、福岡市はスマートフォンなどで利用できる災害に対する無料アプリを導入をされておりますが、粕屋町で導入の予定はありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

福岡市のスマートフォンアプリ、最近ニュース等で私も見まして、見させていただきました。あれは、YAMAPというて登山というか山登りをされる方が使うようなアプリを利用されて、そこに防災情報を載せられているというような形ですね。非常になかなかそこまで考えて、そういうアプリをされるというのは、ちょっと私も気がつきません。中を見ますと、結構避難所であるとか、その辺の施設を全部地図に落とし、それを拡大して確認することができるという点では非常にいいものだというふうには思います。ただ、この辺の費用面が、まだ私のほうもこれを把握できておりません。このアプリケーションをそれ専用のデータをつくらないといけないという話になりますので、これがどのぐらいの費用になるのか、その辺を確認して、例えばこのYAMAPというソフトでなくてもいいのかもしれませんが、なかなか独自でこういうアプリをつくりますと、相当な開発費がかかりますので、何がしかの地図情報に連動させた形でできればいいかとは思いますが、実際問題費用面がかかる、これは大きく関係してくると思いますので、内容ちょっと調べさせていただいて、今後導入が可能なものかということでもた考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

では、また検討した結果を教えていただければと思いますので、お願いいたします。

今回、私は自分が経験したことなどを通して質問をしてみました、平

時からの備えが大切であることを痛感をいたしました。発災後は時間的余裕がないからこそ、自動的に協定が発動する仕組みなど、準備を整えておく必要があります。災害対応の要になるのは想像力ではないでしょうか。避難所においては、女性に対する配慮、例えば更衣室や授乳室など、配慮不足がないようにしていただきたい。そして、避難所では何が必要で、どういった役割が必要か、常に想像力を働かせることが重要であります。町民の命を守るための計画であります。人が足りなければ、短期間補充してでも計画を完成させていただきたいというふうに思うのですが、最後に町長の考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

最終的には、やはりしっかりした防災体制というものを整えなければならないと思います。今の災害につきましては、本当にもう多岐にわたりますので、うちでは地震もありますが、水害等も物すごく心配でございますので、そういった中で、やはり各部門部門でしっかりと対策を持ちながら対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（3番木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

4番川口晃議員。

（4番川口 晃君 登壇）

◎4番（川口 晃君）

議席番号4番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

この前の議会に続きまして、環境問題から出発します。臭気と騒音、そういう関係で周辺住民とのトラブルがありました。その解決方法についてです。

西小学校区にGという印刷会社があります。歴史も古く、かつては袖須区の女性たちが多く働いていました。会社も大きくなり、24時間体制で印刷しているそうです。私が区長のととき、会社のすぐ隣の住民から、臭気と低周波音に悩まされ眠れない、昼でもじっとしていると気持ちが悪くなる、何度改善の要望を出しても解決しないとの相談がありました。それで、その住民と協議し、会社に対して敷地と住居

の購入等の要求をし、交渉の結果、認めさせました。しかし、その家族は適当な住居をいろいろと探したんですが、家族内の意見がまとまらないので移り住むことができませんでした。ところが昨年末、その隣の住民から、臭気と騒音で眠れないし、神経がいらいらするという同様な相談が寄せられました。前回同様、その家主の方と私は、その会社の管理職の人と交渉し、住居移転の補償要求について協議し、その後家主さんに承諾の回答が寄せられたそうです。しかし、息子さん家族との同居なので、柚須区内には家族が希望するような土地が見つけれない。そういう結果、他地区に移転しなければならない結果となってしまいました。周辺には、前の1戸ともう1戸あります。この問題は、まだ尾を引きそうです。

このような臭気とか騒音に対して、町としてはどのような対策がとれるのでしょうか。因町長、あれば教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その事例を所管のほう調べていると思いますので、所管のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、川口議員の臭気や騒音、公害発生の町としての対策についてにお答えいたします。

環境基本法によりますと、公害の定義につきましては、環境の保全上の障害のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることということで、その中には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下に悪臭等を典型7公害と呼んでいるところでございます。

私どもの所管といたしましては、町として臭気や騒音の対策につきましては、相談をいただきました場所、時間帯、詳細なご意見をもとに担当職員が迅速に現場に向かいまして状況を調査し、施設面や業務内容の改善等の注意、指導を行うとともに事業所へのご理解を賜っていただいているところでございます。

ご質問の臭気や騒音の対策につきましては、規制基準等の基準もございませけれども、基準に達するような状況ということが考えられますと、関係機関に調査依頼をいたし、数値測定を行っていただきまして、発生源者に改善指導を行っております。また、福岡県公害対策防止等生活環境の保全に関する条例に基づきまして、特

定施設の設置者が規制基準に適合しない公害を発生させることによりまして、その周辺の生活環境に支障が生じていると認められるときには、その者に対しまして期限を定めて、当該特定施設に公害防止の方法を改善し、また特定施設の使用方法若しくは配置変更を勧告することができるようになっております。勧告に従わない場合におきましては、改善命令を講ずるということになっておりますけれども、私どもに対しましては保健所、そちらのほうと協調をもって対応しているところでございますし、区長さん等にもお願いしながら、こういうふうな状況の分については対応をやっている次第でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

原則的なことを部長は述べられましたが、なかなかそういう手段では解決しない。結局、交渉せざるを得ないというのが状況です。緊急的に、具体的にストップできるとか、何か工場の視察に入るとか、何か強力な措置っていうのはないんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

悪臭防止法につきましては、20条におきまして市町村長は改善命令対象となるものと応急措置命令対象者に対し報告徴収と立入検査を行うことができるというようなものもございます。それに対しまして、またこの公害ということになりますと、公害紛争処理といたしましては、国は公害等調査委員会を設置、福岡県は公害審議会を設置、上記の委員会、審査会におきまして公害の紛争についてあつせん、調停、仲裁等を行うような状況ということになっておるところでございます。

申しわけございませんが、以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

いずれにしても、いろいろな委員会とか何かを通さないと措置ができないということで、それではもう現場では対応できないというのだそうです。要するに、低周波音とかというのは、いつ襲ってくるかわからないというのがあれです。輪転機の回転数によっていろいろ起こるんですね。そういうことがありますので、何かいい対策があれば、今後考えていっていただきたいというふうに思います。

何か町長、答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今所管のほうから答えましたが、町長のほうで対応できるということになりましたら、一緒に同伴いたしまして、そちらのほうに参って何か対策ができればと思っておりますので、もしこの議会終了後でも時間がありましたら、同伴してしっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

粕屋町では、環境問題としてはどのような事案がありますかということです。私は西のほうにおりますので、東のほうはほとんどわからない。そういうことを含めて、よく今から考えていきたいと思えます。

私が区長有的时候は、柚須区は開発ラッシュのときで、いろいろな問題がありました。隣の工場の解体作業で大型車の解体機がどかんどかんとやるので家が揺れて、基礎や壁にひびが入った。会社とかけ合いたいのですが、区長さん中に入れてくれということで、弁護士を紹介してくれとか、始終そういう話がありました。町に苦情として寄せられてくる事案っていうのはどのようなものがあるのでしょうか。どっかで報告できるのがあれば、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

公害ということで、粕屋町における規制を上回る公害につきましては、今現在承知はしてないところでございます。ただ、傾向といたしまして、食品製造加工工場からの悪臭や製品の諸表面処理加工場、または夜間の自動車修理工場からの騒音などの苦情が寄せられているところでございます。これらに対しましても、職員が発生源者を訪問し、注意、指導を行っているところでございまして、住民の皆様から相談いただきました案件につきましては、大気汚染が平成27年度におきましては10件、水質汚濁1件、騒音が9件と悪臭が4件、計24件ということで苦情として承っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

わかりました。

例えば、環境問題と言えば、空気や水の汚染問題、それから会社や工場の騒音や臭気の問題、交通渋滞や交通事故の危険性の問題などがあります。西小学校区の問題としては、交通渋滞や交通事故の危険性の問題がどうしても大きな環境問題です。粕屋町の中で解決しなければならない大きな環境問題というのは、どんな事例がありますか、特別に。なければならないでいいですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

粕屋町は、交通の利便性がいいということで非常に大川のほうでは大型車の駐車場なり、そういった倉庫あたりがいっぱいありますが、やはりその中でアイドリングっていうのが非常に私たちの地域では問題になっております。特に、排気ガスで温暖化になります。それから、夜中にトラックが動くということですね。それと、やはり荷物を積むときに大声を出すというような、そういった近隣の騒音等の問題がございますが、ある程度交渉しながら、お互いの良好な環境の中で対策をやっていくという、そういった中での話し合いをしております。これは完全ではございませんけれども、気がついたときに注意をしていくという、お互いの中で解決をしていってやるわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次の問題に移ります。

教育問題です。私は、この間子どもの貧困問題を取り上げてきました。それで、無料塾とか寺子屋とか、そういうものを始めようと思ったんです。ある退職教員の方をイメージしていたんですが、ところがその先生はできなくなってしまいます。3月末、ある学校が、先生方が足りないので、ぜひ来てくれと学校のほうへ先生として呼び寄せられたんです。退職教員が教員不足でまた学校へ戻ったんです。恐らく、多分非正規での採用でしょう。

話は変わりますが、2、3年前から、PTAの人から講師の先生が担任をしてあるんですよというような話を聞いておりましたが、そのときはそんなに気にとめていませんでした。しかし、我が党の山口律子県議が私より先に県議会で、特別支援

学校の正規教員増についてということで質問をしました。特別支援学校はひどい、非正規は築城が48.5%、太宰府で41.7%、小倉の聴覚支援学校かな、これが39.4%で福岡県の平均が大体29%らしいです。3人に1人が非正規の教員です。同じようなことを考える人がいるんだなと私は感じたんですが、我が党では、このようなパンフをつくっております。これは県議の2人がつくったんですが、福岡の先生が足りない。深刻な教育の現状を打開しようというパンフです。

それでは、一つ一つ質問を進めていきます。

粕屋町内小・中学校の教職員の定数と実数の件ですが、まず最初に教職員の実数ですが、先日私は、去年もいただいたんですが、こういう表ですね、先生たち、子どもたち。教職員の実数というのは、町職も含めて考えたら一番現実的じゃないかと思うんですが、それで間違いないですか。実数と定数の定義を教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

川口議員からの質問にお答えいたします。

定数というのは、文科省が定めました義務標準法、これに基づいて定数が発生いたします。これは、クラス数に基づいてその学校、何クラスだから何人の教員を配置するという法律でございます。そして、実数になりますと、その標準法にのった定数にさらに、例えば児童支援加配教員が必要だとか指導法工夫改善教員が必要だとか、補導教員が必要だとかというものを県のほうに今度は申請をいたしまして、学校長がですが、そこで認められればそれが来ます。これを含めたところで実数と言います。町職は含めません、町は含めないです。県から配置していただいた先生方、と同時にですが、正規の教員、これまた後で言葉を整理いたしますけど、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

大体わかりました。

要するに、教員の標準法で決定された数というわけですね。これ例えば西小学校の事例で言いますと、クラスが21クラスあるんですね、西小学校は。これにいろいろ加配とか加えていって、実数が決まるわけですね。教員の実数が校長、教頭、それと教諭、それから講師及び助教諭入れた数になるんですかね。そういうことですか。

◎教育長（西村久朝君）

そうです。

◎4番（川口 晃君）

わかりました。

それでは、次に移ります。

講師、助教諭についてですが、先日西村教育長から講師、助教諭は非正規ですという回答がありました。それで、そういうことでしょうか、私は講師、助教諭の、これはどういうふうに決まるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

常勤講師、それから常勤助教諭、非常勤講師、これについてお話をさせていただきたいと思います、

これをいわゆる非正規職員と言います。仕事内容につきましては、常勤講師、常勤助教諭、助教諭というのは臨時免許証、その先生が今持たないけども、なかなかその担当の教科の先生が見つからない場合、これ特に中学校なんですけど、見つからない場合は、臨時にその先生にその教科の免許を与えて配置をするというのが臨免を与えた教員、いわゆる常勤助教諭になります。常勤講師というのは、自分の教科で授業ができる、小学校は小学校の免許を持っとけば、どの学年でも担任できるということになりますので、これは常勤講師になります。よろしくお願いしますかね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私も教員の免許を持ってるんですけど、ちょっとイメージがなかなか湧きかねます。実際、講師というのは、小学校だと担任できるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

免許を持って、講師であっても正規職員、非正規職員であっても、担任はできません。ただし、県費のほうになりますね、町費のほうはなかなか県のほうが認めませんけど、なってる場合もあります。

今、講師と教諭が混乱されてるんだと思いますが、常勤と非常勤は講師という言い方がよくありますけど、臨免をもらった場合だけ常勤助教諭というんです。これは養護教諭と一緒に、養護教諭、いわゆる保健室の教員、養護教諭と言います。これが講師の場合は、養護助教諭になるんです、保健室の先生が講師の場合。講師の

場合は、正式名で補職でいいますと養護助教諭、講師じゃございません、養護助教諭という言い方をします。これが教科の先生になると、本来教諭なんですけども、常勤講師、非常勤講師、そして臨免をもらった講師の先生は、特に常勤助教諭という言い方になります。日ごろ余り使わない言葉ですね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今そういう説明されたんですが、書きながらですから、なかなかわからないので、後日また先生のところへ来て、正確に覚えさせていただきます。

次に移りますが、3番目ですかね。

学級担任の非正規教員の数と学習支援員の職務についてですが、各小・中学校で学級担任をしている非正規教員の数は、講師、助教諭の積算というふうに見えていいんですね。これによりますと、小・中学校合わせて何十人になるんですかね。相当な数になりますね。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えいたします。

本年度学級担任を受け持っている講師、それから、非常勤講師は持つことはありませんが、助教諭は校種別でお話しさせていただきます。

小学校が38名中36人が学級担任を受け持っております。中学校は18名中2名が学級担任を持っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

わかりました。

小学校ではこういう状態ですから、やっぱりPTAのお母さんたちにこの話が伝わるんですね。それで本当にうちの先生は大丈夫やろうかということになるんですが、やっぱりちゃんとした免許を持っている先生であれば、ちゃんとPTAのほうにも説明されたほうが私はいんじゃないかと思えます。

それでは次に、学習支援員のことですが、この前、先日開催されました小・中学校の経営発表会でも、学習支援員という言葉が幾度も出てきました。これは、中央小学校のあれですね。学力向上、1年生への支援体制、小1プロブレム課題対応が必要となる下学年へということで、町の学習支援員が個別に支援ということで、こ

れは町雇いのですよね。

そしたら、この学習支援員さんは、教育の現場で実際に先生が話しているときに横において何か補佐するん、どういうことをする。それとも、課外有的时候に、一応学校が終わって、ちょっと遅れた人たちに遅れた場所を教えたりする支援ですか。要するに、教えてる授業の中で支援するのか、それともそれ以外で支援するのか、どちらになるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

町費のほうから教職員をたくさん配置していただいているんですが、小学校はそれぞれ5名配置をしていただいております。中学校のほうは、粕屋中学校が3名、粕屋東中学が1名配置をしております。

業務内容としましては、普段の授業に入るということはほとんどございません。特別支援学級のほうの支援をするというので配置をしております。また、それ以外には、生徒指導の問題でちょっと教室に入れないう生徒の対応ということで配置する場合もございます。昨年、そういう形で粕屋中学校は助けていただきましたが、そういうことですね。

先ほど1点だけ、ちょっとすみません。学級担任をしている講師の先生は、その免許は持ってあります。助教諭だけは持ってない、だから臨免なんです。臨免を臨時に与えて担任をさせる。しかし、現実的にはおりません、教科だけです、教科の指導だけですので、それはありませんので。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

まだちょっと続きます。

小・中学校の児童・生徒支援加配員というのがさっきも言われました。加配っていろいろあると思うんですが、一般的によく加配教員と言われている中で、定数と加配教員の関係なんですが、定数の何%が加配教員として要求できるとか何かあるんですか。加配教員は、どういうふうにして加配を要求することができるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えいたします。

一つの例をとりまして、児童・生徒支援加配教員のことについてお話をします。

基本的には、各学校の実態に応じまして、学校長が希望いたします。そして、町のほうで調整をいたしまして、県費のほうに上げて、県のほうからじゃあ粕屋町は何名だというある一定の枠をいただきます。現在の児童・生徒支援加配、例でお話ししますが、以前は大川小学校と粕屋東中学校のほうに配置されていたのを粕屋中学校と粕屋東中学校、中学校に今それぞれ1名ずつ配置をしていただいております。これも、大川小学校も手を挙げたと聞いておりますけど、粕屋中学校のほうがいいだろうというところで町内で動かされたということでお聞きしております。また、補導教諭は粕屋東中学校のみ配置されております。

また、業務内容、ちょっと今ご質問もありましたので、まず児童・生徒支援加配の業務内容をちょっとお話をさせていただきます。基本的には、学級担任は持ちません。それから、授業も持っておりません。何をするかというと、学習支援をすること、生徒指導の支援をすること、進路指導を担うことという、この3つの領域をフリーで任されているのが児童・生徒支援加配でございます。学習支援というのは、教室のほうに入って、ある先生が授業をしてるのを横について、理解できない子どもにちょっと教えるというTT授業ですね。それから、または教室に入れない生徒に別室で対応する主な教員でございます。それから、生徒指導っちゅうのは不登校、またはいじめの問題等で家庭訪問を一緒にしていただく。授業がありませんので、当然昼間も動けますので、そこで支援をしていただくということ。それから、進路指導は、特にですけども就学援助、こういった生徒たちの相談に乗ったり、家庭訪問をして動いていただくという、こういったことが主な内容でございます。基本的には、学校現場から声を上げていただいて、町として調整を図って県のほうに強く要望して配置をしていただくというのが加配教員、いわゆる基準外定数という言い方をします。これを合わせて実数になります。

ようございますか。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

少しずつ概要がわかってきました。なかなか複雑で、普通理解できません。そういう実態だということで聞きました。

それでは、教育問題で最後ですが、政府に対して定数の大幅増を要求してくださいということで、今までの質問してきましたけど、学校は定員だけで運営されていないということがわかりました。非正規の教員、または町雇いの教員もいますし、病休や産休で休職される教員が出れば、定員の教員で補充をするというのが普

通当たり前だと私は思うんですけども、共産党県議団のパンフによりますと、公立小・中教員の非正規率は、福岡の場合12.7%で都道府県でワースト2位です。沖縄が14.4%で1番で、福岡が2番です。また、定数に対しての非正規を入れての教員数は100%ぎりぎり、全国で42位です。だから、要するに先生が説明された定数いっぱいしかいないということです。だから、先生たちが何か起こったときに補充が定数できかないという実態があります。これでは、産休や病休に対応できません。せめて5%程度の増員が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

2年前でしたか、総務常任委員会で東京の視察に、杉並だったかな、視察に行った際に文科省で懇談しましたが、その際教員の定数問題が話題になりました。期せず、前にいらっしゃる進藤議長さんが加配教員を増やすより通常の教員を増員してほしいと要望されたんです。今でも、私は心に残っております。

6月3日に、町PTAの、先日ですね。総会後の懇親会で先生方と話したんですが、教員の手配のことでは非常な苦勞をしてあるようでした。特に、主幹の先生は、教員増を強く望んでありました。何かもう言ってください、言ってくださいというような感じでした。西村教育長、いろいろな機会を通じて、教員定数の大幅な増員を要望されてはどうかと私は思います。また、年度途中でも教員の増員が県に対して要求できるのかどうか。もしできるとすれば、要求したらどうでしょうか。いろいろな機会で大増を要求するようなことを考えられませんか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えいたします。

私も先日、全国の町村教育長会に参加いたしまして、要望事項ということの確認を決議をしまいでまして、7月に役員会のほうで文部科学省宛てに出すということの文言の一番上に定数増というところの要望を上げております。あくまでも定数は義務標準法、これを変えない限りは定数の配置が動きませんので、これは文部科学省にしかできません。なので、教育長会または全国小学校校長会、中学校校長会、こちらも1番目にこの定数のことは上げて、文科省のほうに要望されております。県のほうに要望できるのは、加配教員の要望になりますので、加配のほうは同じく教育長会、または校長会等々でも要望はしております。さらに今後も続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

因町長、学校の実態は今のような実態です。教員が足りない。これは、子どもたちの健全な発達の障害になります。教員定数の大幅増員を全国町長会などで積極的に訴えていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

糟屋郡内の今町長会もごさいます。そういった議題を出しながら、検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、3番目の質問に移ります。

粕屋町が管理する建造物の耐震化の進行の問題です。

4月14日と16日に熊本県で震度7の大地震が発生しました。お亡くなりになられた方、被災された方に対して心より哀悼の言葉を述べさせていただきます。

最初に、まず震度は7までしかありません。7以上はありませんから、震度7が一番大きいんですが、震度7とはどういう状態か。屋内の状況は、固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある状況。屋外の状況は、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなると。補強されているブロック塀も破損するものがある、そういう状況だそうです。地震というのは揺れの速さ、エネルギーの大きさを持っているわけですから、それらを含んで考えると、それらに耐え得る設計をしておかなければなりません。耐震設計、耐震補強はどうでなければならぬのかといいますと、震度7のような大きな地震が襲っても柱や壁が壊れないで人命が損なわれないような設計、補強でなければならぬと私は思います。これは、神戸の震災のときに調査に行きまして、実際の壊れた建物の中に入ったんですが、そのときの経験からいってもそう思います。現在、町が管理する施設は数多くあります。庁舎、学校施設、社会教育施設、福祉施設などがあるやと思いますが、耐震診断をしているのでしょうか。

前にもこの診断の問題については、いろいろな議員さんから質問があったと思いますが、因町長、西村教育長、順次、答弁があったらお願いします。診断の進みぐあいです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいま川口議員のほうからご質問でございますが、ご存知のとおり、総務省のほうから平成26年4月22日に公共施設総合管理計画を策定するよとということが通達要請がありました。全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、さらには長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化を目的として行っております。

前回でも報告いたしましたが、若干遅れております。今9月の予定でございますので、その結果につきましては、後日報告をしていきたいと思っておりますが、詳細につきましては所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

耐震化につきましては、1981年、昭和56年に建築基準法が改正されて、それまでの旧耐震基準では震度5程度に耐えるものということで建築の基準が設けられておりましたが、それ以降は震度6強で倒れないような建物ということで、強度が基準が上がっております。それで、1981年の建築基準法改正後に建設された公共施設につきましては、新耐震基準に基づいておりますので診断の必要はございませんが、それ以前の建物につきましては旧耐震基準に基づくものでございますので、それにつきまして耐震診断の必要性について国土交通省や文部科学省が定めた基準に基づき、その建物の用途及び面積、階数等の規模要件によって耐震診断が必要かどうかの判断を行っております。

その結果、耐震診断を必要とする施設につきましては診断を行いまして、補強工事が必要と診断された場合には、これまで随時耐震補強工事を行っております。学校施設等につきましては、完了しておるところでございます。それから、その他の一般的な役場周辺の施設につきましては、新耐震基準による建築物でございます。結果的には、現在残っておりますのは、西幼稚園の一部増築部分ということでございまして、この耐震化につきましては、本年度工事を実施する予定となっております。これで耐震診断による必要な建築物については補強工事が完了いたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

部長は、ほとんど全てなっているとおっしゃったんですが、具体的に話しますと、一昨年かから柚須文化センターの増築の要求をしていました。その際に、私のところ

の副区長は一級建築士です。耐震診断の問題で町に対していろいろ聞いたんですが、どうも耐震診断してないんじゃないかという話なんですが、柚須文化センターと上大隈公民会館の耐震診断はされたんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

私のほうで把握しておりますのは、先ほど申し上げました耐震診断の必要性の判断を行う基準に基づいて、それぞれの部署で判断をしておるということで把握しております。個別の建物については、担当部署よりお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

柚須文化センター、それから上大隈公民会館の耐震診断はどうかということですが、基準に照らしてやってはおりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

基準に照らしてやってないっちゃうのは、やってないということなの。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

国が示す基準に基づきますと、やらなくていいというふうに認識をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そういうことでやってないということなんですね。じゃあ私のほうも、一級建築士のほうにそういうふうに伝えましょう。非常に不安です。あそこは避難所ですからね。しかも、数百人が入ってくる避難所ですので、大きな不安を抱えております。

それでは、次に移ります。

障害者差別解消法の観点からの対策。2階以上の建物にエレベーターを設置する件です。

私がまだ若い30代後半のころ、篠栗の栗の実共同作業所の若い職員がどういう関

係か、作業所運営で協力をお願いに来ました。それ以来、共同作業所との縁がつながり、障害者運動へ協力するようになりました。障害者団体の発行する機関紙に次のように書かれています。障害者の方たちが共同でこういう雑誌を、友とって友人の友ということでこういう雑誌をずっと発行してあります。その中に今度の障害者法について、障害者差別解消法について観点を書かれてるんです。字が小さいので、ちょっとこちらで読みます。

これまで障害のある人の問題は、福祉だけに関係のあるものという認識が一般でしたが、人権の問題であるという認識にシフトチェンジする必要があります。その背景にある考え方として、障害者権利条約では、医学モデルから社会モデルへという視点を大切にしています。個人の能力ではなく、社会のあり方を変えなければ、障害問題は解決しないという考え方ですと述べています。

この法律の正式な名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と、そういうふうに言いますが、その中でパソコンからちょっと引き出していただいた障害者法なんですけど、その中で国及び地方公共団体の責務として、第3条で次のように述べています。

この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し及び実施しなければならない、しなければならないというふうに義務規定です。と迫っています。また、5条では、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮、これが何か重要な意味を持つ言葉らしいです。を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修、その他の必要な環境の整備に努めなければならないと述べています。

西小学校の増築工事については、3階までのエレベーターが設置されていた、この前視察に行ったときに。学校教育課では、増築工事に当たっては必要な設置を次から次していくというようなことを技術者の方が説明されていました。町立の施設としては、幾つかずっと福祉施設なんかがあるんですが、私が関係するところとして柚須文化センターと上大隈公民会館のエレベーター設置の問題を数年前から要求として出していました。何か上大隈のほうは、手すりを使った1人乗りの腰かけで乗っていくあれを何か設置する予定っていうふうに聞いていましたけど。また、各区の2階建ての公民館も同様な問題を抱えています。どこも高齢者が増え、2階以上の施設では上がっていくのに非常に困窮さを来しています。高齢者の多くは、障害を抱えての生活が普通ですから、こういった身近な施設の改善にこの法律は適用されるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか、適用は可能でしょうか。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、川口議員のほうから一般質問されてることは認識いたしております。そういった中で、長きにわたり所管のほうが議論してると思いますので、その方向性については担当のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

川口議員のほうからは、柚須の文化センターと上大隈の分です。私のほうが所管しておりますので、答えさせていただきます。

言われるように、大規模改修に際しましてエレベーターを設置してもらえないかというふうなご要望が来ているのは、十二分に理解をしております。昨年の柚須の文化センターの改修につきましては、地元のご理解をいただきながら、財政的にちょっと難しいということでエレベーターの設置は見送りをさせていただいております。先ほど、上大隈につきましては、昇降型のことではありますが、この分につきましても財政上、大変厳しゅうございますので現状のままということで、それも設置しないということで地元のほうとは協議をさせていただいております。

議員言われるように、障害者差別解消法の観点から、2階である部分につきましては、やっぱり高齢者の方も多く利用していただいておりますので、そこら辺の改修ができれば本当にありがたいなというふうには思いますが、現状では難しいかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

質問は2館以外にも、他の公民館の関係の質問もありましたので、安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

一般の公民館につきましては、基本的にはその行政区のほうで建てていただくもので、それに対して町としての補助を出しておるものでございますので、今の障害者差別解消法がスタートしたという、昨年ですね。このことを行政区長様にお伝えしながら、2階建てでエレベーターが整備されておらないところの把握もして、そういったところについても行政区長さんと協議をさせていただきたいと思っております。これから、まずそれからスタートさせてください。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

さっき安川部長さんが、なかなか適用は難しいとおっしゃったんですが、この障害者差別解消法、これを利用したようなものは何か規定があるんですか、エレベーターをつけるについての規定があるんですか、何か。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

規定があるかということでございますが、規定というよりは、本来今から建てる物件等々につきましては、当然そこら辺は十二分に配慮していくと、障壁を取り除いていくというふうになると思いますが、既存の部分につきましては、先ほども言いますように財政上の問題で設置がなかなか難しいということでございます。あれば、やっぱり皆さんに利便性を高めていただくと、少しでも障害の障壁を取り除いていくということであれば、設置をしていく方向のほうが望ましいというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、法の適用をどういうふうにするかについては、中央政府と交渉していきたいというふうに思います。

それから、最後の問題で、長期間解決していない交通危険箇所の問題です。

これは2つありまして、一つは柚須区大豊運輸前の変則5差路の問題です。この釜屋箱崎線は、昔から利用されている道路で、どうしてかこの大型の輸送トラックが頻繁にここは通ります。柚須駅ができてからは、福岡市民や多の津の方、内橋、サンライフからの通勤、通学の人たちがこの道路を横断していきます。

私が区長るとき、五差路西側のTさんの土地があったんですが、これを駐車場にされたんで、道路側の三角形の土地の通行者のたまり場として使えるように、横断歩道の設置には何かたまり場が必要だというんで、そこをあけていただきました。そのような準備は、私はしたつもりです。ごく最近、柚須区の区長さんから、今年の柚須区からの要望に対して、5月6日付の協働のまちづくり課からの回答がこちらに来ております。粕屋警察署は、横断歩道も、押しボタン式信号機の設置も不可能と回答してきています。内橋の変則五差路に関しては横断歩道や信号機が設置されているのに、柚須区のこの五差路にはつけられない、そういう理屈が私にはわかりません。問題は、警察につける意思があるかどうかだと思えるんですが、どうでしょうか。これについてどういうふうにお考えになりますか。因町長、答弁願いま

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

柚須区の大豊運輸前の変則五差路ですが、平成21年度、川口議員さんが区長をされてあった時期に、とそれから今年にも要望いただいております。警察との協議の結果としましては、主となる道路が現状カーブをしている状況であるということ、ですのでこのカーブの現状のままでは横断歩道を設置するには見通しが悪いため、交差点そのものの大幅な改良が必要であると、そうでないと設置はできないとの回答をいただいております。

以上、警察の見解としてはそういうふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

この回答には、対案がないんですよ。なかなか現状では永久に難しいということで、現状では永久にしないというような回答じゃないかと思う。直角に交差させればいいんでしょうけど、それにはなかなか金もいるということなんだろうが、柚須区の区長が何かそういう案を1つ、いろいろつくっておいりましたけども。私が区長のとき、この五差路のカーブで曲がり切れずに大型のトラックが転倒しました。通勤時間でなかったのが幸いだったんです。それほどここは危険な道路なんですけど、どういうふうにしたらここが信号機が付き、横断歩道ができるのか、その交渉を町のほうにだけしていただいけませんか。もう何年かかってもこの問題は解決しない。どうしたら解決するのか。町長、答弁お願いします。難しい。警察と交渉してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私の近隣のところも、そういったところがあります。うちの近所もノーブレーキでそのまま当たって、いつ誰が死ぬのかというぐらい心配をしておりますが、やはりそういったところ、優先道路と非優先道路というところがありますし、また横断

歩道のつけ方で点滅もつけられないという状況がございまして、そういった中で、そういったところも所管のほうはしっかりと警察のほうと協議はいたしております。そういった中で、何かを見つけないという努力はやると思いますので、今後また大豊運輸につきましても、再度もう一回そういったものを調査しながら要望させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

これは、上大隈区谷蟹信号からの区内に進入してくる道路の時間制限の問題ですが、先日上大隈の区長さんらの要望が幾つか私のほうに出されました。その一つ、数年前のH区長さんのとき、警察からの対案が古賀太宰府線の谷蟹信号の上大隈側道路を午前7時から9時まで進入禁止にすると、そういうふうに出していただけないでしょうかというふうに言われたそうです。それでそれに沿って、町に対して書面で要望書を出した。しかし、どうしたわけか受け入れられなかったということだったんですが、その経過についてなぜそうなったのか。町のほうでつかんであったら、教えていただきたいんですが。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

警察の所管でございまして、担当のほうから正確に説明させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

上大隈区の谷がに交差点の進入禁止の問題の件ですけれども、平成21年度にまず要望を上げていただいております。特に、平成23年度のときには251名の署名も一緒にいただいたということになっております。警察のほうの見解というのは、これは21年当時に回答が出されているものになりますが、このときは筑紫野古賀線のバイパス工事が完了していない時点、その時点においては時間帯侵入禁止により渋滞に拍車をかけることになりかねず、工事が完了するなどの状況変化を待って再度検討させていただきたいとの回答でありました。当面は、古賀市方向からの右折禁止と、この要件で進入制限をすることをご理解をいただきたいと21年の回答でありま

す。ですので、現在バイパス工事まだ進行中ということで完成をしておりませんが、その時点でまた新たにその辺の規制が可能なのかどうかということで、警察のほうとは協議をさせていただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

平成23年に署名を235名つけられて出されたということですが、このH区長さんはその当時の区長だったというふうに思います。この方は、署名をつけて出して、警察がそういうふうにしたので出しましたということだったのですが、その経過が上大隈のほうには伝わってないということですが、平成23年のこの署名を出したときにどういう回答があったのか、それはわかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

書面による回答が出されてあるのは平成21年ですね。23年のときには、資料によりますと口頭での回答となっているようでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

じゃあ、区長さんのほうにもう一度聞いてみましょう。

私は、この道路をよく通るんですけど、狭いので昼でも危険を感じます。通勤帯は、この道路が抜け道になっているんでしょう、多分。だから、和田のほうから直進で入ってくるんです。事故が起こらないうちに時間制限の進入禁止の措置をどうしてもとっていただきたい。これは、地元の物すごい要求です。因町長の再度の答弁を、頑張ってくださいような。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あそこは、本当に篠栗方面から、和田方面から直進車線が、直進の方が多く入ってこられると思います。私たちは、いつも右折のほうなかなかできないということで、まだ遠回りしながら曲がるんですけども、やはり右折を回避しても、直線だけでも多くの車両が入ってくるかと今の説明では認識いたします。そういった中で、再度調査していただきまして、もう一回要望等を考えさせていただきたいと思

っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、私の質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定いたしておりました本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせとお願いをいたします。

今議会は10名の議員から一般質問の通告があっていますが、本日は5名をもって終了いたします。よって、明日7日火曜日にも5名の一般質問を行いますので、ご都合が合えばできれば出席のご案内等、お願いを申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時12分）

平成28年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年6月7日（火）

## 平成28年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月7日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番	議席番号	6番	太田健策	議員
2番	議席番号	1番	安藤和寿	議員
3番	議席番号	7番	福永善之	議員
4番	議席番号	11番	久我純治	議員
5番	議席番号	13番	山脇秀隆	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番	安藤和寿	9番	田川正治
2番	中野敏郎	10番	長義晴
3番	木村優子	11番	久我純治
4番	川口晃	12番	本田芳枝
5番	安河内勇臣	13番	山脇秀隆
6番	太田健策	14番	八尋源治
7番	福永善之	15番	伊藤正
8番	小池弘基	16番	進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会次長	大石進	総務課長	山本浩

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

6番太田健策議員。

(6番 太田健策君 登壇)

◎6番（太田健策君）

おはようございます。6番太田健策です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日の因町長の田川議員による質問にお答えになりました8,000万円の産業廃棄物処理、それから5,000万円を何で払われたかちゅうことで、給食センターの工事をストップしたと、その問題について議会がはっきり整理してくれということでストップをしてくれと言われたことでストップをしたという力強い言葉をいただきました。それによりまして今調査特別委員会というのがありますけど、なかなかうまく調査が進んでないように思われます。そのことにつきまして、私はもうこれ25年からずっとこの問題に取り組んできましたんで、今回もこの給食センターの問題に質問のほうさせていただきたいと思います。

給食センターについてですが、今度西村教育長が今回就任されました。前の教育長よりいろんな問題がある中で引き継ぎをされたと思いますが、その問題の中で引き継ぎ事項、された部分だけで結構ですから教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

おはようございます。今太田議員からご質問いただきました、教育長の西村でございます。

お答えいたします。

引き継ぎは平成28年、今年ですが、3月29日、教育長室において前大塚教育長から引き継ぎを受けました。内容としましては、給食センターは当然もとよりでございますが、あと委員会組織のこと、それからこれまでの実績、また教育問題に関する課題等々についてのご説明を引き継ぎ書をもとに説明を受けました。特にやはり時間をかけてご説明いただいたのは給食センターの建て替えの問題でございます。この件につきましては、私も昨年校長会のほうで随時教育長さん、または準備

室の室長さんからお話を受けておりましたので、経過についてはおおよそ理解をしていたつもりでございます。今どういう課題があるかということ、いわゆるどういった課題を引き継ぎとして聞いているかということで、とにかく中止をされたというのが一番の私は課題だったろうと思います。それと、産業廃棄物として処分費が最初の契約と違って入ってきたということ。もう一点、給食センターが老朽化によりまして、今年のもう8月までしか稼働できないんだということで、9月からはどうしても米飯給食等については無理があるというようなことを聞いておりました。それで、稼働が来年の4月になるということなので、それに向けて現在いろんな財政措置、それから業者との関係等々について課題があるということは認識しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

どうもありがとうございます。

2番に入りますが、給食センターも今教育長がお答えになりました中で本当にいろんな問題が発生しております。特にごみの問題についてはやはり今回も質問を続けさせていただきませんが、本当にはっきりしない分がまだたくさんあるということで、町としても対応が、このPFIのうち新しい建設の方法でやられるということで戸惑ってあるっちゃなかろうかと思っておりますけど、やはり建設は建設、PFIであろうが普通の建設であろうがちゃんとするものはしていただかんと、この交付金、公金をお支払いするということになりますんで、ぜひそこら辺のことをちゃんとはっきりお答えをしていただきたいと思います。

それから、教育長からお話が出ませんやった、交付金のこの問題と遅延損害金について今業者のほうから出ておりますね。その問題についてはどうお考えでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

2点ご質問あったかと思えます。交付金の件と遅延に関する、いわゆる工事中断における損害賠償ということはどうお考えかということでしょうかね。

交付金の申請につきましては、私も給食センターは教育部局の管轄でございますので、4月にこちらに赴任しましてそこを調べました。私が把握しているところによりますと、6月に本来申請すべきところを金額がきちっと固まってないので10月の

申請でいいんじゃないかという思いで結局6月の申請をしてなかったと、で10月では間に合わなかったということをお聞きしております。これが1点目の回答でございます。

2点目は、遅延金につきましては今回も第42号議案のほうに町長のほうが上程をしておりますが、それと関連するんですけど、一応4月28日に私もこの会に参加しまして、1億8,000万円ほどの損害賠償の請求がっております。これについては昨日町長も申し上げましたように精査する必要があるし、本来払う必要がある金額なのか、ないのか、それも含めてこれから弁護士さんも含めて交渉はしていきたい。ただ、議会としては払う準備はしなければならないんだというところで皆さん方にこの予算確保をお願いしているというところを私は理解しておりますが。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今、遅延損害金のことにつきまして教育長から言われましたが、当初からの説明で、私は何遍も質問しておりました、解体撤去費2,640万円が7,300万円になったということで、これが大概、何でそんな3倍近くになったのかということで質疑を何回もしましたが、とうとう資料がないということで明らかにならないまま終わったんですが、今度遅延損害金の中に2,500万円という、たしか古いほうの改築工事が入るとお思いますね。この改築工事の中にその7,300万円の撤去工事、どうしてもあそこは新しいほうと古いほうがひっつきますから、そういう新しいほうに移す場合にはあそこを崩さないかんというような話は先のほう、前のほうで聞いたような気がするんです。だけん、その辺は金額がダブっとっちゃないかなという気がするんですけれど、特別委員会にその話持ち込みましたら、それはもう前の解体やけんというようなことでぽんと蹴られまして、ぜひともそこら辺の調査をぴしゃっと、資料がありましようから、金額が出るっちゃうことは資料がちゃんとあるということだと思いますよ。だから、その辺の資料を出されないなら町のほうでぴしゃっとチェックできる人がチェックをして報告すると。それでダブっておりませんというようなことで報告していただくと、またわかるかなと思っております。その辺をよろしく教育長にお願いしたいと思っております。

それから、3番目になりますけど、教育長の教育委員会のほうも今後ともまだ中学校、小学校、幼稚園とかという建築工事がまだ続くと思っておりますね。それで、今教育委員会を担当はされておりますが、やはり何とないままでも専門家がおってない。その課におられる方が任せられて大変じゃないかなと思っております。だか

ら、これに対してはやっぱり何らかの手を打たないと、今後ともこういう問題が発生するということになってこうと思いますので、教育長のその辺の今後の職員体制をちょっとお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ありがとうございます。給食センター問題だけじゃなくて、現在粕屋町の人口はずっと増えてきておりますし、小・中学校増改築をここ数年、また今後もさらに増改築していく必要がございます。これにつきましても学校教育課の職員に今ちょっと建築関係のものがおりますもんですから、そちらのほうでいろんな計画を立て、また業者と見積もりをしながらしているところなんですけど、確かに今おっしゃいますように専門家がいただきたいなということ、これにつきましてはまた町長部局とも相談をしながら組織を少し変えて、増改築までしばらく続きますので、そういったことも含めて早急に考えたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長にも、そういうことをしていただくと議員が至らん質問をせんでいいというようなことになりますんで、そこら辺が不安であると議員も一生懸命追求していかないかんということになりますので、ぜひ今後とも検討していただきたいと思いません。

続いて、4番目の廃棄物処理について。

西松建設が工事で発生する廃棄物まじり土の数量及び処分費と実際に出された処分費約5,500万円との差額が出ましたが、この件についてお聞きしたいんですけど、当初これは27年8月28日に、第14回施設整備協議会議事録によりますと参加者は関次長、稲永主幹、神近所長、東洋食品、西松建設、九電工、タニコー、中西製作所、パシフィックコンサルタントの出席者のもとに産業廃棄物想定書類が出されておりますね。これによりますと結局230トンということで合計の529万、おおよそこれが予想されますということで出たんですね。これを出したときはボーリング調査がされておるんですね、ボーリング調査が。ここボーリング調査表もありますけど、ボーリング調査をしてごみの高さがわかって、そしてこの数量が出たと思うんですよ。そしたら、これが少しぐらいの、1、2割の変動は出るかと思うんですけど、結果的には10倍ぐらいあったと、そうですね。この点については町を責めよんじゃないんですよ。これは業者に対して、こういう10倍もなるような結果が出るよ

うな報告を何でしたのかということを追求してもらいたいと思います。それは専門屋ですよ、向こうは。西松建設っていったら準大手ですよ。その会社がこういう間違いをするなんて考えられないんですよ。私たちも商売しよりましたからね。だけん、そこら辺をやっぱり強く追求していただくこととね、それと、このときにごみが280トンで1万3,000円ということで、立米あたりの1.84トン。1.84トンで計算されとるんですね、ごみが。普通、建築土木でする残土は立米の1.3トンぐらいなんですよ。だけん、これはごみとまざった残土ですから、その残土よか重たかったらいかんのですよ。だけん、1.3トンが泥ですから1.1トンから1.2トンぐらいのごみが入ったら軽くなるほうなんです。そういう数量にならないかんのですよ。その辺も、替わられた方もやはり税務課から来られておりますし、そこら辺の追求の仕方がわからなかったかどうかは知りませんが、その辺もやっぱり公金を使うんですから、どこからそういう1.84トンというのが出てきたのかと。絶対出ませんよ。証拠を出しなさいというような詰めを、これは私も全員協議会の中で稲永主幹に確か言ったと思います。1.84トンはおかしいっちゃんないかと。本人も、そりゃ1.84はおかしいですねという返事をしておりますよ、一般質問の議事録の中で。だからそこら辺も、それを聞いてもろうただけじゃ何もなりません。向こうに言えばいいんですから、業者に。議会からこうやって追求されようから、議会が納得できる資料なり出しなさいというようなことにしていただかんと、これはいつまでたっても私ももうやめられんことになりますね、こんな質問を。石山次長から、大概でよござっしょうもんって言われようばってんです。やはり結論的に納得いくぴしゃつとした返事が出ないと、ああ、石山君にすまん、いつもっていうような形で質問しよりますけど、やっぱり言い出したら、私も専門屋だったから引くに引けれんのですよ、一般町民の方にもその報告をたくさんしておりますから。電話もかかってきて、どげんなっとうとね、あらあちゅうから、いや質問したけどはっきりしとらんとですよっていう返事しかできんでしょう。それでは困るんですね。その辺ぴしゃつ、ぴしゃつ、ぴしゃつと解決していただいたらですね、もう先さい先さい進んでいかないとと思っておりますね。

それから、平成27年10月16日にやっぱり現場で定例会議が行われておりますね。参加者はさっきのメンバーと一緒になんですが、そのときに廃棄物の量が想定より増えて3工区の掘削工程に影響が出る可能性がありますと、当初見込んでいた猶予を消化した状況ですと報告があっとうということで載っておりますね、議事録に。そのときは、出席した担当者の方はどう返事をされたのかですね。増えていきようということをご報告されたわけでしょう。どういう意向ですね、ああ、そうですかと言うただけで、増えていくと、また次の機会にまた増えて、また増えて、また増え

て、それで10倍になったんじゃないかなと、いいかげんな返事をしとるから。その辺がですね、どういうわけで答えられたのか、ちょっとそこら辺を答えられる方で答えていただきたいと。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私も大変この辺のところは気にしてるところなんです、準備室の室長のほうから個人的に私もお聞きをしてるんですが、本会議の場でもございますので、間違っ  
てはいけませんので室長のほうからお答えをさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

おはようございます。

太田議員のご質問にお答えをします。説明が少し長くなりますので、ご了承願  
います。

私としましても、廃棄物問題に関しまして過去されてきました協議や経緯をもと  
に答弁をさせていただきます。

事の発端は、昨年11月下旬、新給食センター基礎工事中、廃棄物が想定外の深さ  
から出てきまして、その費用約8,000万円が予算化されてないまま、また議会に報  
告もなく、処分が既に5,000万円程度進んでいることが判明をいたしました。その  
状況を昨年11月30日、総務常任委員会、議員全員協議会への報告から始まり、その  
後幾度となく建設特別委員会で説明してきたとおりでございます。当時の担当者よ  
り、27年8月28日、SPCとの施設整備協議会打ち合わせ時の資料で、西松建設株  
式会社より廃棄物については管理型産業廃棄物として管理型処分場での処理が必要  
との報告を受け、必要と思われる廃棄物の予定数量までは業者も町も把握できない  
ため、柱状図を含む土壌調査結果から西松建設株式会社が予想した数量125.1立米  
をトンに換算し、先ほど言われました125.1を掛け、1.84、換算の率をかけまして  
230トンという試算をされております。それに処分単価、税抜きで2万3,000円、こ  
れは今年の1月20日、税抜きと判明をいたしております、この単価を掛けて529万  
円と試算された資料を西松建設から受け、当時の担当者はその排出処分費は町で費  
用が妥当かどうか試算するとの回答を当時されていた会議録が残っておりますとこ  
ろから根拠となります。

実際に出された処分費約5,500万円でございますが、現在担当しております私が  
今年の1月20日時点、この時点でも数量が流動的であるため未確定ではありまし

が、1月21日が補正予算の入力期限であったため、ぎりぎりまで待っておりました。西松建設の報告分と九電工報告分を合わせた全体予定処分量約3,325トン、税込み費用約8,233万円のうち27年度の予定処分量約2,324トンに対する費用として5,755万円に、今後28年度以降処分が予定される費用として九電工施工分約1,000トン、予算として2,477万円を合わせた額を28年3月議会定例会に提案するため、おのおの28年当初予算と27年第5回補正予算として計上させていただきました。28年当初予算の約2,477万円については議決をいただきましたが、27年補正予算5,755万7,000円につきましては議会への説明が十分ではないとの理由で否決をされ、補正予算から削除されております。

西松建設から提出されました27年8月時点での予想処分量125.1立米、約230トンに対する処分費用529万円と、今年の2月時点での補正予算としての計上額を比較して5,755万7,000円、これは数量としては2,324トンとの差額の証明との質問ではございますが、時期は違いますが、いずれの数量と金額につきましては西松建設と九電工から報告されたものに基づくものであります。その差ということではございますが、そもそもこの敷地は町の一般廃棄物処分場であったことは建設以前からわかっていたにもかかわらず、現在給食センター敷地内で建設することを検討委員会等で決定されております。決定された時点で、もともとが一般廃棄物処分場であれば、たとえ土壌調査、この目的は土壌汚染等の調査で廃棄物に特化した調査ではありません、を実施して、浅いところから出ない報告書であっても、深さはともあれ掘削をすれば廃棄物が出る可能性は非常に高く、当然町としても廃棄物が出た場合を想定して予算も含めた議論を十分しておくべきであったと思います。27年8月、基礎工事前に業者は廃掃法の規定に基づく土地の形質の変更届出書を福岡県廃棄物対策課に提出されました。環境保全対策計画書の中でも廃棄物に関することや悪臭、可燃性ガス、モニタリング等について土壌調査結果報告等をもとにある程度対策を講じる計画がなされており、そのときの推定掘削廃棄物量が125.1立米と記載がされております。その後、昨年9月1日の地鎮祭後、基礎工事に着手しましたが、土壌調査の柱状図結果とは違う想定外の位置から廃棄物が排出されたことが実情でありまして、今回の結果となっております。埋め土と廃棄物はサンドイッチ状で埋め立てられており、廃棄物の覆土は必ず50センチする必要があります。その土も良質ではなく、残土処分として出たような礫や廃棄物まじり土が多いと28年度に今実施をしておりますが地質調査業者の専門家も言われてありますところから、地表の埋め土とはいっても廃棄物がまじっていた土であったことが想像できます。

S P C側は地中廃棄物、障害物、廃棄物に関してのリスクを地歴、土地の履歴ですね、等で当初入札前から想定したため、落札後、事業契約の中で廃棄物に関する

費用は町有地でもあり町が負担となることを町側と合意の上契約されていますので、たとえ当初の529万円が見込み違いであったとしても、もともと一般廃棄物処分場であった町有地に係る廃棄物処分費用は町の負担となることは町の顧問弁護士も認められております。ただ、当時の職員と執行部の指示で、廃棄物処分により費用が発生しているにもかかわらず、予算もないのに廃棄物処分が町の指示で進められたことを議会に対して十分な説明がなされず理解を得られていないことが最大の問題であります。町の指示により、既に処分された費用は当初の事業契約外のため、処分業者への支払いは西松建設が現在立て替えられています。既に立て替えられた費用と今年3月末までに発生する予定量を含めた予定金額5,755万7,000円を予算化しているものでございます、当時ですね。既に掘り出された実績分と27年度内に掘り出される予定量に対する予算でございますので、予算額全てを支払うということではなく、予算の議決後SPCより請求書とあわせ根拠となる書類を全て提出していただき、書類の確認は当然内容を十分調査と精査をして支払う予定としていたものでございます。したがって、差額の証明となる適切な書類、マニフェスト、処分された計量がわかるもの、契約書、写真、支払い済み状況等がそろっていることが条件になるものと考えております。

参考のため、昨年されました協議内容を紹介させていただきますと、27年8月28日のSPCとの協議会で西松建設が提示した125.1立米、529万円の件については、当時の担当者により27年9月3日当時の町長、副町長同席のもと説明がなされ、町が原因者であるため廃棄物処理費用がかかるのは仕方がないとの結論、また同年9月16日、SPCとの現場定例会議の中で、口頭により西松建設から今現在3,000万円程度を見込んでおり、精査して提出するとのことの報告を受けています。その後、同年9月の28日、当時の町長、副町長同席のもと、廃棄物処理費用が膨らんでいると説明されるが、工事をとめるわけにはいかない、とめれば供用開始も遅れ給食停止につながる、町が支払うべきなので仕方がないと結論し、その精査された処分費用約8,000万円、税抜き、当初予算で計上し、議会に説明される予定となっております。当時に解決しておけば、このような事態になっていなかったはずでございます。当初の529万円と約5,500万円との差額の証明というより、根拠となる経緯についてのご説明は以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

昨日冒頭申しましたように、双方に与えられた時間は1時間でございますから、回答も手短に。質問のほうも簡略にされるほうが議論が深まると思いますので、よろしく申し上げます。

太田議員。

## ◎6番（太田健策君）

今熱心な答えももらいましたけど、口で言うのは簡単なんですよ。物事は証拠なんですよ。何でといたら、わざわざこうやって証拠があるんですよ、土壌を調査した。これで出てきた数量ですと5,500万円なんて手数料にはならないですよ。だから、それを証明したかったら、その工事をしよう会社が写真を撮って、こう変わりましたよっっちゃうことを提案しないと、どこで信用するんですか、これ。口頭で言われたら、ああそうですか、それで終わりですか。そのために資料をつくるんでしょう。この資料から変わったら、変わった資料を出さないとわからんでしょう。それはみんなは聞きよんしゃ人わかりませんよ、これ。

それから、単純に言いますと10月15日現在で搬出处分量というのが、これは全体で833.7トンということでこれ報告書が上がっておるんですね、これ報告書が。そうしたら、これは誰が出しんしゃったか知らんばってん、10月15日現在ではここでもう860トンから、これ830トンは西松だけです。もう688トンというのは8月20日までで、ここも出しとるんですよ、九電工も。これ合計全体で833.7トンという資料が出てきとるんですよ。だから、今言われるように、その資料が信用に値すればいいんですけど、資料値してないんですよ。それと、ここに設備の延長が深さが何ぼで500で何立米出たということになつとる。いいですか、このボーリング調査からしたら1メートルぐらいまで泥なんです、1メートルぐらいまで。この設備屋が堀りよった50センチとか80センチとか1メートルぐらいなんです。それでごみは出てないんですよ、そしたら。そいけん、それを相手が覆えそうとすれば、それについては写真を持ってきて、そうじゃありませんよと、本当にこの場所出ておりますよということをししないと、何を信用しますか。信用するところないでしょう、何でも口答だけこうで、ああで言われました、こう言われましたで、言われたとおりに聞きよって、ああ、そうですか、そうですかといって聞きよったらですよ、何もこちらの言うことは受け取ってもらわれんというようなことになりますよ。やけん、証拠を出しなさいと。いいですか。

ここに西松建設が全部で2,225.25トン出とるんですよ、これ。やけん、早くあなたたちがこの1.84立米をまともな数量に変えたらこの金額も減るんですよ、5,100万円が。1.84立米をそのまましとるから金額変わらん。それと、ここの九電工、いいですか、これは688トン出とるんですね、これ10月20日まで。そしたら、これが粕屋町に請求する量がこれの26.8%になつとりますよ。そして172トンですね。そしたら、残りの数量もね、26.8%で計算してやらないと。そうでしょう。あとの数量全部満額で上がってきたんですよ、ここにも。設備工事発注総定量、ここ800立米。これの本当は26.8%にならないかん。そうでしょう。ここで

26.8%しか出してないんですから。それと建物の中を、もう時間がないけんごちゃごちゃまじりになってしもうてからどうもならんばってんですよ。この建設工事でマニフェストもらいましたよ、これ。マニフェストもらいました。そしたら、建設工事でこれ出た数量が3,700立米ぐらい出とるんですよ。そしたら、持っていた残土処分ちゅうのが1,900立米ぐらいあるですよ、これ。本当はこの1,900立米の、これ掘りかたが1.49、約1.5メートル掘ととるんですね、で1メートルまでは泥しか出ないんですよ。そしたら、1メートル分の泥ちゅうのは請求したらだめなんですよ、町に。泥やけど工事に入とるんです、最初から。やけん、後から下の50センチがごみですから、ごみとして処分した請求が上がってくるのはわかるんですよ。ほんで、全部これはこの数量じゃあ引いてないでしょう、何も。その辺は何もわかってないでしょう。そうでしょう、泥として処分した。そして、オー・エスセンター熊本に処理されとろうが、熊本の処理された写真もないんですよ。積み込むところの写真もないんですよ。この掘削して掘って積み込みよう写真もないんですよ。何を信用するんですか、教育長。ここの写真は情報公開で出てきましたが、地中廃棄物って書いてある。表面を取りようやつが地中廃棄物。誰が、どこの会社をしたかわからん、写真これ。普通は会社の名前も入って看板つけて、ここの部分をこうやって掘りましたと。これは地中のごみが出ようとこの写真何もありませんよ、この中には。そうして運んだ車、ただこれだけしかない。これだけしこしかないんですよ、運んだ車。積みようともななれば降ろしようともない。どげんして信用するんですか、それを。何千万円も金を。それは無理ですよ、それを信用せえちゅうのは。そいけん、そこら辺の対応がやはり専門分野でないから相手を責めることもわからん。実際そうですよ、これ。もう全く、私から言わせませすと出したか出さんかわからん。いいですか。それと九電工、いいですか、九電工。この出した表、688トン出ておりますよ、これ。これでマニフェストでチェックしたら4トンが17台の10トンが10台、168トンしか出てない、マニフェスト。マニフェストを抜いて新しくやったとですか、土地を。全部やったんでしょ。違うと。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ただいまの九電工の688トンについてご説明申し上げます。

688トンにつきましては、その後の特別委員会で、これは4枚複写になっておったため4分の1ですよということで122トンが正解ということで、その後報告をしております。

それと、先ほどの埋め戻しの分についてはまた6番のほうでお答えをしたいと思

います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、今4番、5番の、今5番も含めてですか、質問は。九電工。

◎6番（太田健策君）

それで、九電工のほうはそのマニフェスト契約書、契約書がこれはニシクボなんですよ。太宰府に持っていったらとるんですよ。その契約書しかないんですよ、ここ契約書は。情報公開でもらいましたけど、太宰府に中間処理しとるんですよ、これ。契約は大分に持って行くつちゅうことになつたりやせんやったですか。違います。大分に。ほんで、混合廃棄物として太宰府に、これは業者が持って行つとるんですよ。受け取ったのは西興なんですよ。収集運搬まで業者がしとるんですよ、これ。全くその辺もうそなんですよ。うそよ。どこでどげんして信用したらいいんね、その会社を。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

九電工の委託契約書を何通か見られていると思いますけども、その中で中間業者は確かに西興、最終処分場は大分県の中津市にあります株式会社大和ということでちゃんとなっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

あんた、契約書を確認したと。契約書がなからんと持って行かれんのですよ、産廃なんちゅうのは。契約書ありませんよ、あなたからもろうた資料の中には、大分のほうに持って行く。大分の業者との契約書が何もありませんよ。契約書がなかったら持って行かれんのですよ、そんなもんは。契約書があつて、幾らで持って行く。それで、ここは混合廃棄物なんですよ。西松は建設汚泥なんですよ。同じ場所から出るごみが何で違うんですか、そんなん。同じもんやなかりやあいかんでしょう。建設汚泥じゃないと重さも重くなるだけ、トン数が上がるけん高くなるんですよ、お金が。さっきも言いようごと、あんたを責めよっちゃないって、あんたが業者を責めにやいかんとですよって言いよつたい、私は。何で、怒られたけどどげんなつとつとって。それで私はこのマニフェストを見て、西松の、その最終処分場に電話までしましたよ。あなたのところへ本当に持ってきたのかって。これは・・・にマニフェストが出とるばつてんね。何トン積んできて何トン降ろして、

大体荷物がどれだけあったちゅうことを何も証明できとらんとよって言いましたら、いやあ、自分とは自分とこなりのマニフェストを発行しておりますと、西松へ。だけん西松さんのほうと打ち合わせしてくださいと。西松さんは自分とこでつくつとる、マニフェストは。そういうのがはっきりしてないです。やけん、熊本県が許可をおろしとるんですよ、あそこは。熊本に実際年間の、あそこは年間に入る量を県と契約するんですよ。そうせな、むちゃくちゃ捨てられたらいかんから、捨てたらどれだけ捨てたって報告をせなあかんのですよ、県に。それで一杯になったら許可がストップになるんですよ。その辺もはっきりしてないんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

西松建設が出されてありますマニフェストの中には、数量は入っております。その区分でございまして、建設汚泥（廃棄物まじり土）というふうなことで表示をされております。それから、九電工については混合物、混合廃棄物というふうに確かに表現の違いはありますが、同じような廃棄物まじり土として処分をしております。単価についても同額でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

だけん、あなたが言うことが私に説得力がないんですよ。いいですか。あなたは許可業者でもない、その産廃の専門業者でも何でもないんですよ。そしたら、そのものを持ってきて、いや実はこうですよと見せないで。私が信用します、それで。されんでしょ。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

その関係につきましては、太田議員が開示請求のほうで入手されておると思いますが、その処分場の許可証、そういった書類を全て私どもが持っておりますので、後日でよければ私のほうがそれを全て太田議員のほうに提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

何でこの前に開示請求したときに一緒にやらの、そしたら。そしたらこういう質問はせんでいいですよ、今日。わかっとれば。後でこういうものが出ましたからって、私は満足してませんよ、この開示請求のあれには。黒塗りで塗られたり、これ名前とか影響のあるものは黒塗りで出されてもいいばってん、そういう数量とかなんとかは、そんなもん隠す必要ないでしょう。やけん、結果的には西松建設は廃棄物が、九電工は混合廃棄物、西松は建設汚泥になつとう。建設汚泥っちゅうとなるとね、運ぶ車も違うんですよ。そうばってん、内訳として泥と廃棄物がまざった土ってなつとんですよ。建設汚泥やないんですよ。見てるんですか、これ。土と廃棄物がまざった土ってなつとんですよ。そこら辺はようと、それは金額に関係してくるから言よんですよ。金額と量。さっき言った1.84とかの数量にならんわけですよ。混合廃棄物やらでも1トンぐらいですよ。これやったら九電工のとは4トン車で4トンになつとる。ほんで、九電工のほうに結果として積み込みもなければ処分の確認もできない。それから、8月10日から8月20日までのマニフェストが確認できないと。それで中間処理の最終処分場との契約書がないと。それをぴしゃっとそろえてください。

時間がないから、次行きます。

先ほど建設工事の土工事のほうはわかりました。長い返事したら、もうないよ。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

先ほどの埋め戻しの1,902立米につきましては、土工事の分の数量から除くべきと思っております。その分については議員がおっしゃられるように廃棄物費用として出しますので、こっち側の設計のほうからその分は除外して変更すべきであろうと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そこら辺の打ち合わせはまだ細かい部分があるんですよ。ここ時間がないけん言わんばってが。一遍打ち合わせして、引くもんはびしっと引かにかんかんです、びしっと、引くもんは。払うもんも払わにかんかちやから、引くもんもぴしゃっと引かにかんかんですよ。それ意味がわかってあなたが言わないと、私は意味わかっとるけん全部書き出して引いとうけん、そうばってん時間がないから言われんのですよね、今日ね。その辺にして、次行きますからね。

次は、7番ですね。関次長が2回にわたってつくった資料は公文書に当たると思われるが、顧問弁護士と協議してほしいという質問ですけど、これ3月議会で私が質問したときに、安河内総務部長に質問したところ、安河内総務部長が故意といいますか、作為的に内容を変えて作成したような場合が公文書偽造に当たると思いますが、報告してあるんですね、このときにね。それ以上は報告があってない。うやむや、あるのかないのか。

それと、最終的にここは石山次長がこのときの答弁の中で、最終的には司法判断になると思いますと返答してあるんです。ということは、司法判断になったら顧問弁護士に相談して、実際そうであるかないかちゅうことは相談せなでしょう。ねえ町長、そうですね。ただここで終わったらもう説明終わったと。今までずっと私にはそうですよ。ここで説明した分については私にはもう説明終わったと思いません。私は納得していませんよ。やっぱりこの問題ちゅうのは大きいですよ。あの問題があって初めてこの給食センターが契約されたんですよ。大きな問題なんですよ。それかて本人が反省しようふうじゃないし。ほかのことも出てきとうしですね、それじゃあですね、やっぱり徹底的に、いや本人が反省しとってもう申し訳なかったという態度がどっかで見えてくる、町長もそう言われるならわかりますよ。しかし、前も質問したが、ほかの課にかわつとるから質問はちょっとされませんか、返事が議長がしんしゃったから聞きもされん。やはりそれだけの失敗したら、男らしゅう、それは先の法律的なことはどうなるかわからんでも、やはり謝らにやいかんでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

これ太田議員、答えいりますか、今の質問。何か手が上がっておりますが。

◎6番（太田健策君）

いや、もうよか。あんた長うなるけんいい。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、太田議員、どうしますか。

◎6番（太田健策君）

ちょっと時間がないもん。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、おっしゃってください。続けてください。

◎6番（太田健策君）

続けていいですか。

じゃあ、それは顧問弁護士のほうと一応、どうせ町長のあなたが、それから町長もそれには一緒になってから相談してもろうて結論は出してもらわにやいかんでし

ようから。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

太田議員の質問の文書の中で、ちゃんと協議してほしいということで書いておられますけども、私が今日、石山室長と協議しましたら、もう既に顧問弁護士と話をしているからです、その結果を若干聞いていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

先般弁護士のほうにこの件をご相談を申し上げました。内容の資料をもとに判断をされております。まず、偽造とは他人の名義を使用して文書を権限もなしに作成することを言います。したがって、今回の文書は長大の名前が書かれていなく、議会への説明用として職員がつくったものとして偽造には当たらないという見解でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そうやってはつきり早く返事を出すと、また質問せんでいいっちゃけん。その前に3月にした結果を顧問弁護士に報告してもらえば、何も今度でもわざわざそんな質問する必要なかったわけでしょう。本人もはつきりその問題を言っていたければ、何回も言うてもろうて、やはり面子がないごとなってしまうんじゃないかなと思いますから、やっぱり早く質問があったことについては結論を出していただくようにしていただきたいと思いますね。

次の質問に入ってもちょっと時間が足りませんから、議長、またその前もこれ質疑回りましたで、しょうがないからまた次に回したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今太田議員ご指摘のとおり、こういった質問があった場合につきましては調査しながらその都度次の議会に持ち越すことのないように報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

◎6番（太田健策君）

議長もちょっとおるけん、質問しようることに對して資料で、ここで口頭でああでした、こうでした、こうって聞いてもそんな頭に入りませんからね。やはりこっちは資料を持って資料で説明しようる。なら、それに対するの資料はこうであるというようなことを出していただかんと、そりゃ傍聴者にしたってわかりませんよ、あんな数字をだらだらだらだら並べられたら何のことを言よんとかって思われるだけやないかと思ひますんで、ぜひともやはり資料で出していただくように今後ともお願いしたいと思ひます。

それでは、時間もありませんので、これで終わります。ありがとうございました。

（6番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1番安藤和寿議員。

（1番 安藤和寿君 登壇）

◎1番（安藤和寿君）

議席番号1番安藤和寿です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回で2回目となります。まだまだ不慣れではありますんで、何とぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、新年度ということで6月議会、初めての議会ということで、今日は新しいスーツを新調いたしましてやっぴりまいて着ております。中立公平の思ひ、何者にも染まらない色をとということで黒を選んで、私は今後議場においては黒を着用していきたいなと思ひております。何分、前のスーツが入らなくなったということでありませんので、よろしくお願ひいたします。

今回は、粕屋町の人づくりについて質問させていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

今年度8月にときめき体験事業と題し、沖縄において研修が予定されていますが、過去の事業においては毎年度ごと粕屋町少年の船、青少年の翼といった事業が行われておりました。特にアメリカ合衆国オレゴン州の海外派遣事業においては交流やホームステイを通じて外国の文化、歴史、習慣などに直接触れることにより異文化との共生、協調の重要性などグローバルな視点から郷土を見直し、将来の粕屋町を担う人材を育成する取り組みであったと思ひます。未来の粕屋町を背負う人づ

くりについて、青少年の生涯学習を今後どのように進めていくお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、安藤議員の質問にお答えいたします。

少年の船は実施されているが、翼はどうなっているのかという質問であると思っております。率直に言いまして、財源があればぜひ復活させたいという考えはあります。今回も諸般の報告でもお伝えいたしましたように、アジア太平洋子ども会議・イン福岡でも今回28回の開催となっており、オーストラリア、モルディブから安藤議員が言われますように交流やホームステイを通じて外国の文化、歴史、習慣等を体験し、グローバルな視点から粕屋町を見るということはとても重要な体験であると思っております。

私は、ジュニアの育成は将来の粕屋町の大きな財産になることは十分認識しております。今後は粕屋町の事業をしっかりと精査し、将来に向けて企画が上位で上がってくるように期待をいたしております。内容につきましては所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

町長に追加しまして、具体的に今行っている事業を説明させていただきます。

次世代を担う青少年の育成は将来の町の発展の大きな礎であり、青少年が社会や自然、国際的な感覚を身につけた人材となるように育ていくことは大変重要であると思っております。第5次総合計画でも未来を担う子どもたちを育むまちづくりを政策の柱として掲げ、地域や事業所等と協働して青少年の育成に取り組んでいる所存でございます。

4項目上げますと、まず1つ目にはPTAや子ども会育成会などの支援を通じ、青少年活動の振興を図っております。2つ目に、アジア太平洋子ども会議等の国際性を育む事業として異文化体験交流事業を推進しております。3つ目としましては、行政区内における地域活動や自主活動などの青少年の活躍する場の支援や体験活動も取り入れた社会性を育む事業を推進しております。最後に、ジュニアスポーツ活動を通じた青少年の体力向上と運動習慣の育成を図り、各団体の支援を行っております。

以上のような取り組みを通じて、青少年の健全育成や生涯学習の推進を図ってま

いたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

非常にわかりやすいご答弁ありがとうございました。

先般言いましたオレゴン州の海外派遣事業が始まったいきさつなんですけども、ちょうどオレゴン州に海外派遣に行かれる前、沖縄から空き瓶の中に入れてお手紙が約1万キロ、2年半の歳月をかけて海を渡り、アメリカ西海岸のオレゴン州にたどり着き、そのお手紙をもって現地の市長が粕屋町を訪問されたと。このことが縁となり、粕屋町からオレゴン州に行く海外派遣事業がスタートしたと伺っております。

昨日、町長が答弁の中で言われた、粕屋町に企業があって、粕屋町で育った子どもたちが地元企業に就職し、粕屋町に住んでいけるまちづくりと言われました。私は、縁というものは非常に大切なものだと思っております。粕屋町に縁もゆかりもない町に企業を誘致すること、簡単ではないと思います。ましてや海外の企業となると、さらに簡単ではないと思っております。粕屋町にとって、今後姉妹都市だとか友好都市を築いていくことも大切ではないかなと思っておる次第ですが、町長、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

大きな自治体につきましては姉妹都市とかはありますが、町村ではなかなか聞かないというところが現状でございます。この翼事業も2年間ぐらい中止に、2回ですね、隔年で船と翼事業があってございましたけども、その隔年の2回ともSARSと何かもう一つ原因で2回中止になった状況がございます。そういった中で財政もなかなか厳しくなって、これを翼事業と一緒にやって少年の船のときめき体験のほうで一括でやろうかという形の話になって今の状況になっております。

先ほど私も申しましたように、これは2本立てで行かれるのであれば私はぜひそういったことに、やはり海外に視野を向けてそういった子どもたちを育成したいという思いはありますけども、今のところそういった意見が余り出てきていないというのが現状でございます。

ですから今後、昨日もるる述べましたけども、所管の担当の職員が、担当課がこの事業がしっかり必要であるということについて、やはりしっかりと回答、説明を

プレゼンして上げてくるのが一番の粕屋町のまちづくりではないかと思っておりますので、これは町長がやれとかどうかという問題ではなくて、所管の職員がこういったものを通じて粕屋町をつくっていきましょうというような、そういった中での事業にしていかなければならないと思っておりますので、私は先ほど申しましたようにそういった情によるその企画が上がってくることを期待いたしておるということで答弁とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

今後、生涯学習の研修においてはそういった形でやっていただけるということで安心した次第です。

最後に、今年8月18日から研修に行かれるわけですが、もし可能であればまた沖縄の地から空き瓶の中に詰めた手紙を海に流していただき、どの国にたどり着くのか、子どもたちの夢も育ててほしいと思いますが、そのときはよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

答えはいいですか。

◎1番（安藤和寿君）

いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

いいですよ。

◎1番（安藤和寿君）

いいですけど、もし可能であればということでお願いしておきます。

◎議長（進藤啓一君）

町長。

◎町長（因 辰美君）

ぜひ、私が言うんじゃなくて実行委員会でこれ組織されておりますので、実行委員長に報告いたしておきます。するかせんかは実行委員会で考えると思いますが、きちっと議会で要望されておるということで伝えますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

では、次の質問に行きます。

減少する消防団員の欠員補充促進についてということで質問させていただきます。

まず初めに、昨日の一般質問においても防災についての質問が本田議員、木村議員より上がっていました。町長は、消防団が基軸となっていくことと答弁されました。私も同感です。

5年前の東日本大震災以降、4月14日、16日に発生した熊本地震において若者の防災意識は非常に高まっていますが、粕屋町においてはどうでしょうか。備えあれば憂いなしということわざがあります。その備えに対してお尋ねいたします。

啓発活動としてかすや広報紙及びホームページでの活動を行っていますが、効果についてお尋ねします。また、2番目まで行います。かすや広報紙5月号のほうで、こういった形で団員募集という公告が掲載されておりました。入団に関する問い合わせ件数及び実際に入団された方の人数はどのくらいあったのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは所管のほうから人数は報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

消防団への勧誘につきましては非常に苦慮しておるところでございますが、広報やホームページ等におきまして団員募集記事については特に効果に対する検証は行っておりません。広報、ホームページあるいはポスター等でいろんな方々に周知徹底することを目標に行っております。しかし、団員が新入団員勧誘の際のツールとしてそういったものを利用しているケースはあるように認識しております。

それから、2番目のご質問で、5月号の記事よっての反響ということでございますが、5月号の記事は4月の入退団式の記事の中における団員募集の記事でございますが、それによって当課に対する問い合わせ等はあっておりません。残念ながらございません。5月以降の入団者につきましては、第6分団に1名の入団があったと報告を受けております。しかしながら、この直接の入団要因といたしましてはOB団員の方からの紹介というようなことで、記事掲載の直接的な効果であったかどうかは確認できておりません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎ 1 番（安藤和寿君）

やはりちょっと残念に思った結果ではあるんですが、私が住んでる行政区においても毎年3月の総会の際に消防団の方が来られて、どなたか入団される人はご存知でないでしょうかというお尋ねもあっております。思い起こせば、私粕屋町で生まれましたので約33年前ですけども、今ではソーシャルネットワークだとかホームページ、広報紙があっという間に色々な情報が聞くことができるんですけども、携帯電話のない時代でしたので自宅に1本の電話が鳴り、まあいい話があるからということで、もう十数幾つの大先輩ですよ、大先輩から電話がありました。いい話があるということで何だろうなということになると、今風でいいますと飲みニケーションもあるし、コミュニケーションはもとより楽しい消防団なんでどうかということでの記憶にありました。しかしながら、そのときは町外で就職しておりましたので、なかなか足を踏み入れることができなくて丁重にお断りしたという記憶がありますけども、そのときやはり入ってれば、今日ここにスリムな体で来たかもしれないということで悔やまれるところではあるんですけども。そこで、一步消防団に足を踏み入れることができないのだろうかということで、毎年退団する方もおられる中、スムーズな人員の補充が必要不可欠だと考えております。

そこで、3番目の質問なんですけども、粕屋町消防団の分団数は本部分団合わせて14分団で、定員は213名。平成23年度団員数は182名、現在欠員が31名とされます。欠員対策として消防団活動の実績を町長が認証し就職活動でアピールできる、学生消防団認証制度を創設。男子学生でなく女子学生消防団員も参加できる提案をしたいと思います。

これは平成27年ですかね、東京消防庁の実施要項で得たものなんでありますけども、そういった形で一步をちょっと足を突っ込んでいただいて、こういったことができないかなという提案をしたいと思うんですけども、町長、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

参考までに、私ちょっと思っておりますが、たしか214名ではないかなと思っております。15人で14分団ですね、そして団長と副団長2人と消防主任ということでですね。ですから、参考までに214人ではないかなと思っております。

今の安藤議員のご質問に対してお答えいたしたいと思っております。

所管のほうでは、安藤議員がおっしゃっておられますとおりの先行事例を検討したいという考えを持っておるようでございますが、私の考えは少し違います。私も平成元年まで粕屋町の消防団に入っておりました。消防団の定義は、地域の生命、身

体、財産を守るという崇高な郷土愛であり、決して就職のために消防団を利用していただきたくないという思いが本音でございます。災害の多い現在、いざというときの消防団であります。感謝の気持ちを忘れず、しっかりと消防団を認めること、そして支援していくことが行政の役目であると思っております。これはあくまでも私の理想論でございます。今後は、欠員のある地域の行政区長、議員にもお願いいたしまして欠員対策を行っていただくよう努力してまいりたいと思っております。今後の対策につきましては、所管のほうより説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

初めに、町長より消防団員の人数についての報告がございましたけれども、ちょっと訂正させていただきます。214名ということで1名増加しているんじゃないかということですが、消防主任のほうは業務でございまして、団員と違いますので、過去までは213名でございましたけれども、現在本年度より女子消防団員を加入させておりまして、それが5名おります。定数は7名でございまして、それが5名で、現在定数としては220名という形になっておりますので、訂正させていただきます。

それから、学生消防団活動認証制度につきましてですが、平成23年度に東京消防庁や愛媛県松山市で全国に先駆けて取り組まれた制度だと把握いたしております。学生に認証状を渡し、それにより就職活動でのエントリーシートや面接での自己PRに利用してもらうようでございますが、町長の意見もありまして、単なる就職活動時のメリットとして捉えていただくのであれば、ある程度危険の伴う消防団活動の性格上、賛成しかねる部分も若干ございます。しかしながら、団員数が定員割れしていることは事実でございまして、何らかの方法で団員を増やす努力をしていかなければならない状況であるのも事実でございますので、この制度の導入により学生自身にメリットがあり、町としても団員の確保が望めることであれば双方にとって利益となることでもあり、先行事例等を十分調査の上、できれば前向きに検討したいと思っております。現在粕屋町にも1名学生団員がおられるということでございますので、そういった方がこういうものを利用して就職がしやすくなれば幸いです。検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

私はこの質問に関しては、やはり町長が言われてます粕屋町に企業があつて子ど

もたちが残るまちづくりをやっていききたいということで、言いかえれば地元そのまま就活PRできて、地元就職できて、そのまま消防団に入団していただくとウィン・ウィンでないんじゃないかなというふうに思った次第です。何とぞ執行部で検討していただいて、やはりスムーズな補充が町民の方も望んでいることだと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

では、私の第2回目の一般質問、時間大分残りでしたがでも終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(1番 安藤和寿君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時05分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番福永善之議員。

(7番 福永善之君 登壇)

◎7番（福永善之君）

7番福永善之です。ただいまより一般質問を始めます。

昨日、初日の一般質問がありました。この議場の中でかなり蒸し暑いという感じで皆さん体感されてたと思います。本日は空調が入っております。皆さん体感されて、例えばネクタイをどうして着用しないといけないのか、暑いのにどうして上着を着ないといけないのか、そういう疑問を思ったと思います。ただ、決まりというふうになってます、議場の中ではですね。こういう暑いときにどうして脱いじゃいけないのか、ネクタイをつけないといけないのか、そういう議論がなされない。そういうところはやっぱり今後議会の運営のあり方として私は考えていけないといけないというふうに思います。我慢だけするのか、それとも今地球的に地球温暖化、CO2を削減しろと言われてる今日、暑ければ脱げばいいんじゃないか、寒ければ着ればいいんじゃないか、そういう当たり前のことがどうしてこの議場の中でできないのかというところが、昨日私が疑問に思ったこととございます。この件に関しましては、私は議会の議会運営委員会のメンバーになってますので、今後提案をしていきたいなというふうに考えております。

では、本日2問質問させていただきます。

1問目、町長の公約であるジュニア基金の設立について。

昨年の町長選挙で訴えられた公約の一つをどのように具現化していかれるのか、

考えを問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

冒頭からクールビズの話をお礼ありがとうございます。これは先ほど議員がおっしゃいましたように議会運営委員会で議論すべきでございますので、そちらの方で申し合わせがきちんとできれば、うちのほうもクールビズで対応させていただきたいと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。

今議員おっしゃいます、福岡県で一番ジュニアスポーツが盛んなまちづくりということで私は今回一つのまちづくりを提案させていただきました。その中で、いろいろなスポーツを見ますと、一生懸命頑張っておられる方がたくさんおられます。そういった中で、少し悩みを聞くところによりますと、ずっと一生懸命頑張って勝ったがために旅費とかが、そういったところがなかなか全国大会に行きにくいといった形で、ここで勝てば嬉しいが負ければお金がかかるというような、そういったことも聞いておりましたので、やはり私は粕屋町の代表といいますか、子どもたちがぜひ、大きく言いますとオリンピック選手を目指して頑張っていただければと私は思っております。そういった中で、全国大会等に行く中でのそういった旅費の一部負担というものを私は今後の将来のことを考えますと考えていかなければならないと思っておりますので、そういった基金を創設すればどうかという意味で私は公約にさせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

まだ28年度の予算の中にはその基金の創設というのはできておりませんよね。29年度の本予算を読むときに基金を創設するということを考えておられるのかというところをちょっとお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何かというと給食センターのことになりますけども、やはり昨年12月末に補助金の1億8,500万円が申請ミスで申請が上がってなかったということで、今回1億8,500万円が粕屋町の持ち出しということになっておりますので、非常に基金残が減少いたしております。そういった中で、今回は見送らざるを得ないかなという思

いでおります。緊急で近々に対応しなければならない水鳥橋もそういった中で対応ができないというのは、そういったことが発生いたしておりますので、今回は見送らせていただきました。しかしながら、来年度はぜひそういった子どもたちの育成というものも考えながらしっかりと基金を積み上げていきたい。それは、しっかりと私はそういったものについては各所管のほうに報告いたしておりますので、所管のほうでぜひ積み上げていただければと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

所管はどちらでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

社会教育課であると思います。

◎7番（福永善之君）

お金がないというのは個人的には理解をしております。今ふるさと納税制度というのが平成23年度からできていますよね。2008年度だから平成20年か。その中で、粕屋町に対しても微々たるもんなんですけど納税する件数、それと額が増えております。平成27年度に関して言えば、かなり納税される件数が大幅に増えた。そのふるさと納税をされるときに、その財源を納税された額を何に使ってほしいかという項目があると思うんですよね。その中で町長に一任という項目もあるんですよ。この町長に一任というのは、やはりご自身が選挙期間中に訴えた公約、まあ約束ですね、約束というのはやっぱり一つ一つ実行していかないといけないなと私は思うんですよ。どんなに、先ほど言われたようにある案件で交付金の申請がもう没になりましたという穴があいたとしても、やはり自分が選挙で訴えたことに対しては実現性が難しくてもそれに向かっていくという姿勢が必要かなと。その中でふるさと納税で町長に一任ということがあると思うんですけど、平成27年度は町長に一任はどのくらいだったのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常に、ふるさと納税の活用ということでいい提案をしていただきまして、本当にありがとうございます。この件につきましては、ほかにも未来を担う子どもたち

を応援する事業という項目もございますので、そういった内容につきましては所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

福永議員の質問にお答えいたします。

町長へ一任、この項目に関する件数ということになりますが、昨年度申込件数は471件ございました。そのうち町長に一任とされるものが155件、おおむね32%ぐらいになろうかと思えます。なお、参考までに使い道の区分であります。先ほど町長がおっしゃいました未来を担う子どもたちを応援する事業、それから地域で支え合う福祉のまちづくりのための事業、文化芸術スポーツ活動を振興するための事業、協働のまちづくりのための事業、その他本人が、申し出人が希望する事業というような区分になっております。なお、一番申し込み、使い道の指定の多かつたものとなりますと、未来を担う子どもたちを応援する事業で申込件数が199件、全体の42%となっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

公約で訴えられたということで、先ほど言われたようにいろいろ大きい大会に行くときの経費の問題等、多々どのジュニアの団体でもこれは抱えてると。一応訴えられたからには、今こういう状況でちょっと待ってくれっていう、そういうアナウンスも必要かなというふうに私は考えております。

では、次の質問に移ります。

給食センター建設における議会に対する説明責任の欠落について。

次から質問を項目別に分けて質問をしますが、これは現在の執行部がわかる範囲とわからない範囲というのがやっぱり出てきます。ここは、現在の執行部でわからない部分に関しては、やはりわかる方が答えていただいてという感じで私は考えております。

では、まず1問目ですね。先ほど太田議員が質問をされた件、廃棄物の処理の問題がありました。私は別の観点から質問をさせていただきます。

3月議会で廃棄物処理費用約5,700万円の予算が議会で否決されたことについて、まず現執行部の町長と旧担当者の方、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日も申し上げましたが、これはちょうど昨年の11月25日でしたか、当初予算で8,000万円の廃棄物処理費が上がってますよということで、これは今の石山室長のほうから報告を受けました。そういった中で、その前の担当者の関次長のところには何ら報告がございませんでした。私は就任早々1週間でしたが、やはり私も議員でございましたので、この議会の中でなかなかこの給食センターの混乱が治まらないということで、私は1週間ぐらい経ちまして前大塚教育長に相談いたしまして、この混乱を何とか早く収束させたいということで、関当時次長と石山参事ということで同じ7等級同士でございましたので、ぜひ交代させて、それできちっとした説明をさせてこの混乱を收拾したいということでお願いいたしましたところ、それはいいですよということで承認を得ましたので、私は石山次長と関次長ですかね、今は参事になっておりますけども、そちらと交代していただいて業務に当たったわけでございます。そして、業務に当たった5日後ぐらいからそういったものがどんどん出てきまして、8,000万円のことが出ました。で8,000万円は11月、先ほど言いました30日に総務委員会の説明いたしまして、その後に全員協議会で説明いたしました。そういった中で、やはりこのものについては議会のほうもしっかりと説明するよということ、一時中断ということも考えまして、それは町長に一任するからしっかりと説明していただきたいということで、私もやはり説明はしっかりしていかないかんということで一時中断を決定いたしました。

そういった中で毎回この8,000万円、そういった予算の組み方ということは当初予算に組むわけですね。そして、否決されないように当初予算で組んで必ず通していくような、今までの経過ではなかったかなと思っております。そういった中で私はこの8,000万円を当初予算で上げるのではなく、3月末までに使った分については、やはり3月末で補正で上げるべきだ。そして、4月から使う分につきましてはきちっと当初予算に組むべきだといった形で、私はそのような提案をさせていただいております。

その分けた金額が5,755万円ということで、この件につきましては全く精査をしておりませんでした。しかしながら、その金額というものは必ず上げなければならないと私は思っておりました。そういった中で、額の修正を議会からしていただいて非常に私は感謝をいたしております。やはりはっきり精査をしていない中でこういったものについての支出については難しいと思っておりましたので、私はぜひ精査をさせていただきたいという思いもありましたので、ここは執行部と議員のはざまに立って非常に考え方が2つのものがありまして、しっかりとまず精査をさせて

いただいて、その精査の後に補正予算を出させていただいて、それで可決していただきたいという思いでございましたので、私は額の修正をされたことについてはよかったですとっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

基本的には前任者ということは基本的には想定されておりません。おりませんが、町長、その福永議員の質問は3月議会で廃棄物費用約5億7,000万円の予算が議会で否決された、その思いについてはどうかという質問でございます。町長、前担当者からその分についてのみ答えを求めますか。

では、関次長。前担当者でいいっちゃろ。ですから、因町長がよければどうぞ。その思いについて。その思いだけでいいですよ、質問はそれですから。どうぞ。

◎税務課長（関 博夫君）

前担当者の関でございます。

廃棄物処分費が9月以降に着工されて、業者のほうはその処分量を確定するのが非常に難しいということで、最終的に確定されたのが11月6日、私も額を聞いてかなり驚いたんですが、8,000万円強という額をお聞きして、それ以降もう1週間で私内示出ましたので、精査は異動後の石山次長のほうにお願いした次第でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

いや、その否決されたことについてどう思うかという質問みたいですね。その5,700万円が3月議会で提案されて、その結果についてどう思うかということのみの質問です。

◎税務課長（関 博夫君）

粕屋町のごみ処分場でございましたところでございますので、粕屋町がごみを処分した分の処分費については私は粕屋町で予算を計上をして支払っていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

その要求水準書には、出る廃棄物は町の負担ですよという項目はありますよね。だから、それはもと担当者が言われるようによろしいんですよ。ただ26年3月の定例会、この給食センターPFI事業の債務負担行為約68億円、この議決に至った中で附帯決議がつけましたね。その附帯決議の内容はご存知ですか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、今担当者がおるわけですから、基本的には現町長、現執行部担当者ですね、基本的に質問なさってください。

◎7番（福永善之君）

現執行部に質問しても、どうなんですかね。これは継続事業なんですかね。継続事業で今の担当はそこまで関知されてないと思うんですよ。そののところがちゃんと事実関係を詰めていかないことには、じゃあ誰がどういう経緯でこういう事態に陥ったのかというのは、これはわからないんですよ。そこを私は現執行部と旧担当者のほうの話をちゃんとかみ合わせて判断していくという立場でありますので、そこを、今の質問を現執行部にじゃあ投げました。異論がありますよね、もしそう言われたときに。

◎議長（進藤啓一君）

私が言ってるのは、基本的には現担当者がおるわけですから担当者に聞いてください。しかし現町長がわからん分については当時の担当者に答えさせろということであれば、それはそれとして認めるということをおっしゃっています。

◎7番（福永善之君）

じゃ、町長、今私質問しましたね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も26年のそういった時期については議員でございましたので、十分認識いたしております。これは附帯決議がついて、しっかりと説明していくようにといった形でこの予算が通ったと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、先ほどの太田議員の質疑の中で石山室長が、まず時系列的な流れですね、昨年8月28日、当時の担当とSPCで会合を持ちましたと。その中で建設主体の会社のほうからどのくらいごみが出るんだということで、125立米で、金額的に大体529万円発生するでしょうと、そういう話があったと。9月3日にそのことを元担当は旧執行部のほうにお話をなされたということですね。で9月28日、廃棄物の費用が相当膨らんでいるということを、これもまた元担当者が当時の執行部に話されたと。そのときに当時の執行部は、もう事が進どるんだから工事をとめるわけに

はいかんということをお申されたというふう聞いております。このことに間違いはありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、この前担当のほうからどういったことを言われたのかということで石山室長のほうにまとめさせておりますので、石山室長のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ただいまの質問に関しては、当時の担当の話とその会議録からその事実を知っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

当時の担当の方、間違いありませんね。ここはちょっと抑えておきたいので、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

いいか悪いか答えてください。

関次長。

◎税務課長（関 博夫君）

はい、間違いございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、附帯決議がつきましたね。最低でも9月28日にはもう529万円という見積もりよりもかなりオーバーするということがわかったにもかかわらず、どうして議会に何の説明もなかったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それはまだ就任しておりませんので理解しておりません。しかしながら、私はこ

ういった部分については説明しておくべきであると思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

誰かこれ答え切れないんですか、税金の執行者として。私は一般質問を出すときに、答え切れればよいよという話で出したつもりです。答えないといけないでしょう。我々は町民により付託を受けてここに来ておるんだから、町民の代弁ということで、税金が使われ方に対してはやはりチェックしないといけないということになってますよね。答え切れないというのは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、議員の質問については、町長が判断して前担当者に答えてほしければ、それも可能なんです。ですから、よろしいですか。

◎町長（因 辰美君）

それこそ、先ほど言いましたように10月25日にこの当初予算を上げたいという経緯があります。そういった中でその9月部分については私たちは存じておりませんので、当時の担当者の関のほうで答えさせます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

当時、SPCとの会合を持っておりました中で、産業廃棄物の処理費、量がかなり増えてきているということでお聞きして、どれくらいになるのかということをお早く出してくれというような要望をその会議の中で、議事録にも書いてあると思いますが、再三私お願いをしてたわけですが、9月末、10月15日、かなり額がどんどんどんどん確定しなくて増えていっておいりましたので、きちんと説明できるような資料を出してくださいというようなお願いをしておいりました。そういうわけで、どれくらいの処分料になるのかがまだわからなかったものですから、途中でもこういったことがございましたと、ございます、今進行中ですというようなことを全員協議会あたりを開いていただいて言うべきだったとは思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

通常の一般的な税金の執行に当たって、はい払いますよ、出た分は全て払いますよという感じだったら精査できないですよ、見積もりに対して精査が。自分の金だったらどうしますか。自分の金だったら。精査するでしょう。これだけの金額出てきました、项目的に内訳はこれに幾らかかっとなと、これこれはどうなっとなとていうふうに精査しないですか。それがですよ、529万円からこれだけ10倍近く値が上がり上がっているにもかかわらず、まだ確定した額が出たらんから議会への説明はまだ怠ったというふうに判断した理由というのは、そこだけですか。元担当者の権限でそこまでできるんですか、議会に説明しないというのは、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

答えられますか。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

当時のことにつきましては、これから以後の審議につきましては担当者の関のほうで答えさせますので、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

処分費のことについて、議会のほうに随時報告すべきことであったということは十分承知しております。しかし、その資料自体が曖昧な業者の資料でございまして、数量もどんどんどんどん変わってきておりました。特に精査するというのは、支払い時期に関しては写真を撮って、そして電子データできちんと処理がされているかどうかは支払い時に精査して、きちんとして処理された分のみ支払いますというふうなことを会議の中で私言っておりますので、それはされておるものだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

金額が1. 何倍とか、そういう度合いじゃないんですよ。約10倍もつり上がってるんですよ、金額は。それでまだ、先ほど言ったでしょう、附帯決議、何て書いてありましたか。議会に今後も必ず報告するようになっていうふうにあったでしょう。これは、もと関次長だけの判断で報告をしなかったのですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、きちんと数量が出てきたのが11月6日でございます。10月に町長選がございまして、町長が不在でございました。なおかつ数字が変わってございました。それで、11月6日、ある程度きちんとした額が出たところですぐに議会への報告をすべきだったと思います。反省しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

関元次長は9月3日、9月28日、旧執行部の方とこの件に関して面談をされていますね。そのときに廃棄物の数量はもう確実に上がってるっていうのは、この時点でわかってましたね。どうして議会への説明を怠ったという判断に至ったのですか。関次長だけの判断ですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

先ほども申しましたが、数字が、数量がどんどん変わってきておりましたので、どれくらいになるか最終的なものがわかりませんでした。それで、一応工事はどうしますかということでお尋ねしましたが、補償金等莫大な契約上費用が出てくるといことで工事はそのまま継続し、そして確定したところで議会への報告をいたすつもりでございました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

当時の給食センターの事務方の責任者として、先ほど私が申した債務負担行為の68億円が議決に至った経緯、これをその当時考えておられましたか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

議会への説明責任を果たすということについては、もう重々承知しておりました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

重々承知していたにもかかわらず、どうして説明しなかったんですか。先ほど補

償金云々というか、そういう話されましたね。それはあくまでも仮定の話でしょう、業者から言われた。町民が納めてる税金を執行する立場として、町民のほうにまず説明するのが筋ではないんですか。業者の言ってることを丸のみで町民への説明は後回しという感じに今なってるんですよ。どう思われますか、それ。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

補償金云々は契約上契約書に記載しておりますので、リスク分担でうちの責めになるというようなことで判断したということでございます。業者が言ったからではございません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

明白に答えていないようでございますから、当時担当者より聞き取り調査やっておりますので、その分について石山室長のほうから答えさせます。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

これは太田議員のほうでも答弁させていただいておりますが、同じことの繰り返しになります。

昨年27年9月3日当時の、当時町長、副町長同席のもと説明がなされており、町が原因者であるため廃棄物処理費用がかかるのは仕方がないとの結論。また、同年9月16日、SPCとの現場定例会議の中で口頭により西松建設から今現在3,000万円程度を見込んでおる。精査して提出しますということですのでとの報告を受けています。その後、先ほどの9月28日、当時の町長、副町長同席のもと廃棄物処理費用が膨らんでいると説明されております。そのときの内容としては、工事をとめるわけにはいかないと。とめれば供用開始も遅れ給食停止につながる。町が支払うべきなので仕方がないとの結論をされております。そのときの精査された金額が税抜きで約8,000万円ということになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、2問目の質問に移ります。

給食センターの建設事業における国からの交付金が歳入として見込まれるという前提でこの事業が議会で議決を得たのに、結局は粕屋町の財源から捻出する現状に関して。

まず初めに、交付金という定義をちょっと教えてください。今回国から福岡県を經由して6月調査、11月調査という事務連絡が回ってきましたね。で調査に対する回答をしなさいと。交付金というのは調査に回答すればもらえるのか、それとも交付金とは陳情して取りに行かないといけないのか、その辺を現執行部と旧担当者の方に問います。

◎議長（進藤啓一君）

交付金の定義ということですが、  
因町長。

◎町長（因 辰美君）

今調査しておりますが、当時担当の関のほうは交付金の担当者でございますので、先にそちらのほうに答えていただければと思います。  
以上です。

◎議長（進藤啓一君）

関次長、交付金の定義っちゅうことですが、  
関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

交付金につきましては、その事業の交付基準というものがあまして、その交付基準の対象に上がっておれば報告し、国の財源の中で配分されてもらうことができるというようなことでございます。ただし、採択方針がその年度の前に打ち出されまして、その採択方針に従って国はその予算を分配すると、交付金を分配するというようなことになると考えております。

◎議長（進藤啓一君）

先にとということで、因町長が町からもとおっしゃったが、  
因町長。

◎町長（因 辰美君）

石山のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

交付金ということの質問でございます。  
正確に申しますと文部科学省施設助成課が所管をしております学校施設環境改善

交付金といいます。これは義務教育諸学校等の施設等の国庫負担等に関する法律第12条の規定により、施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する着工時期に応じ年度単位の交付金で、これは学校施設環境改善交付金交付要綱がありますので、それに基づいて申請をするものでございます。

今回の新給食センターもドライシステムへの改築が算定割合3分の1、それとアレルギー対策室については新增築で2分の1、並びに現給食センターの解体撤去が3分の1の算定割合ということで対象になっております。補助金については補助金適正化法という法律がありまして、それは国のほうから申請をすれば自動的に補助割合に基づいて補助されます。交付金については国の条例とか要綱等が制定されまして、それに基づいて国のほうが採択基準を設けると、そして予算の範囲内で交付をするというような流れになっていると私は認識しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、質問していきます。

まず、この交付金、国からの通達文書は後ほど質問しますが、まず時系列的に先ほど今年の1月8日に国から福岡県を經由して交付金の採択方針が示されましたよということで、その中でその後の皆さんの動き、何をやったのか。国との折衝とか福岡県との相談とか、どのようになされたのかお伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

まずは、1億8,500万円がどうなっているのかということを担当のほうに聞きました。いまだに通達がないがどうなってるのかと、で県のほうに聞きなさいということで前教育長も一緒にそういったことで動いていただいております。そういった中で、この部分については果たして出るのか出ないのか、いまだに通達がないがどうなのかという、それとちょうどそのときに予算組みをしておりましたので、うちも副町長のほうからもう大体出とるはずと。出とるはずなのに何でこの1億8,500万円が全然来ないのかということで、その予算査定のところでも議論がありました。そういった中で、担当者いわく、これについては出ますからということで、議員を使って頼んできてくださいということで私は言われました。これは間違いなく出るのか、文科省に言って出るのかと、出ますといった形で言いましたから、私はその後代議士と相談いたしまして文科省まで行きました。で協議いたしました結

果、そもそも提出してはしないと、テーブルにも乗ってませんよと、そういった中で幾ら町長が来られてもそういったものは対象にならないということですっぱりと断られました。それも後の補正予算にも乗るのかといっても、そういったことはまずテーブルに乗ってないんですよと。乗ってないのを乗るようにするということはもう根本から間違えますといった形で言われましたので、まあほぼ出ないでしょうねといった回答を得ながら、私は上京いたしました結果を報告いたしました。そういった中で、何で担当者に文科省に行かせなかったかという、そういったお叱りも受けましたが、私は実現できるということ聞いておりましたので、そういった中で文科省まで行ってまいりました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

文科省に町長自ら行かれたと。その中で、このPFI事業というのは交付金が収入として上がってくるというのが前提のもとでの事業だというふうに我々は議会で議決をしましたと。この交付金がないということになると、そのももとの前提が崩れるということになるということは文科省のほうには言われましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは内部のことでありまして、それは文科省のほう判断すべきものではないと思っております。ですから、やはり国の予算が2,000億円しかないようになりましたということで、そういった財源の減額というものは説明を受けましたけども、私たちがそういったことで根本的な事業がおかしくなりますよということは言えません。ですから、内部で検討しておりましたが、何でそういったことがわかってすぐに県のほうにかけ合っていないかという、そういった関次長あたりも皆さんが何で行かんやったとねって、これだけそういった内容が変わってきたらおかしいやないかって何で詰め寄っていないかやったとねってというような、そういった内容のことは内部でございました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今のこの交付金に関しては平成28年度に支払いも一部発生しますから、もう来年

度、29年度予算に調査回答してももう出ないっていう認識でよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは、今のところは限りなくゼロに近いですよという回答は文科省より受けております。しかしながら、例年年明けて1月、2月に補正予算が組んでおられます。そういった中で、もし11月に上げておいて、それが一番最後に乗ればひよっとしたら乗るかな。最終的には今は全部そういった申請については出ておりますので、可能性はゼロではないと思いますが、そういった中で私は、文科省のほうも言われたと思いますが、しかしながらもう限りなくゼロでしょうといった形の回答を受けております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、まず通達文書の2枚の前に、PFI事業に関する、これは所有権移転の定義ですね、PFIで今やってますね、所有権移転の定義というのを文科省の見解というのを、これはどうなってるのか。例えば登記が移転が済んだとき、もしくは年度中に支払いが済んだとき、どうなってるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

石山のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

所有権移転の時期につきましては、私どもは所有権移転登記が済んだ後と思っておりましたが、先般福岡県を通して文部科学省に問い合わせをした結果、一度でも引き渡して支払いがあれば所有権が移転されたものとみなされるということで回答を受けております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

ということは、今年度の本予算に基金から取り崩しの1.85億円がありますね。これは本年度中に支払いますよという前提で予算組みされてますね。ということは、本年度中に一部支払いが発生するということは、この交付金はもう来年度以降は申請してありませんよということですね。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

おっしゃるとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、ここで明確になりましたね。1.85億円の交付金はもう今後出ませんと、幾ら調査に回答しても出ませんと、ここは明確になりましたね。

では、ここで文科省から福岡県を經由して送られてきた事務連絡通達文書について質問していきますね。

まず、5月25日、通達文書が来ました。その中で、予定事業がない場合でも該当がない旨必ず回答することというふうに通達文書には書かれています。どうしてそれを怠ったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

関のほうが答えます。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

毎年交付金の報告は6月、11月、2月あってまして、従来であれば6月、11月、次年度の交付対象に上がっておりましたので、7月末に実施設計が終わる予定でございましたので、そのきちんとした数字を11月で計上したわけでございます。それで、次年度の交付金の報告書は出るだろうというように私は思っておりましたが、6月に概算でもすべきだったと反省しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今答弁なされたことをどうして福岡県に回答されなかったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

交付金の採択方針が出ましたのが今年の1月でございます。6月の報告分、それと建て替えについてはもう見ませんというような採択方針が文科省のほうから出ました。それで、その当時は私はその採択方針が出ておりませんので、従来どおりその交付金が算定されると思っておりました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

この通達文書には、6月5日17時までに予定事業がない場合でも必ず回答することとあったんですよ。事情があれば事情があるでいいんですよ。どうして回答しなかったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

先ほども言いましたが、7月末に実施設計が終わりますので、きちんとした数字を11月に上げたというわけでございます。6月に概算の数字でも上げるべきであったと反省しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

10月21日に2通目の調査依頼が来ていますね。この文面を読んで、もう6月に出してないからアウトだというふうに理解されましたか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

その文面では、11月も算定されると思っておりました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

私は、5月18日、この文面を福岡県が提出した体育スポーツ健康課保健給食係長と面談をしました。飛び込みで行きましたけど、会って話をしました。6月で出してないから、その時点でもうアウトですと言われましたよ。11月のこのやつ、6月

で出してないからもうアウトですと言われましたよ。判断ミスじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

概算の数字でも6月に出すべきだと反省しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

それから、施設課というところも、そこから経由して調べてもらいました。施設課のほうにはメールで11月に受け取ったという確認はしました。ただ、施設課はそれを文科省にそのまま投げて、文科省のほうはまず6月に出してないからだめですよということで、福岡県の教育委員会事業には粕屋町の給食センター事業は含まれていませんでした。仲原小学校の増築はありました、ちゃんと。この現実を、今交付金はもう出ませんという現実を直面されて、担当は外れたといっても今のことをどうお考えになられますか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

採択方針では6月の報告、それと給食センターの建て替え、それと財政力指数の高い市町村、これは出ませんというふうなことが出ておりますので、6月に概算でも報告すべきだったと反省はしております。しかし、給食センターの建て替えについては採択方針で除外されておりますので結局は出なかったのかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今の考えはちょっと、いいですか、そういう考えで。ご自身のご自身の判断で6月に回答しなかったんですよ。それを最終的に文科省の採択方針って今言われましたよね。これは後出しじゃんけんじゃないですか。結局は出ませんよと、町民にそんなこと言えますか。自分がミスしといてですよ、結果的にこうなりました、だから自分の責任はありません、そんな感じに聞こえますよ。違いますか。どうですか。

（不規則発言する者あり）

◎議長（進藤啓一君）

ちょっとお静かに願います。〇〇議員、お静かに。

関税務課長、何か。

◎税務課長（関 博夫君）

何遍もお答えしておりますが、6月にすべきだったと私は反省しております。ただ、11月のフォローアップ申請でもそのテーブルに乗ると私は思っておりましたので11月にしたわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

だから、私は福岡県庁の、言ったじゃないですか、今さっき、健康スポーツ給食担当係長に会って、6月に出しとらんからそもそも文科省はもう出しませんよという話ですよ。だから、明らかにこれはご自身のミスでしょう。

ここで最後に、この交付金がもう取れないという問題は、これ議会人として平成26年3月定例会で債務負担行為68億円、これを議決してます。その大もとは収入として交付金が入ってきますよという前提があったんですよ。それがもう崩れてますので、その辺やはり執行権者として説明を住民の方にちゃんとしていくべきだなというふうに考えておりますが。これは町長どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、手短にお願いします。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、明確になりましたらインターネット等ホームページ、あるいは広報のほうでしっかりと伝えてまいりたいと思います。

以上です。

◎7番（福永善之君）

終わります。

（7番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午後0時06分）

（休憩 午後0時50分）

◎議長（進藤啓一君）

始まります前に報告をいたしておきます。

小池議員から2、30分程度遅れるかもわかりませんという報告があっておりますので、連絡をいたしておきます。

それでは、再開いたします。

11番久我純治議員。

(11番 久我純治君 登壇)

◎11番(久我純治君)

議席番号11番久我純治、通告書に従いまして質問します。

1問目は、公共施設の公園等に対する駐車場の計画は。2問目、地の利を生かしたまちづくりと土地の再利用で規制緩和を、の質問をします。

1問目、公共施設や公園等に対する駐車場の計画はですが、かすやこども館が開業して間もないですが、駐車場が満車になります。駕与丁公園の周りも何かあれば駐車場が少なく、駐車違反で車があふれ出ます。駐車場の件ではかすやこども館ができるときに議会とももめました。当時の執行部による返事では、こども館の下に2階建ての駐車場をつくるとか、信号機のところの空き地に駐車場を借りるとか、西部ガスのところの土曜、日曜日を使用するとかいろいろなことがありましたけど、その後の返事は詳しいことは聞いておりません。ぜひ説明してください。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 辰美君)

実は私も聞いておりません。ですから、所管のほうに答えさせます。

◎議長(進藤啓一君)

所管はどこですか。時間が経ちますから、なるべく早く教えてください。

山本総務課長。

◎総務課長(山本 浩君)

駐車場ということですので、庁舎管理は総務課のほうでやってる部分がありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今言われた中でも西部ガスにつきましては行事等が重なる場合、土曜とか日曜日で借用を申し出るというようなことでお願いをするということではしておりますが、現実的にはほとんどこの間も使用というのは発生してないというのが現状であります。

あと、全体といたしましては、こども館の工事が始まりました平成27年8月から工事等で駐車場等のエリアが少なくなるというようなこともありましたので、役場の内部で駐車場に関する調整会議的なものを開いております。正式な会議ではありませんが、かかわります総務課の管財係、それからかすやドーム、サンレイクかすや、それから健康センター、こども館が開館しましたのでこども館も含めたところの関係者が毎月定期的に集まりましてお互いの行事等を知らせ合うことで調整をか

けるというような会議は行ってきております。その内容といたしましては、実際にそういった行事が重なる場合においては職員のほうの駐車を駕与丁の公民館のところの駐車場、それからかすやドームのところの駐車場、それから福祉センターのところの駐車等に分散して職員の駐車を促すような対応をとってきておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そんな言い方されると、私は行き当たりばつたりの返事ばかりとしか思えないんですよね。要するに、あのときはこども館の代わりにつくる駐車場もいろいろ上げられたんですよ。何ひとつ現実的になってないですよ。今言わっしやる西部ガスでも、周知してないですよ。あれだけあふれとうときに、とめることないんですよ。違反ですよ、みんな奥にがちゃがちゃなって、とまらんとですよ。だから、西部ガスのところにとめられるんならとめられるごとしてもらわんと、いつも土曜、日曜はぴしゃっと。それだけお金を払うごとなつたでしょう。議会で、借りて払いましょうゆうことになって、土日は借りますからいうことで、それだけのお金をただっていうござつたけど、それはいかんからいうことで、借りるごとしたやないですか。その周知も何もないじゃないですか。今のところは行き当たりばつたりの言い方であつて、実際は飽和状態なんですよ。何かあるときにいつも。奥のほうに行ってくださいよ、がちゃがちゃでとまっていますから。だから言うんですよ、駐車場のちゃんとした計画的なことやってもらわんと、このときの返事は結局行き当たりばつたりの返事ですかつて言いよんですよ、私は今。

それとこの中に、これはもう町長も聞いてあつたと思うんですけど、テニスコートもいずれ移転させますよという返事になりましたよね。そんな計画あるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のところをテニスコートのコートは移転ということは、あのこども館が向こうに行かない限りは計画はないと思っております。

それと、開拓のところの駐車場につきましては、あれは工事中の車があそこにとまっていたきたいという議会のほうからの要望でそのように変わったと認識いたしております。工事中につきましては西部ガスの中の駐車場を土日は使うということにあつておりましたけども、それは今のところ工事中の契約でございましたの

で、今後そういったものがございましたらば、やはり検討していかなければならないと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今の答弁で、私たちの前聞いたあれじゃないですね、土日を使えるようにするからちゅうことやったんですよね。だからお金も払いましょうちゅう議会での返事やったんです、あのときは。だから、何かあったらやないんですよ。土日は使えますからということで、西部ガスと交渉したらいいですよちゅうて、ただでちゅうことはそれはいかんからということで、お金幾ら出しましょうかということになったんですよね。だから、逆に言うと土日をずっと開放してほしいんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

認識の違いですから、はっきり。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

土日全部使うということは、やはり財源というか、いりますから、お金がいますから、そういった無謀なことはうちはやりたくありません。そういった中で、行事が重なって非常に多い、今課長のほうから言いましたように非常に重なってどうしようもないというところになれば相談はするかと思えますけども、常時から借りるということは私は適切ではないと思っておりますから、そういったことはやっていただきたくないというのが私が担当でも思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、一回一回借るごとにお金払うんですか。それを私聞いたことないんですよ、そんなことは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

最終的には回数何回かということで支払うということになってたと思いますが、ずっと半永久的に借りてこれが幾らじゃなくて、そのときが何回借りましたといった形での請求といった形になってたと思っておりますから、やはりそういった何も行事が

ない中で借りるということは今後は税金の無駄遣いということになりますから、そういうことはいたしません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

税金の無駄遣いというわけじゃないんですよ、駐車場がないからあそこを借りるようにしますということが前の執行部の町長の返事やったんですよ。だから、足らんやったら2階建てもつくりますよということで返事やったんですよ。だから、私たちは常時借りれるものと思っただけなんです、あそこは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ですから、先ほどから言ってますように常時というものは借りれませんという言葉で答えております。これは一回幾らであると私も認識いたしておりますので、何もないときに借りるといえることはないと思います。しかしながら、今先ほど言ってますようにドームとサンレイクと健康センター等全部が集まって、そういう中で行事がかぶるとどうしてもこの駐車場が足りないということになれば、そういったときには対処するという形で言っておりますから、私はそういった対応でいいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

まあ、町長もなられたから財政のことばかり言わっしゃるのはよくわかりますけど、私たちの認識ではちょっと違うんですけども、この件はいいんですけど。駕与丁についても公園の前の駐車場がないんですよ。私前から言ってるけど、前の町長のときに例の球場の横の墓地のことを質問しましたよね。そしたら町長は調査しますやったんですよ。そして、借りるか買うかしますという返事までちゃんと出てあるんですよ。これ議事録載ってますよ、ちゃんと。ただ、その後何か調べられたことあるんですかね。町長じゃなくていいんですよ、前の行政のこっちゃから。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

恐らく1墨側のところの墓地であると認識しております。この墓地につきまして

は買うか買わないかということで前町長が答弁しておるということでございますので、私はちょっと存じておりませんので所管のほうから報告をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

その所管はどこですか。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今久我議員さんが申し上げられました1 畧側の墓地の関係でございます。

面積が2,850平米ほどあるかと考えておるところでございます。今現在ここの墓地につきましても登記簿関係を見ますと2名の個人さんのお名前の所有権になっておりますけれども、基本的にはここの物件、これは区有財産の墓地ではなかろうかと考えております。今現在ここの分につきましても墳墓と申します、墓地のことを入れるところの施設ですね、まだ石材でちゃんと囲ってあるところが何かございませぬ、そういうところも含めて、まずここの墓地の管理者の方が本当にここの墓地を壊されるのか、そしてそれに対しましてやっぱり壊されるに当たりましては1年間の告示関係、無縁仏の告示等もございませぬ、そういうことでまず一番最初にこの墓地の使用者の方が本当にこの墓地を改葬し、ほかのところへ納骨堂なりお寺のほうに納められるのかということを確認せないかんわけなんですけれども、今現在ちょっとお話を聞きますとそういうふうな予定はないのではなかろうかということで私は認識しておりますので、今現在ここの部分を公共事業として墓地の移転関係を実施するような計画はなかなか考えづらいものと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

これは現区長から聞いたんですが、話に行ったらそんなこと知らんと言われたらしいんですよ。だけん、前の執行部の人は言うてないんですよ、ちゃんと。この前相談にあったんですよ、どげんなりようとやろうかということで。実際あそここの墓地が今3基ぐらいなんですよ、ちゃんと立ってるのが。そして、さっき言われたように2,700平米あるんですね。約900坪ですかね。だから、あそこが公園やなかったら私何も言わんとですよ、横が駕与丁公園っちゅうのが。あれは大濠公園より物すごくいい公園なんですよ。だから、みんな喜ぶんですよ。ただ、あそこに来る人は野球しに来るんですよ。ちょうど町外の人が多いんですよ。で、みっともない墓があると言うんです、みんな。ひっくり返つとつとがあれば。何とかならんか

ということで地元からの話で前の会のときに言ったんですよ、平成24年に私1回。そのときの返事が、今言ったような、町長が、調査します、調査する気がないんやったら調査せん、やる気がないならせんでまではっきり言ってあるんですよ、だから聞いたんですよ。ところが、今度町長替わられて、区長さんから言われたから、あそここんな返事になっとうですよと言うたから行ったら、そんなの知らんと言われて帰ってきたんですよ。だから、私はあれを見せたんですよ、今度。何ですかね、青いやつ。ちゃんと全部見せて、こう返事もありますよって言って会話したんですよ。だから、その都度その都度変わると、そんなふうにして変わってしまうことが怖いんです、私は。ずっと流れていかんから、何でもが。そんなときそんなとき場なりで終わってしまうような感覚なんです、私も10年になりますけど。悪いけど、そんなふうにとるんですよ。だから、今度もある区長さんからも言われた。だから私出したんですよ、これ。どうかならんとですかね言うて。だから、行政はそれは向こうの仕事やからって言わっしゃるかもしれんけど、こっちからも言うていいやないですか。投げかけてもいいやないですか。方法を教えればいいやないですか。だめ、だめ、だめ、だめって言わんでですね。いっつもそうでしょう、行政は。何でも蓋していくやないですか。前へ進まれんでしょう、いっちょん。だから言うんですよ。今度もよう人は何で久我さんが酒殿のこと言わないとって。前からよう言わっしゃあけど、酒殿とは40何年の付き合いなんですよ。だからよく言われるんです、私に。だから、やっぱりもう少しですね、墓のことなんですよ。今私に一番相談が多いのが墓の問題なんですよ。よそから来た人がみんな年とって、自分の田舎の墓をどうしようかとか、こっち入れるとこないとかと言われるんですよ。だから、あそこの地権者の人も墓のことで最初相談あったんですよ、私に。だから、よそごとじゃないから、私もよそから出てきてますから、やっぱり大事なんです、墓が。やっぱ帰ってきたらそこで参られるような墓がないとですね。あんなひっくり返っとうごたあとこ誰が参りに行きますか、あれ。

◎議長（進藤啓一君）

これも議事録に載りますから、それぞれのお墓ですから、みっともないっていうようなことはおっしゃらんほうが。議事録になりますから。その墓地の所有者に対して余りいい言葉じゃないと思います。注意しながら。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは前町長が約束されているということでございますから、これは行政は継続でございますので、そういったことをきちんと確認したのであれば今後もう一回精査させていただきたいと思います。

しかしながら、墓地の関係につきましては、あくまでも行政のものではありませんし、墓地の管理の問題だろうと思っておりますから、そういったやはり見かけというものもございますので、そういったものについても注意ができればやっていきたいと思えます。まずは、前町長がその墓地を買収するというのを、買うか借りるかするってということで議事録に載っておるわけですね。ですから、そういったことをぜひもう一回確認させていただきまして、後日報告させていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

私がこんな言葉使うのは、来よる人が言うんですよ、そんなふうに。だから代弁者として言ってるんですよ。私個人的に言ってるんじゃないんですよ。私も駕与丁好きなんですよね。だから、大濠公園よりもっともっといい公園なんですよ、みんな言わっしゃあとは。だから、私酒殿のことをいっつもして、駅のことを言いましたよね。トイレのことを言いましたよね。JRの人も呼び出して言いました。たったあそこのぼたんて落ち込むくみ取り式のトイレを何とかならんとかと言うたら、クラシアン呼んだら34万円やったから、JRに言うたら出し切らなくて言うたから、イオンに行きました。イオンは、うちは危険やけんあんなとは使わせておりませんということで断られました。いまだにトイレを借りに行ってるんですよ、あそこの近所の人に。だから私言うんですよ、あそこが一番近いし、この前も町長も知ってあるバラ祭りのときですよ。JRのウオーキング何とかしてある。何であそこの酒殿に降ろさんとですかって言ったら、汚いって言うたんですよ。だから、町としては使わん人が多いから汚くても済むかもしれん、あれが原町やったらどうですかね、やっぱ。

◎議長（進藤啓一君）

質問の趣旨が。

◎11番（久我純治君）

ええ、違いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今ちょっと聞くとところによりますと、そういった駅の中の整備ということは行政の仕事ではないということで、やはりJRがするべきではないかということで今聞きましたので、そういったことはやはりうちのほうからJRのほうに要望していた

だきたいということでしょう。もう一回再度やってみます。

◎ 11番（久我純治君）

とにかく、人間は一回死ぬから、墓は大事なんですよね。いずれみんな死ぬんですよ。そしたら、今は元気やからいいんですよ、息子やらおって墓をちゃんと守っていくかわからんけど、それがどんどんどん外から来た人はおらんとですよ。だから、ほかの墓の相談が多いんです、私。それとか老後、この後に行きますけど。現実的なんです。だから私がしつこくこれ言うんですけどね。今はみんな元気やからそんな墓のこと考えてないと思うんですけど、まあそれはいいです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと理解しにくいところがありますが、今あそこの1 畧側の横に900ぐらいの墓があると、そこを買収してくださいということで今、そして駐車場にやっていたきたいという要望でしょ。で墓が大事ですからどうのこうのと、何かちょっと矛盾したような気がします。

◎ 11番（久我純治君）

墓は横に寄せて、ちゃんとしてしまえばいいからちゅうことの話なんです。で余った土地を借りるか買うかしてもらえばちゅうことで、酒殿が前言われたんですよ。だから、それを投げかけたら、前の町長は買うか買わんかするけん調査します言うて何回も言わっしゃったから私言いよんです。調査はどげんになりましたかって聞いたんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その墓の整備を粕屋町ですということですか。

◎ 11番（久我純治君）

いやいや、だけんやり方によっちゃあ向こうがさっしゃあとですたいね。

◎町長（因 辰美君）

いや、ちょっとわかりません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11番（久我純治君）

要するに粕屋町が投げかけて、こうしたら借りますよとか買いますよと言えば向こうの返答ができるんですよ。それをせんから向こうはどう動きようがないって

つきり言っているんですね。要するに、行政はここですけど、副町長なんかがこの前も行って自分がなったときに言うてこられたんですよ、久我さん、やっぱり話進めてもらわないかなということ、そして現区長もどうかならんかなということ、で来られたんですよ。いえいえ、前の副区長。あそこのほんの横ですよ、家は。家が横にあるでしょう、公園の横に一軒家がぼんと。あっちですよ、昔こっちのパトロールの乗ってあった方。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

久我議員が言われることはわかるんですよ、公園を整備して、その墓を寄せてするとか。そういうことはわかるんですけど、まずは町長が申したように前の議事録、それを確認させていただきたいと思います。

そして、その墓自体を町のほうが整備するという、公園を駐車場の関係で一緒にするんならわかるんですけど、墓だけとか、個人のもですよ。それを言われたら、それだけしますという形になったらほかにもお墓があつて全部整備しなさいというふうに言われますよね。だから、そういうところはちょっと考えて、もう一度確認を先にさせてください。そして、そこを整備するかしないかはちょっとまた後日の話でお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

だから、今言ったように前の町長言われましたからどげんだったとですか聞いてるのが発端なんですよ。だから、議事録ちゃんと載ってますから見てください、それでいいですから。もういいです。

そしたら、2問目に移ります。

これも毎回言ってますけど、地の利を生かしたまちづくりと土地の再利用で規制緩和を。

粕屋町ほど地の利がよく交通等でもよい町はない。人口も増え、土地価格も上昇し、若い人たちには負担が大きいです。建ぺい率や土地用途地域の見直しもし、定住者を増やし新しいまちづくりを考えてはという質問です。

粕屋町自身、地の利を生かした土地活用を今だからするべきだと思います。町全体で狭く14.13平方キロの広さです。その中でJR駅が6か所、高速道路インター、また都市高速、博多駅まで10分ぐらい、空港までも10分ぐらい、県庁まで6キロぐらいと、とにかく地の利がいい町です。その上、池も多いし緑も多くあります。人

口はどんどん増えて、私が質問したときから見たら2,000人ほど増えてます。保育所、小学校、中学校を建てても足りません。毎年待機児童が出ております。そんなときに、家に誰かおれば学童も小学校6年までも預けんでいいわけですね。

そして、前の町長がこれまで言われたことなんですが、メインストリートをつくりますとよく言われました。粕屋町、今の現状はどうですか。小売店はどんどん減ってますよ。なぜかという、博多駅が10分で行くからですよ。イオンもありますけど、イオンの中もごろごろごろごろテナント変わってますよ。実際粕屋町で潤うことは、それこそ固定資産税とか言われるかもしれんけど、生活はやっぱりやおいかとですよ、みんな商売人は。昔になりますけど、原町駅前が一回再開発がありましたよね。そのときもすぐだめになりましたよね。今、駅の前に夕方9時、10時ごろ行って、明るくて何か店あります。何もないですよ、駅の前に。これだけ地の利がいいところで。それだけ粕屋町はただのベッドタウンなんですよ。そうでしょう。

この中に用途地域、各名称で全体で670.4ヘクタールあります。その中で第1種定住専用地が122ヘクタール、全体の18.74%です。建ぺい率でいうと40の60が89ヘクタール、50の80が3ヘクタールの2種類があります。

いろいろと言いましたが、こんな地の利がいい場所が約40年ほど前の建ぺい率そのままなんですよね。それで、毎年私県には行きました。その都度の返事が何でかという、県が県がということやったから、去年はとうとう課長、部長になられたけど行きましたよね、県に。誰か、とにかく行政の課長と係長と行ったんですよ。それで、向こうの課長に会ったんですよ。そしたら、権限は今全て粕屋町が持ってますって。私が言う建ぺい率の40の60を50の80にするには、全部一遍するのは無理やけど少しずつやったらできますよっっちゃう返事やったんですよ。だから私はそれをずっと言いよつとやけど、調査しますじゃ何じゃと言うばかりで一向に進まんですよ、で住民の意向と。

この前の去年、おとしですかね、町長も知ってあるとおりの、ある住民から狭いからどうかしてくれっていうのがありましたよね、報告会のときに。その後も何も変わらん、私たちも行きましたけど調査しますということなんですよ。ただ、粕屋町が持つとって、それこそ財源が何もいらんわけです、これは。それこそ粕屋町というその財源を、一人一人の家族の財産なんですよ、40坪が。それが40年ぐらい前の分譲した土地なんですよ。それを再利用されないんですよ。だから、息子たち大きくなって帰ってきても、帰るところがないんですよ。建て替えようにも24坪しか建たんから建てられないんですよ。今実際遠くから歩いて帰ってきて、寝る場所がないんですよ、この家の中で。2家族ぐらい帰ってきたら。そんな現実なんです

よ。

そして、これ、私はこれはもうゴッホの絵と思ってますよ。わからん。物すごく名画かもしれんけど、一般じゃ通じらん、私は。実際は、みんなそんなして苦しんであるんですよ。みんな今の若い人の給料、どのぐらいか知ってありますか。全国平均400万円から410万円ぐらいですよ。年収がですよ。今この行政の人はおらっしゃれんからわからんかもしれんけどですね、そんな中でやっぱりやってあっているんですよ。だから、おやじ達がせっかく残した家に帰ってこうと思ってしても、家は建てられん、帰ってきても24坪が建たんから帰ってこんとですよ、今。さっきから子ども、子どもと言わっしゃる、その子ども大事なんですよ。その子どもが大きくなったらまた出ていってしまうんですよ。帰ってくる場所がないんですよ。盆正月帰ってきても泊まる場所ないんですよ。そんな状況なんです、今古い家は。今度はそれを売ろうと思ったら、今度は利用価値がないから安いんですよ。結局年にとって老人ホームへ入ろうと思ったら、今は1,000万円や2,000万円じゃだめなんですよ。1,000万円ぐらいでしか売れないんですよ。だから、その人その人の家族によっては粕屋町でいう財政と同じで大事なんです。一番大事なんですよ。粕屋町の財政以上に個人の財産が大事なんですよ。だから、そこを何とかできないかということで前からずっとやってるんで、それが今まで県が県がやったけど、今は粕屋町が持っているうちゅうことになったから、だけんこれは町長に答えてくださいって言ったのはそこなんですよ。行政の答えることはわかってるんです、ここに書いてあるから。きれいな絵なんです、これは私に言わせたら。だから、今から先粕屋町をどうにかすると思うんなら、やっぱり家に帰ってこれる家をつくらせんとですよ。今から先、それを建ぺい率じゃなくて容積をフロウして大きくして、セレブの町とか何かよく言わっしゃるけど、それは今から先はどうでもいいんですよ、100坪でも200坪でもいいんですけど、今ある土地を再利用してほしいんです、私は。だけん、それを言ってるんです。だから、町長として答えてください。

◎議長（進藤啓一君）

建ぺい率。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

久我議員が以前からずっと質問されていることは存じております。そういった中で、ただこれが、どの事業でも言ってますが、町長がせれって言ったからできるものではないと私は思っております。これはやはり所管がありますから、こういった中でまちづくりをやっていくというような意識を変えていかんとやはり変わらないと思っておりますから、町長がこれこれだから建ぺい率変えれっていうものではな

い。ですから、所管がしっかりと、この建ぺい率を上げるにはどうやってやっていくかということを下から盛り上がってきて私たちが判断していくという形を今後とっていくようにしておりますので、所管のほうから説明をさせます。

◎ 11 番（久我純治君）

所管はいいです。もう話わかってるんですよ。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

だから、これ絵に描いてあるとおりに言われるんですよ、毎年、1回1回質問するときに。だから、私はもうそれが嫌やから町長に答えてくださいと言ったんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 辰美君）

前回一緒に課長が県のほうに行ってその説明を聞いておるということでございましたので、この中におるのであれば答えさせたいと思いますので、行った課長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

久我議員さんと、今年の7月だったと思いますが、県のほうに同行させていただいて協議をさせていただきました。確かに用途地域につきましては県が行うべきものでもなく、まずは市町村が決定権者であるということはそのときにも確認しております。しかしながら、やはり用途区域の変更というものは個々そのたびに行うものではなくて、その必要性、あるいはその変更の理由の明確性、あるいはその時期、そういうものが当然慎重に行うべきというふうなこともそのときに確認させていただいたと思います。当然今後マスタープランの変更とか、そういうものを行っていくべきときにその変更理由の必要性とか、そういうものを調査して分析しながら、例えば今おっしゃってます第一種低層住居の40の60の地域が、50の80であるべき姿が当然考えられるというふうなやはり理由づけが必要になってきますので、そういうことを調査を一緒にしながら検討はするべきと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

その調査とか検討とか言われるけど、どんどんどんどん年々たっていくんですよ。どんどんどんどん一つ一つ年とっていつてるんですよ、みんなが。だから今言うように帰ってこれないんですよ、家に。財産分けようにも分けられんとです、家建てられんから。だから言ってるんですよ。そこをしたけんって、粕屋町がどっか負担せないかんことありますか。ないでしょう。さっきから財政のどうのこうのじゃない、そんな財政等に何も関係ないんですよ、これは。一個一個の財産なんですよ。その有効活用をやってほしいし、その権限が粕屋町にあるから言うんですよ、私は。これがまた県で言わっしゃあなら、また県に行きますよ、国でも。だから、一遍でできんかもしれんけど1かずつぐらいできるようなことを言わっしゃったですよ、ちゃんと。それは太田議員も一緒に行つとるから知つとるはずですよ。だから、私は、年とらんのならいいですよ、人間が。一年一年延んだら、私最初の質問から何年かかっていますか、今。私が今言うこと10年になりますから、これで4回目ぐらいになるから、もう8年ぐらいたつてると思うんですよ、これ。だから言うんですよ。だから、おたくたちにはその現実的なことわかつたらんかもしれんけど、今私によく相談あるのは墓の問題とか、そんなことなんですよ。息子が帰ってきたいけど家建てられんからどうかならんかとか、粕屋町買おうと思つたら今35万円ですよ。買いきりますか。そして、今は50坪以上でしょう。今度は何か知らんけど、この前から60坪にするようなことをちらつと言わっしゃあけど、それは構わんとですたい。今ある土地の再利用なんです、私は。今現実的にやつと払い終わつて息子たちが帰ってきて家建て替えろかといったときに、建てられんから言よんですよ、ずっと。売ろうにも売られん、安い。だから、ここの財政と同じですよ。財政がないから、ないからと言わっしゃあけど、個人の財産が財政ですよ、粕屋町でいえば。それが大事ですよ、粕屋町がどげんなろうより本人たちの財産なんです、あれは、40坪が。だから、そこを再利用させてくださいって言いようだけですよ。だから、それが粕屋町ができんならともかく、粕屋町は権限あるんですから、さっき言われるように理由も何もいらんとですよ。だから、考える必要も何もない。しようと思つたらできることでしよう、それが。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一氏）

何度も久我議員にも申しますけど、できるもんならすぐやってるんですよ。私たちも、したくないということは何も言ってませんよ。できないから県とかにも、権限は粕屋町にあると言いますが、やっぱり県の最終的な判断を伺わないかんですよ。そのときにこういう確かなる、確たる理由がないとだめですよと言われるん

ですよ。それでできるならすぐやっていますよ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、今まで県にそんなこと言ったことあります。私、課長と話しますけど、そんなことないですよ。理由を言うたら最もやなって言わっしゃあですよ、いつも。そして、県は何を恐れてるかといったら、そこに何百坪の大きい家を建てるのが嫌って言うんですよ。ビルやら建ったら困るから、それはやめてくださいということなんですよ。だけん、それについて別に県に何か行かれたことありますか、誰か。

◎議長（進藤啓一君）

建ぺい率と都市計画の関係だと思いますが、明解に。

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

都市計画の中でちょっと用途区域の変更の見直しということについてのご質問でございますので、一般的な話から少しさせていただきますと思います。

確かに県のほうへ行きまして、先ほど申しましたように粕屋町が決定する事項であるというのは先ほども申しておりますし、そこは全然県がやることですよというのを今後も申し上げることもございませぬけれども、もともと用途地域というのは良好な住居空間を保護する地域や商業あるいは工業等の業務の利便性を増進する地域を定めることによりまして、秩序ある土地利用の利用で良好な都市空間の形成や発展を図り、市街地を形にした、現段階では平成8年に私ども粕屋町につきましては、まあ県とも同時ですけれども、12種類の用途区域に8年に変更しております。そのときに、住居区域から一種低層とか二種低層とか、そういう個々分かれた建築規制を定めたところでございます。

見直しにつきましては、国のほうも慎重的確に行うべきと、その際には過去から現在に至る人口、あるいは産業、土地利用の状況、また地区別建築状況等を総合的に調査分析しながら、その結果を受けて、ここでちょっと県が出てくるんですけども、県の整備開発または保全の方針であります県区域マスタープラン、県がつくっている区域マスタープランでございます、あるいは町が作成しております市町村の都市計画に関する基本的な方針、これはいわゆる町のマスタープランでございます、その中に土地利用のございます計画に即したものを総合的に見直しすることが原則というふうにされております。

そういったことがございますので、先ほども申しましたように調査分析という当

然必要がございます。マスタープランのいずれその時期がやってくる、そういう時期にあわせて、今のような事例もあわせて調査を行えばなというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

いいですか。だから私はもう行政に、返事は町長にしてほしいというのはそこなんです。書いてあるんです、ちゃんと言葉もきれいに。だからゴッホと言ったんですよ。よくわからんと、良すぎて。だから現実を見てほしいというのが私の意見なんですよね。今はしようと思えますとって、いつになるかわからんやないですか。いっつも私が言うでしょう、思いますとか、だろーと思えますとか、考えますとか、誰でもできますよ、そんな返事は。だから、現実できることをやってほしいとって町長に答えしてくださいと言ったんですよ。だから、今まちづくりして、こんないい本も出てますよ。こんなきれいなこと書いてあるんです、読めば読むほど、環境じゃ何じゃ。だから、それで結局やおいかんから、今現実の人が何百世帯かあるんですよ、それが。40坪で40の60のところ。だから言うんですよ、今のうちに、このマスタープランができてこの5次計画しようから、今のうちに変えられるっちゃんないかなということで質問しよんですよね。現実的に相談はあるんですよ、これ。子どもたちの、さっき言ったように400万円ぐらいで家建てるって、建てられないんですよ。だから、親んとこ帰ってきて家建て替えろか言ったら、24坪しかないと一緒に住まれんとですよ。いなか帰ってきたときに泊まれんとですよ、子ども3人やら4人連れて帰ってきたら。寝るところないんですよ。そんな家が現実なんですよ。だから、この際8坪、24坪、36坪、37坪かな、とにかく2部屋分広くなるんですよね、80にしたら。だから、そこを。したから言うて、近所に迷惑かくうわけでも何でもなし、環境が悪くなるでも何でもなしなんですよ。高さは10メートルって決まっとうし、1メートル下げてもいいんですよ、容積を緩和すれば。だから、それを今から検討しますとか何か言ったら、いつになるかわからんやないですか。私も死ぬ、ここにおられる人がかわったら、またそのときにそんな返事になりますよね、さっき言ったごと。4年前の返事でもこれわからんから今から調査しますという話ですから。だから、決断をしてほしいというのが私の現状なんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

当初から担当の係はかわっていないと思います。ですから、それからの経過について今所管の課長も答えたと思います。なかなかこういったことにつきましては平行線でございますので、この議会終了後、副町長と課長と一緒に同伴して県のほうに行ってください。私も指示しますから。そしてしっかりと話していただいて、次のマスタープランに反映できるような前向きな議論をしていただいて、そこで今後そういったことが言わなくていいように交渉していただければと思っております。ですから今後、今から副町長にも一緒に行くように言いますから、それでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

ただ、今度のマスタープランでいったら5年後か何かでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

次年度のマスタープランの中間見直しというのは、現行が22年でございますので、10年経過を、32年の作成。その前には当然調査あたりを2年半ぐらい前から大体その準備に取りかかる予定にしておりますので、そういう作業はそのときから、マスタープランの見直しの準備段階はそういう時期から入っていく予定にしております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

ただそんなふうでできることをやってほしいだけなんですよ、私は。これやったけんって粕屋町が変わるわけでも何でもないじゃないですか。個人がよくなるだけなんですよ。みんなが喜ぶんですよ。だから言いよんですよ。これ粕屋町に負担せれとかと言うわけでも何でもないし、だから言いようだけです。だから、今言うように32年、その前につちゅうとあと2年後、そしたらそれだけまた死ぬ人も増えますよ。ただ、こんなことは早く決断してほしいから私もずっと、町長も知ってあるようにずっと言ってますから、現実的に考えてほしいつちゅうだけなんですよね。だから、県に行かんでもいいんですよ。県は何回も同じこと聞いとるから、私も。だから、副町長が行ったって同じことなんです、本当の話。あとは粕屋町の決断なんです。それだけです。

私の質問を終わります。

(11番 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

13番山脇秀隆議員。

(13番 山脇秀隆君 登壇)

◎13番（山脇秀隆君）

13番山脇秀隆であります。最後になりますので、質問をしたいと思いますが、今回の通告書によりますと、昨日本田議員の質問の中で私の聞きたいことはほぼ出尽くしているのかなということもありますけれども、違った観点ができればいいのかなということで、再度質問、確認の意味で質問していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、質問のさきに、議会当初に議長のほうから熊本の冥福を祈って黙祷がささげられました。昨日は木村優子議員のほうからお見舞い、お悔やみの言葉が寄せられました。本日は、この場をかりて私のほうから4月14日、16日以降におきましたこの地震により被災され亡くなられた方のご冥福と罹災された多くの方のお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うということをお伝えしたいと思えます。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は、平成28年度予算の編成について質問をしたいと思えます。

平成28年度から10年間の基本構想である粕屋町第5次総合計画が策定され、基本計画となる5年間の前期総合計画が決定し、実現に向けた取り組みがこれから実施されます。また、あわせてこの総合計画をもとに平成27年度から5か年の総合戦略も策定され、積極的に粕屋町のまち・ひと・しごとの創生総合戦略も実行に向けた取り組みが行われてきます。当然に粕屋町の人口ビジョンも積極的に目標を掲げ、10年後には5万人を超えるように想定されております。大事なスタートとなる本年は、この計画に沿った重点施策の実施に向けた予算編成がなされていると思えます。総合計画と総合戦略から成る町長の予算編成の考え方や具体的な施策をお聞きしたいと思えます。予算の概要書をもとに質問をしてまいりたいと思えます。

まず、今年度予算編成に当たり、昨日の質問で予算編成の考え方が述べられました。来年度予算については、職員のやる気度を十二分に向上させるため職員自らに事業提案を求め、それに係る予算を部全体でまとめ、枠組み予算として配分を行う。また、必要であると認めるときは追加して配分するというものであります。上からの押しつけ予算ではなく、下からのボトムアップ予算であるということであり、このことについて間違いはないか後で確認をしたいというのが一点。それ

と、枠組み予算とはどういった方式か聞かせていただきたい。一応この2点をまずお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日本田議員のほうでお伝えいたしましたけども、やはり今からの事業につきましては各課でしっかりと精査いただきまして、今後粕屋町がどのような事業をやっていくべきかというものを計画していただきたいと思っております。そういった中で、やはり入りをはからないけないということわざがありますね、入りをはかりて出を制すというですね。ですから、入りが100とすれば85か90、90までいかないかわかりませんが85ぐらいを予算配分してその中で事業をやっていくというような、これは私は自分自身はそのように考えておりますけども、経営政策課のほうがどのような配分で最終的にはどの補正予算の分ぐらいを残していくかというものは自分たちで企画していただきたいと私は思っております。いざというときに必ずそういった補正を組まなければならないということがありますから、全額の配分というものはないと思います。ですから、補正のことも考えながら枠配分をさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

先ほど安藤議員の質問の回答の中で、事業案については執行部が指示するのではなく職員から上がってくるのを期待するということでありました。議員が提案しても、しょせん所管の職員がそう思わなければ実施できないのかなというような感覚に、ちょっと町長の答えを聞いてそう思ったんで、この場で町長に対して議員提案する意味があるのかなというのがあったんで、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり基本的には上の方で決めて現場は全くわからないまま事業が決まっていることは避けたいと私は思っております。そういった中で、みんながやる気を出すような形、そしてしっかりと議員の方も、いろんな方が町長室においでいただきますけども、やはり直接町長に頼んでしていただくという今までのやり方が見えます。そういった中で、来られたら担当課の方でぜひ訴えてくださいと、そしてしっかりとその必要性というものを訴えていただいて所管から上げていただきたいと思

いますということでお伝えしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ということで、町長に提案しなければいけないものは町長に、所管の課長に提案しなければいけないものは課長にというふうな感覚でいいのかなというふうにちょっと今お話聞いてて思いました。

であるならば、私はこれからする提案とかそういうのは所管の課長がしっかり聞いていただいて、それを後しっかり考えていただいて部でまとめていただいてあと町長に報告をしていただくと、そういう流れでこれから進んでいくのかなというふうな判断でございますので、私たち議員も積極的に課長さんあたりをお願いをして、こういうことだからこういう施策をやってくれというようなことを強く要望してまいりますので、今後は今町長が言われたように進めていっていただきたいなと思いますので心してくださいっていうのはちょっと行き過ぎた言い方かもしれませんが、しっかり対応をお願いしたいと思いますので、今後ともこの場をかりてお願いをしたいと。よろしく願いいたします。

それでは、当初予算の後に策定されます予算の概要書というのがつくられますけれども、それに従って質問を幾つかしていきたいというふうに思います。

町長の考える協働のまちづくりは、公民館を地域活動拠点とし、コミュニティーの活性化や防災防犯の役割をボランティアや各行政区に協働を求めています。しかしながら、人口の増加や次世代の流入など、昔ながらの自治組織が正常に運営できなくなってきているのが現状であります。昨日の質問で町長は、町の行事が多いことから区長などの役職の受け手がないのではないかと、行事のスリム化が必要なのではと言われました。行事のスリム化ということがどういうことなのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

過去営々と続けられている行事、これはもう達成しているのかしていないかっていう、そういった精査も必要ではないかなと思っております。そして、新しくこういったものをやりたいと、新しいものはすぐ追加でできますが、なかなかそれに見合う事業が切れないというところがありますから、そういったところでやはりどんどんどんどん行事が増えていくのではないかな、だからみんなが忙しくなるのでは

ないかと私は思っております。ボランティアでする限度というものがあると思えます。ですから、そういったものはしっかりと精査しながらやっていくべきではないかなと私は思っております。

それと、昨日は婦人会を例に出して言いましたけども、婦人会のほうもやはり会長、今は小さいですけどもありますけども、昔は800人、900人のレベルの婦人会がございました。そういう中で代表となって会長となる、そして会長になったらあらゆる委員会の女性の代表といった形で物すごい量の中で入っていかなければならないと。これが会長が回ってきたときにとても私たちはできないというような、だからそういった役員が回ってきたときに私たちはできないということがありまして、会を退かれたということも一部聞いております。そういった中で、それはやはり行政も一緒ではなかろうかと思っておりますので、行政も一緒に合同してやられるものはやる、そういった目的が達成したものは切るというような、そういった判断が今からは必要になるのではないかなと思っておりますので、そういった答弁をいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今の答弁では、行事のスリム化という、行事の精査をしながら自治組織の役割を軽減させ、本来の自治組織の姿に戻そうという考え方だろうというふうに思いました。

私は、ちょっと違った点からこの問題について考えてみたんですが、地元区における自治組織のあり方からちょっとヒントを得て考えてみました。町長は、スポーツ振興に力を入れています。特に、ジュニア関連のスポーツには地域を巻き込む力が備わっております。地域住民のつながりは、スポーツを通して使われたあげくは地域自治組織とのかかわりも強くなり、自分の地域は自分たちで守るという意識に向かうのは実証済みであります。しかし、これは一部のかかわりがある人たちだけであり、それ以外でのさまざまな分野でも培う必要があるのではないかというふうに考えます。そういった面から文化芸術も大切な要素だというふうに考えておりますが、この文化芸術という面に関しまして町長の見解を聞きたいなと思えますので、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり地域の住民の皆様には体育協会がある反面、文化協会もございます。です

から、やはり文化というものを認めておられる方は非常に多いと思います。私は一つは、先ほど議員おっしゃいますようにスポーツクラブの中でその地域が核となればという意識でございます。そういった中で皆さんを巻き込んで守っていけばという意識でございます。しかしながら、文化系が全くそうではないかということではありません。やはり文化系もしっかりとやっていただくということがございますので、文化を伸ばせるものであればしっかりと伸ばしてまいりたいと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今町長もしっかり文化に対しての力強い応援を述べていただいたと思います。文化とは、芸術や文学などを進展させ、その結果を文化ということなんで、今粕屋町は文化あふれる緑の町ですかね、一応そういう文言もあると思いますんで、文化の向上についてはこれは問題なく、必要欠くべからざるものだというふうに認識をしておりますし、市制に向けた取り組みの中ではこれは絶対ないがしろにはいけないものだというふうに自分たちも考えておりますんで、町が大きくなっていく、それにつれてやっぱり文化芸術も進展していかなきゃいけないというのが考えの中にあるので、この辺は今しっかり応援をしていただくということでご理解をさせていただきたいと思います。

続きまして、本年度より新教育長制度となり、町長が学校教育にかかわりを持つことができるようになりました。学校経営計画発表会が去る5月20日に開催され、毎年5月に計画の発表があり、翌年2月にその成果発表が行われます。今回で第4回目を迎えたということでありまして。主テーマは町の方針で学力の向上と不登校の問題であります。それに沿った形で各小学校の校長先生が行いますが、これも教育振興事業の一環であるかというふうに思っております。成り立ちについては昨日教育長が言われたとおりでありますので、割愛をさせていただきたいと思います。

この新学習指導要領に沿った教育方針ではあるとは思いますが、これまでの学校経営発表会では英語教育に関しての報告はなかったように思います。平成28年度中に国は学習指導要領の改訂を実施するというふうに聞いております。英語教育に関して新しい方針が打ち出されるということでありまして。これにより中学校まで英検3級程度を目指すという自治体も出てきておりますので、教育長に、指導要領の改訂の中身についてちょっとお聞かせ願えたらなと思います。また、取り組みがもしこの観点についてあれば、あわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いま

す。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

小・中学校の英語教育、これも新学習指導要領、30年、31年から入ってくるわけなんですけど、まずその新学習指導要領につきましての基本的な考えを最初述べさせていただきます。

まず、これまで生きる力、もしくは確かな学力ということで詰め込み主義、もしくはゆとり主義だということがずっと言われてきたんですが、今回はそういったことにとらわれずに、まず学力の捉え方としては知識、技能、それから思考判断、表現力、そして主体的、協働的に学ぶといういわゆるアクティブラーニング、この3つを学力の3要素といたしまして、主に具体的に述べられているのが何を学ぶのか、学んで何をするのか、どう学ぶのかということをお大事にする事業、これが今度の新学習指導要領の柱になっております。その中で特別の教科は道徳、これを教科指導とは違って、これまで道徳、特活、そして総合的な学習、それと教科という4領域でございましたが、道徳が教科になると。しかし、これは5段階評価もしくは到達度評価とは違って文章評価をするというのがあります。もう一つの目玉が、今山脇議員がご指摘になりました英語教育でございます。英語教育につきましては、今後小学校でも、ちょっと不確かでございますが、3、4年生で聞く、話すという活動、そして5年、6年で今度は読む、書くという、これが中学1年生で今までやってきたことが小学校におりてきます。そして、中学校では、もう当然高校もそうなんですけど、英語で50分間の授業を受けるという、こういった基本的な柱が出ております。今からというか、今年から実は英語教員、3か年間をかけて英語の特別研修を受けるという制度が始まっております、中学校。そして、今年から小・中学校の採用試験において、中学校の英語教員は英語の免許証を持っているわけですから、小学校も併願できるというような制度もとっているようです。そういった形で英語が随分学校教育の中に入ってくるのではないかとございまして。それで、英語の教員もある程度TOEICとか英語検定2級以上を習得するというのを県のほうは強く申し上げていることを追加して終わりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。大学受験のときに今英検2級取つてると結構受験が楽になるというか、それを判断基準にするというふうな大学も結構今から出てきてる。

将来必ずそういうものが必要になってくるというふうにもあるんですね。この件については、町長は各課の頭がそれを提案しろということでございますので、今から提案をさせていただきますので、しっかり町長に上げていただきたいなと思いますし、また後で町長の考えを聞きたいと思います。

静岡県沼津市では、今年度より英検3級の英語の検定料の補助を行うということでありまして。対象は中学生で、卒業までに3級を受験し合格できるように支援するというものであります。在学中に1回1,600円を上限に半額を補助するというものであります。非常によい取り組みだと思いますので、今これから英語が大事なグローバル化した社会、当然今何もかも横文字が増えてきてまして、将来、教育長も学校経営発表会の中でも言われたと思うんですけど、今できる仕事は6割なくなりますよというお話でした。当然これから英語圏、東南アジアの人たちというのはほとんど英語で授業をしてるんですね。仕事を取ってかわられてしまう可能性だってあると思うんです。だから、今日本がやらなきゃいけないっていうのは、やっぱり英語力をしっかり、バイリンガルで、要するに2カ国語以上話せるようにしてないともう通用しなくなってきたというのが今のこれからの社会だろうというふうに思いますので、粕屋町にとってもやっぱりしっかりその辺が学習指導の中でできていかないかと思っていますので、今みたいな補助ができるのであれば、わずかな考え方だと思いますので、しっかり町長のほうに提案をしていただきたいと思いますので、町長は今の話を聞いて見解をちょっと述べていただいているんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も結構海外のほうに昔は行っておりましたけども、非常に会話ができない、そしてヒアリングができない、でみんなが笑ってても自分たちは笑えないという、そういうときに出くわしております。そういった中で、先ほどからグローバル化ということも安藤議員のほうからも提案されておりますが、やはりそういった認識の中で子どもたちを支えるということは重要ではないかなと思っておりますので、これはこれからの予算の範囲の中でしっかりと優先順位が上に上がって提案していくということが重要であると思っておりますので、理解はしっかりとしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そういうお言葉をいただきましたので、しっかり上位につけていただいて提案を

していただきたいというふうに教育長にはお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。何か言いたいですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

温かいお言葉ありがとうございました。英語の教員は、先ほど3年間という研修をちょっとお話しさせていただきました。一言追加がありましたので手を上げたんですが、実は2級だったと思うんですね、1級じゃなかったと思うんですが、2級でしたかね、この受験料は県が補助をするということです。だから、全部の英語の教員にその資格を取らせるということで、これは県費のほうでやられるそうです。英語の先生です。なので、今生徒にもというお話、非常にありがたい発想だったと思います。またそれを議員さんから言っていたということなので非常に心強く思いますので、ぜひこれは町長と考えたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

続きまして、今回熊本の地震で多くの水道管が破損し、水の大切さがより強く感じられました。町長は災害を見て、町がどうするかを考えるとされました。今年度は安全で安心な水環境の基盤強化を掲げていますが、経営戦略の一環で水道ビジョンを作成するとあります。中・長期的な取り組みとありますが、水道事業計画がどういったものかを聞きたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから正確に答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

質問にお答えいたします。

水道ビジョンとは、平成16年に今後の水道に関する重点的な政策課題、その課題に対処するために具体的な政策及びその方策、工程等を包括的に明示する水道ビジョンを公表されました。それから、平成25年に新しく新水道ビジョンというものが公表されております。粕屋町におきましても、地震等を踏まえ強靱で安心な水道の事業を目指すために、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明

示するとともに具現化するために方針を明示するものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

これは今50年後、60年後というお話しされましたが、中・長期、中期という部分で、これはアセスマネジメントというか水道料金の増減にかかわるものにここを活用しながら言及したいというような書き方されてますよね。だから、中・長期では財政的なものとか、そういうものをやるわけでしょう。今、5、60年後の長期的な話をされてるので、そうじゃないなとちょっと思ってるんですけど、どうなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

返事をしてくださいね、わかりませんから。

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

設定期間といたしましては、当面の目標点をおおむね10年後とし、50年、100年先の将来を見据えた理想像を表示するものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この計画、財政的なものも含めながら、財政計画も当然あるわけですよ、この水道ビジョンの中に10年後という流れの中で。これが今年度つくるってことは、38年ということは水道料金はその間は上がらないと、下げもしないし上げもしないという考え方でいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

水道料金に関しましては、5年ごとの見直しといいますか検証はやっていくつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると、この水道ビジョンというのを、粕屋町水道ビジョンというのをつくるわけですよ。だから10年後の計画というか、その5年ごとにこれを基準に言及していくというような書き方されてるんですね、水道料金を。ということは、これ

も5年ごとに見直さないと意味がないんじゃないんですか。5年後に水道料金見直すというか、計画的には10年後だから変わりませんよね。一定ですよ、考え方は。だけど、これは5年ごとに水道料金はその水道ビジョンを見ながらそれを基準として判断していきますよって話ですよ。そういう感覚ですか。ということはもう5年後には上がるのか下がるのかというのはわかるってことですか。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

水道ビジョンは、料金を改定とか、そういう資料にするために策定するものではございません。将来を見据えて健全な水道、3つのあれがありますけども、持続、安全、強靱という3つの観点から水道ビジョンを作成するものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

すみませんね、私ちょっと資料をもらってそれを読ませていただいて、ああ、水道ビジョンがこの水道料金の増減にかかわる中・長期的な財政計画を見るというふうに書いてあるんですよ。要するに増減を水道ビジョンを基準に考えて、そこで判断して水道料金の増減に反映させますっていうふうに書いてあるんですよ。だから、この水道ビジョンと今水道料金の増減が全く関係ないようなお話をちょっとされてたんですけど、この資料もらったのも全く違うという感覚でいいんですかね。水道課でちょっといただいたんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

私はちょっと資料を、ちょうどそのときいなかったもので後で確認させてはいるんですけど、2行ぐらいでビジョンとはどういうものかということ佐藤主幹のほうに伝えたということは聞いております。

◎13番（山脇秀隆君）

その下にアセスマネジメントって書いてありますよね。それは水道ビジョンを参考というか基準に水道料金の増減に言及しますって書いてある。それはどういう意味ですか。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

アセットマネジメントは資産管理ということで、別にまた設けるものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それが水道料金の増減にどう、何を基準にそれを考えるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

これも直接水道料金を定めるものではなくて、長期的に継続的に将来にわたって水道事業が行えるように策定するものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

多分理解の違いだと思いますんで、ここでは幾ら言っても多分話はあわないんじゃないか。自分はそういうふうに、そのアセットマネジメントの中に水道ビジョンを基準にして書いてあったんですよね、参考にとというか。参考等じゃなくても基準にっていう。だから、そういう増減を考える上でそういった基準ができれば、ああ、いいことだなと。要するに、町民の方に何で上がったのか何で下がったのか説明ができる基準が水道ビジョンによってできるんだなという解釈をしたんですね。だから、これはいいことだから水道ビジョンはいいよねということをここで言おうかなと思ったんですけど、それは撤回させていただきます。

じゃ、その件についてはまた後日、上下水道課に行ってまたお話を詳しく聞きたいと思います、資料見ながらですね。

続きまして、社会保障関連に当初予算で123億5,476万円を計上しております。子育て支援には学童保育、町立保育所、幼稚園やかすやこども館の開館による運営、乳幼児から子どもまでの医療費の助成の拡大などに力を入れ、高齢者支援については感染症予防事業や前期高齢者支援事業、介護国民健康保険を含め赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを提唱しております。

しかし、一方では子どもの貧困、児童虐待、独居老人の生活安定など課題も多いように思います。ひとり親家庭の子どもの貧困率は全国ワースト4位の福岡県では約19.9%で、粕屋町も100世帯くらいあると考えられます。独居老人は、2016年4月1日時点で65歳以上の高齢者の1割ほどの1,815世帯がひとり暮らしであります。この割合は今後さらに増え続けていくことが予想されており、行政による対策

はもちろん、地域社会ぐるみで独居老人にかかわるトラブルや万一の場合の対策を講じることが急務とされております。こうした課題に対して、町の取り組みを聞きます。関係課所管、介護支援ですよ。ひとり親家庭。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

今の質問は、独居老人対策ということでお答えすればよろしいのでしょうか。

◎13番（山脇秀隆君）

独居老人のそういった支援について、取り組んでなかったら取り組んでないでいいんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、貧困対策につきましては、ひとり親対策等々医療の補助とか、そこら辺については拡充をさせてきていただいているというふうに思っております。

それから、独居老人対策につきましては、町内でも残念なことに独居の高齢者の方がお亡くなりになるというふうなこともなっておりますので、通報装置等々の申請があればそれを設置をさせていただいているというふうな形で対策をとらせていただいております。何よりも民生児童委員さん等々のお力を借りながら、地域のご理解を賜りながら独居老人のお弁当の配布とか、そのようなところで日ごろの見守りの活動等々にも力を尽くしていただいているというふうに感じております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

公的な支援というのは多分いろいろあると思うんですね。私が言いたいのは、自治体として何ができるのかなど。国の支援とかそういうのは当然窓口としてやるんだろうというふうに思うわけですよ。だけど、町として何ができるのかなど。だから、今さっきも町長が言われたように各課がやっぱりそういう意識に立って、うちの町で何ができるんだろうか、どういった応援できるんだろうかとか考えてほしいというのが一つあるんですね。例えばお米券を発行しているということもありましたね、貧困家庭に、ひとり親家庭のところに米券を配付して、要するに貧困というのは食べ物がないという部分ですので、それをお金じゃなくてお米で渡そう

と、お米券で渡そうという取り組みだというふうに、それも自治体なんですね。だから、粕屋町に例えば100世帯ぐらいあると想定されるわけですよ、福岡県が19.9%ひとり親家庭。ということは、うちで計算したら大体100世帯ぐらいあるという想定ですよ。100人の子どもたちが、まあ100人以上の子どもたちが貧困で悩んでというのが現実にあるんだよということをまず把握してほしいというのがありますね。で、どうやってその子どもたちを支援していこうかということが一つ上げられると思います。また、高齢者、ひとり親、これ1,815世帯、教えてもらいましたけどいらっしゃるということなんです。結構な人数ですよ。いろんな詐欺の問題であるとか、いろんな問題があるから、こういう人たちにどうやって町としてかわりを持って支援していくのかわからないのはあると思うんで、その辺はしっかり予算をやっぱりつくっていただいて、提案として出してほしいんです。だから、うちの町がやってないじゃなくて、こういうことをやってますって言いたいので、やっぱりその辺は各課の部長なり課長が町としての取り組みをしっかりと訴えできるようになっていきたいというのが今回の要望であります。

続きまして、広域な視点に立った行政サービスを上げております。

現在志免町と宇美町と連携した自動交付機を利用した証明書の交付サービスを行っています。町内においては人口の増加や遠隔地の交通弱者に対する出張所などの行政サービスが求められ、市制に向けた整備が今後考えられます。こういった行政サービスについては、この間の議会報告会において九州大学農場跡地の活用の中で議員さんと町民の方の意見の取り交わしが行われて、いろんな意見が出ました。本田議員の質問の中で出張所があったらいいよねというの、私もすごく賛成でありまして、そういった意味でどの辺が、そういう町有地があちこちあるわけじゃないので、どの辺がって考えたときにちょうど九大農場があるよねって、上下で分かれたらいいよねと。本田さんの提案を私が乗っ取ることはないんですけど、私もいいと思ったんで、この場でちょっと町長に考え方を聞きたいなというのがあってですね。

そういった意味で、例えば有名校の誘致であるとか企業の誘致、農業体験ゾーンであるとか博物館の建設、それとか特別支援の学校をつくってほしいと、糟屋郡のですね、そういうのをつくったらどうだろうかという町民の方の意見もありました。そういったことを行うにしても、全部買えるわけじゃないと。ただ、やっぱり町として行政サービスを行う公共施設の用地っていうのは、僕は必ずいるんじゃないかと、あの場所に。だから、それはやっぱり町として買う準備をしておくべきじゃないかなというふうにちょっと思いましたんで、そこが何に使われるかどうかは今後の検討課題だと思いますけど、ただ町としてそれを買う予定をしておく必要が

あるということで、ちょっと町長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今の九州大学農場跡地に文化財が出ております。そういった中で、必ずこれは所管の行政のほうは買わなくてはならないという原則がございます。そういった中で、どれぐらいの面積になるかというものはまだはっきりしておりませんが、今後文化庁とそういった協議は行ってまいらなければならないと思っておりますけれども、4丁ぐらいだったかな。おおむねあの広さは4丁ぐらいでございます。その中でどのぐらいの枠組みで行政が買ってくださと言われるのかというものはわかりませんが、そういった購入しなければならないということがございますので、そこについては開発はできませんので、そういったものについては公園等で管理しなくてはならないのかなとは思っております。しかしながら、将来的にはこの九大農場跡地につきましてはみんなの中で考えていくべきでございますし、またその中でも九大農場をどのような形で自分たちが今までいた足跡を残すかというものも検討されておるように聞きますので、やはりそういった中で一概に町がこれやってみてくださというだけではないで、やはり全体として粕屋町がよくなるような施策をお願いしながら、この九大跡地の対策にしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

全体的に考えてということなんで、必ず必要だというふうに私も多分出てくるんじゃないかなと、将来ですね。そのときにしっかり考えていただければというふうに思います。

一応予算の概要書に従って質問をしてきました。

次に総合戦略、要するに第5次総合計画が上位法とすれば、その下に総合戦略があるというふうな山本元課長のお話でありましたので、今回も総合戦略、人口ビジョン含めて出されていると思いますので、その辺につきまして若干質問をさせていただきたいと思っております。

総合戦略では平成27年度から5年後の粕屋町を活力があり、子育て世代に優しく、誰もが安心できる協働でつくるまちづくりを目標としております。粕屋町の人口ビジョンでは2025年の将来人口フレームを5万2,000人としており、平成31年に4万8,000人に達するとしております。町長は施策に人口の増加は考えていない、

増加することによる公共施設の増築や運営による予算が増えて財政が持たないというような考えであったかなというふうに思います。

本来、総合戦略は町の人口を増やすための具体的な取り組みであるというふうに思っております。人の流れや仕事を考え、若い世代に対する支援を行うことであるというふうに認識をしております。そのための効果的な施策が求められるっていうことではありますが、再度町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

人口が増えるということはいいことであると思っておりますが、無理に人口を増やす必要はないと思っております。そういった中で、やはり住みたい、住み続けたいという、そういった意識を持ったような人口の増加というものを私は期待いたしております。そういった中で、この糟屋地域の中で働く場所があったらいいかなという思いもしておりますし、どうしても福岡市のベッドタウンといった形で思いがちでございますけども、やはり今までベッドタウンで開発して成功した例は余り聞いたことはない。最終的には30年後になれば空洞化してくるという、そういったことじゃなくて、やはりなぜ東京あたりが随時人がかわっても人口が減らないかということ、そこにやはり産業があつて企業があつて、働く場所があつて住みやすいという、そういったことがあると思っておりますので、うちの条件であります空港から10分ぐらいで届く、そして博多駅でも10分で行く、それからインターでは真下にいるっていう、こういった立地条件はめったによその地域ではないと思っておりますから、こういった利便性の活用というのは必ず私は成功すると思っておりますので、そういった中で企業誘致をしながら、そういった方が住みたい、住み続けたいというようなそういった意識の中で人口が増えていけばなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

住みやすい町があれば自然に人が増えるという逆からの見方だというふうに思いました。それはうちの町の特質だというふうに認識をしておりますので、それで私もいいと思っております。

その住みやすい町、今いろんな面でありますけれども、ひとつ考えられるのが、総合戦略では活力ある町を創出する方向性として交流イベントの推進を掲げています。町外に情報を発信し、バラ祭りやよさこい粕屋祭りなど駕与丁公園の交流広場

などを活用して粕屋町の魅力を外に発信し、毎年イベントが開催されております。風車があるイベント広場に屋外ステージを建築してはどうかというふうを考えて、毎回バラ祭りとか参加して、どうせまた舞台をわざわざ設置するよりも、もともとここにこういうものがあつたらもっといいんじゃないかなというふうにちょっと思いましたんで、そういうふうな提案をしたいなというのがあって、やっております。

それで、当然若者のライブ会場でやったりイベントの舞台であつたり、さまざまな屋外イベントに活用できるというふうを考えられると思います。水鳥橋の再建については次年度以降というふうなこともありましたし、当然もし橋をかけるとなれば早くから設計をしなきゃいけないっていうようなことにもなるかと思ひますんで、最低でも来年から、もしかけかえるとなれば当然設計委託料というのも予算も計上されてくるかと思ひますんで、その時期にあわせてこれを、屋外イベントの建築っていうのもそんなにお金かかることじゃないと思ひんで、考えてみてはどうかと思ひます。見解だけ教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私もいろんなところへ行きますと、そういった自然的な会場というものが見てございます。そういった中で、設置というのはやはり何百万円、350万円ぐらいかかるんですかね、そういったことが毎年かかっておるようでございますので、それを積み上げますとやはり自然なステージっていいですか、そういったものを設置するということは私はやぶさかではないと思ひます。将来のビジョンとしてこの駕与丁公園の使用目的、発展ということから考えながら、そういったものも検討していくべきものではないかなと思ひております。あとは最終的には財政でございますので、財政をいかに節約しながら、そういった必ず使わないかんときに使うというような、そういったものでやっていけたらと思ひております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。財政的によくなるかどうかというのは、そのときの町長が判断することだろうというふうに思ひますので、もしそういう時期が来ましたら今の件についてしっかり検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、子どもたちの健全な育成において、総合戦略ではスポーツや文化活動を軸に取り組むとしております。ジュニアスポーツは各行政区において積極的に子どもたちを支援して活動しております。ジュニアソフトボール、ジュニアバレーボール、女子フットベースボールなどはクラブ化しており、活発な町内外との試合など、その活動範囲も広がってきております。そこでの課題はやっぱり金銭的な負担にあるようで、独自に廃品回収などでその運営費を捻出しているのが現状であります。スポーツ基金の創設を期待する人も多くいます。

また、文化活動においてはその基盤となる支援組織が弱いこともあり、少ない指導者の誠意によって活動が行われているのが現状のようであります。そうしたそれぞれの課題に対する支援が求められております。

粕屋町にはサンレイク粕屋という文化施設がありますが、貸し館業が中心となっており、文化芸術発信とまではなかなかいかないようであります。芸術法の施行に伴い、さくらホールを中心とした文化拠点の発信を行う芸術文化振興計画の策定を前町長のときに提案いたしました。が、いまだ策定されたことを聞いておりません。スポーツ活動と文化活動は同列に普及促進をうたっておりますが、まだまだ子どもたちの文化芸術活動が弱いというふうに思っております。子どもたちの健全な育成の基本的方向性に掲げている施策の問題でありますので、これも担当課所管である課長の決意をちゃんと聞いて、後で町長のほうに報告をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

議員のご質問にお答えをいたします。

今議員言われるように、やっぱりスポーツ活動、文化活動育成は社会教育課にとりましても大変大事な問題ではあると思います。今第5次総合計画の中でも、町民と協働したまちづくりを行う観点からも文化を育んでいくことをより重視していくという、推進していかなければならないというふうに考えております。

文化芸術活動の推進に際しましては、議員ご指摘のように文化芸術の振興の基本となる町の指針、まあ計画になるか指針になるかはちょっと今のところお答えはできませんけども、指針を策定して文化芸術活動を活発に地域で行われるように環境づくりの醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 13 番（山脇秀隆君）

よろしくお願いします。優先順位をつけて、しっかり策定予算をつくって町長に提案をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、協働でつくる安心の町の実現に、地域コミュニティの役割をボランティア活用などの構築で目指しております。

ボランティア情報の一元化にはボランティアセンターの役割が大きいと思いますが、これは総合計画の中での個人からの意見の中で、ボランティアセンターが情報の一元化というのは厳しいんじゃないかっていうことで文言が変わったと、ボランティアセンターじゃなくてボランティア情報の一元化というふうに名前が変わったというふうに聞いておりますが、今当然ボランティアセンターでの一元化というのは厳しいなというふうに、外から見てもそう思いますので、それは正しいことだというふうに認識をしております。

今回熊本の地震で多くの災害ボランティアが活動しておりますが、そうした受け皿となる中核的役割が求められております。今回女性の消防団員が登用されたことは、こうした災害時の活動に大きく貢献できると思います。町長も、地域防災のかなめとして地域消防団を基軸に考えるというふうに言われました。女性消防団員の多角的活用を地域コミュニティの担い手にしてはどうかと考えますが、これは町長に見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今先ほどの安藤議員のほうで答えたと思いますけども、粕屋町の女性団員は7名の定員で、5名が団員として今入団しております。そんな中で、その中では全部役場の職員ということでございます。そういった中で、やっぱり動の仕事については男性が必要であるし危険性も高まると思います。しかしながら、緻密な連絡とか情報管理とか、そういったものは女性もしっかりと活用できると思っておりますし、力を発揮していただけると思っております。女性は女性、男性は男性というような、そういった我々の中で今後活躍していただくような方向性を持ちたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 13 番（山脇秀隆君）

熊本の震災のときに災害ボランティアという形で多くの方が全国から駆けつけた

ってというのがあって、昨日の木村議員の報告の中にも粕屋町がどんな活動したんだろうというのがあって、いろいろそれを聞かせてもらったんですけどね。多分粕屋町の町民の中にも災害ボランティアとして行きたいという方も結構いらっしまったと思うんですね。やっぱり応援に行きたいと、まあ熊本関係の方もいらっしまったと思うし、そういった中で町にそういった受け皿、要するに手配をしてくるか向こうまで運搬してくれるとか、そういうことがあればすごい貢献ができるんじゃないかなとちょっと思ったんで、今回はそういった面でその担い手中核として働く人が女性消防団員ができるんじゃないかなと思ったんでそういう質問をさせていただきましたので、もし活用することが今後あれば、何が起こるかわかりませんが、我が町のことになるかもしれませんが、そういった体制をしっかりと整えていただきたいっていうふうに思います。よろしくをお願いします。

では最後に、当初予算における民生費の割合は36.3%で、歳出の大部分を占めております。医療や年金などの社会保障費の増大で、今後財政を圧迫してくると言われてきております。また、助成金や補助金は今後も増え続けると思われまます。太田議員が社会福祉協議会の補助金の件について、それを聞いたかっただんですけど今回ちょっと残念ながら聞くことができなかつたんで、どういうふうに発展させようかと思ったんですけど、関係する補助団体の厳正な監査を実施しているというふうに聞いておりますので、そういった厳正な監査をするということに対しての町長のお考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これも私も議員のとき、3年か4年前ぐらいにそういった基準をつくられたいうことを記憶いたしております。そういった中で、ただ昔なりの補助金をあそこは幾ら、ここは幾らというような配分ではなくて、やはり基準をしっかりとつくってその中でその金額を決めていくっていう、それがたしか工藤課長のときではなかつたかなと思っております。そういった中で基準をつくっていただいておりますので、その後はそういった基準の中で精査されているものと思っております。そこまでの確認は所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

社会福祉協議会の補助金の算定方法につきましては、まず社会福祉協議会より生活サポーター管理運営事業を除く事業につきまして事業ごとに収支予算額表並びに

人件費の明細である職員支給額調書、個人給与支給額計算表を出してもらい、事業や人件費の説明を受け、額の決定をその都度やってるといような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

別にそこまで聞いたわけじゃないんですが、答えていただきましてありがとうございます。

適正な補助金、助成金というのは必要、それを審査するというのは必ずそれはやっていかなければいけないというふうに思っております。

職員体制については、昨日本田議員のほうで質問が出まして、限られた職員で適材適所の配置で事に当たっていると。能力のある職員を登用し現業職に力を入れていくというふうなことであったかというふうに思います。そうした中、マニュアルどおりに事を進める余り、町民に対する対応が事務的になっていないのか検証する必要があるのではないかなというふうに思っております。やはり血の通った対応ができるのは、経験を積んだ職員のなせるわざだと思います。若い世代を教育訓練していくことが求められていると思います。適正な助成金や補助金についての申請についてはこれまでと違った厳しい対応で指導されていると思いますが、懇切丁寧な説明や指導が求められていると思います。何事も厳しくする反面、優しさが求められます。その使い分けができるのは熟練された人であろうかというふうに思いますので、再度、行政評価審査委員会っていうのが今まで補助金に対しての適正かどうかっていうのをやってたと思うんですが、昨日の答弁の中でやってないと、今年は。で来年度、今年は総合計画とか総合戦略が策定の段階だったんで来年からやりますというようなお話だったんですね。町長の指示は的確で正解だとは思いますが、現場が、やっぱり課長さんたちがそれぞれの補助団体とか助成金に対しての審査のときは懇切丁寧な指導というのが必要だというふうにちょっと思ってます。余りにも事務的になり過ぎて、今までやってきたことがいきなり厳正になったら、やっぱりどうしてっていうのが出てくると思うんで、その辺は懇切丁寧な説明をしっかりと十分やっていただけたらいいのかなというふうに認識をしておりますので、その辺をできたらよろしくお願ひしたいと思います。各課の課長さんたち、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回予算編成の考え方を聞いたわけですが、行財政改革が着実に進めておられるというふうに感じました。改革には大きな苦難がつきものであります。因町長が求める町の行政の姿は見えてきましたが、将来の町の姿はまだはっ

きり見えてこないというのが現実だというふうに思っております。総合計画や総合戦略が指針となり、粕屋町の町民が求める将来の姿を基本に、町長が考える町の姿を早く見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

(13番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時33分)

平成28年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成28年6月14日（火）

## 平成28年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月14日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会次長 大石進	総務課長 山本浩
経営政策課長 今泉真次	協働のまちづくり課長 杉野公彦
税務課長 関博夫	収納課長 石川和久

社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	塚 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

改めまして、おはようございます。

それでは、平成28年第2回粕屋町定例議会におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案について、報告をいたします。

総務部税務課所管であります議案第37号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、改正事項を粕屋町税条例に反映させることが必要な事項について整備することを目的に平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められたものであります。

主な改正の概要は、粕屋町税条例の一部改正、本則、固定資産税の非課税の範囲につきまして、第56条各号列記以外の部分中、独立行政法人労働者健康福祉機構を削除し、附則第10条関係において固定資産税等に関する経過措置で固定資産税等の課税標準の特例について、町の条例で定める課税割合を規定するものであります。

また、粕屋町税条例等の一部を改正する条例の一部改正第2条により、附則第5条の表中、町たばこ税に関する経過措置、町たばこ税に係る書類等の規定の整備を行うものであります。

今回削除された独立行政法人労働者健康福祉機構は、現在独立行政法人健康安全機構に名称が変更しておりますが、労災病院や看護学校などの運営業務は変わっておらず、非課税範囲から外されるのは理解ができないなど意見が出ましたが、病院や学校関係はもともと非課税範囲となっており、影響は少ないとのことでありました。

当委員会で慎重に審議した結果、賛成多数で承認することに決しましたことを報

告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

原案反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、粕屋町税条例第56条の固定資産税の非課税の対象となっている独立行政法人労働者健康福祉機構という名称を削除し、課税するという改正であります。平成28年4月1日、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づき、独立行政法人労働者福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合して、日本バイオアッセイ研究センターの事業も追加し、根拠法が独立行政法人労働者健康安全機構法に改正されました。

独立行政法人労働者健康福祉機構は、労働者の福祉の増進を図ることを目的として、主に4つの大きな仕事をしています。1つは、労働者に対する医療相談及び医療の提供、2つ目が産業保健関係者に対する研修、情報の提供、3つ目が労働病院等医療施設の設置及び運営、4つ目は倒産による未払い賃金の立てかえ業務等を行っています。国の業務の代行をしている重要な機構と言えます。法律の改正により名称が変わったのなら、削除ではなく、独立行政法人労働者健康安全機構と改正すればいいことだと私は思います。削除するということは、将来この機構の一部の施設がもし粕屋町に来たならば、固定資産税の非課税範囲から外されていることから課税の対象になります。業務の内容から鑑み、非課税とすることが適当であると考えます。したがって、議案第37号には反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

おはようございます。

住民福祉部総合窓口課について平成28年度第2回粕屋町議会定例会におきまして議案の付託を受けました厚生常任委員会において、議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案第38号は、粕屋町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例等の一部を改正したもので、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大の改正を行ったものです。

まず、国民健康保険税の課税限度額の引き上げですが、医療保険にかかわる課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金にかかわる課税限度額を17万円から19万円に引き上げたものです。その結果、今回据え置きとなった介護保険分を加えた全体の課税限度額は、改正前の85万円から89万円と4万円の引き上げを行ったものです。国民健康保険税の軽減措置の拡大は、保険税の5割軽減の算定では被保

険者の数に乗ずる金額をこれまでの26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減の算定では被保険者の数に乗ずる金額をこれまでの47万円から48万円に引き上げ、軽減の対象を拡大したものです。改正後の粕屋町国民健康保険税の条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従来の例に決まる。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数をもって承認することに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論に参加します。

国民健康保険税が課税される金額に一定の限度額を設ける賦課限度額の引き上げ、これはここ10年間で24万円も引き上げられました。医療分、支援分、介護分の総額で19年度は65万円だったのが毎年のように引き上げられて、昨年は85万円に引き上げられました。そして、今回89万円に引き上げられます。ちなみに、20年は68万円、21年69万円、22年73万円、24年77万円、26年81万円と引き上げられてきてます。19年から比べれば24万円もの増税を押しつけて、それを所得の低い国保税の引き下げに使うというようなことであれば有効であり、納得もできることもあります。しかし、賦課限度額を引き上げておいて国保の赤字を国民に押しつける、負担を軽減しないということは、到底許せません。

政府は、高額所得者に応分の負担を求めるとの理由で賦課限度額を引き上げております。40歳未満の夫婦と子ども2人の世帯で計算すると、この引き上げによる影響の世帯は、昨年年所得500万円だったものが今回600万円になってます。しかし、年間500万円、600万円の所得者は、とても高額所得者とは言えないと思います。子ども2人、3人といれば、もっと低い所得の世帯からこの限度額を払ってるという

ことになるのが現状であります。国保税の所得に占める割合、これは40歳代から65歳までの200万円の子ども2人の場合は41万5,000円で20.8%にもなります。300万円の人が17.5%、400万円の人15.9%にもなります。所得に占める割合は、所得が低い人ほど高くなる。これが国保の今の現状です。

そして、昨年は今までになかったことが現象として出ております。それは、国保税を払わずに滞納した場合、保険証を取り上げられます。資格証明書を発行されます。そしたら、病院の窓口で100%料金を支払わなければならない人、この人が4世帯昨年生まれました。今までなかったことです。私は、政府が提示した賦課限度額を引き上げるということではなく、国保会計が赤字ならば、国に対する補助金を増額することを要求する。また、一般質問でも取り上げてきましたが、16年、17年度分、国からの低所得者支援金で保険料の負担を軽減することで補助金が来ましたが、これを使わずに来てることについて問題があります。

以上を述べまして、専決処分であります議案第38号に反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第39号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例及び粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号粕屋町放課後児童健全

育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

#### ◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第39号と40号は、一括して報告させていただきます。

まず、議案第39号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例及び粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、地方公務員法の条項のずれが生じ、条項の変更が必要となり、同法の条項を引用する条例について所要の整備を行うものであります。

削除された地方公務員法第24条2項は、職員の給与が生活給としていた考え方があったため、速やかに達成しなければという文言がありましたが、現在では遅配などの心配がなくなり、職務給とした考え方に変わったことから削除されたという説明でありました。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第40号粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律により、義務教育を一環して行う義務教育学校が新たに規定され、平成28年4月1日より施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において同法の規定に関する条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、放課後児童支援員の資格を取得するためには、都道府県知事が実施する研修を受講する必要がある、その研修を受講することができる条件について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者が加わったという改正であります。

なお、粕屋町では、昨年度に9名の指導員さんが放課後児童支援員の資格を取得されており、今年度以降も同様に資格を取得させていく予定であります。最終的には、全指導員が資格を取得するよう考えており、学童保育の質を確保していくように一層推進されていくものと考えられます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第40号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第41号粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第41号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年10月1日から粕屋町子ども医療費支給制度について助成拡大を実施することに伴い、重度障害者医療費支給制度を選択した場合は、子ども医療費支給制度との利用者との不均衡が生じないようにするために改正を行うものであります。

具体的には、子ども医療費の改正とあわせて3歳から15歳になる年まで、精神病棟の入院にかかわる費用を助成対象とするものです。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第42号平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

報告いたします。

議案第42号平成28年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

一般会計補正予算について、福永善之議員ほか1名より修正案が提出され、当委員会で審議、採決を行いました。この件につきましては、議員全員による審議でございますので、結果のみご報告させていただきます。

修正案に対する採決の結果は、賛成多数により可決されましたことをご報告いたします。

それでは、一般会計補正予算についても、審議の経過については議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

最初に、第1表歳入歳出予算補正関連についてであります。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億6,031万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億9,731万5,000円とするものであります。

歳入といたしましては、繰入金を2億6,031万5,000円増額するものであります。歳出の主なものといたしましては、総務費において熊本地震災害義援金を474万円、教育費において学校給食センター管理運営事業費を2,747万3,000円、学校給食センター建設事業費を2億2,810万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、第2表債務負担行為の補正についてであります。

今回、PFI事業による粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業の事業変更仮契約を締結するため、平成26年3月議会定例会で可決されました債務負担行為を廃止し、今回新たに追加するものであります。

予算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、賛成少数で否決すべきことに決したことをご報告いたします。

終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいま予算特別委員会委員長から報告がありましたように、本案、つまり議案第42号でございますけれども、これには修正案が提出されております。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

本案並びに修正案につきましては、委員長報告からもありましたように、既に議員全員による予算特別委員会で審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第42号修正案の討論に入ります。

修正案の委員長からの報告が可決でありますので、まず修正案に反対の議員の発言を許します。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今回修正案が出されまして、事業中断による違約金の計上が1億8,000万円程度計上されたわけでありまして、3月議会のときもそうでしたが、これは事務的なルールに従って、万が一のために用意をしておくという意味づけの1億8,000万円でありますので、基本的には何かあった場合に備えるというのが当初予算の考え方だろうと、予算の考え方だろうというふうに思いますので、今回これを削除するということはその対応ができないということにつながりますので、私はこの削除する修正案につきまして反対をしたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

私は、賠償金 1 億 8,000 万円の問題について、本会議で一般質問でも行いました。この内容について詳細な内容もないまま、また P F I 事業の管理会社からの請求もないまま補正予算を決めてしまう、このことは問題であるということと、また昨年 12 月に町長の意向で建設工事を中止して再開するまでの 24 日間の賠償金、これについても町民への説明責任も果たさないまま今議会での補正予算を組むということは取り下げるべきだと町長にも質問いたしました。このことについて町長は、賠償金について全く払う気はない、弁護士を立てて P F I の管理会社と闘うと、断固闘う、補正予算は相手との交渉が成立するまでは支払わない、このような趣旨のことを公言されました。そうであるならば、町民の貴重な税金を、それも 1 億 8,000 万円という多額な金額、これを交渉次第という金額が不明な状況にあるのに補正予算に組まなければならない理由は成り立ちません。今回の建設工事中止による賠償金の内容を知った町民の皆さんも、先輩の議員経験者の方々からも、このような賠償金に当たる予算を補正に組むことは納得できん、無駄に税金をつぎ込むべきじゃない、このような怒りの声も出ております。当然のことだと考えます。また、建設工事の再開の後にも町民へ説明会も開かず、今回の 1 億 8,000 万円の工事中断による賠償金についても、町民への説明責任を果たしていないというふうに考えます。

以上を述べまして、修正案に賛成をいたします。

◎ 議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の議員の発言を許します。

（声なし）

◎ 議長（進藤啓一君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎ 議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 42 号の修正案を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。提出された修正案に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎ 議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第42号の修正案は賛成多数により委員長の報告のとおり可決されました。

これより修正議決した部分を除く議案第42号の討論に入ります。

まず、ただいま修正議決した部分を除く議案に賛成の議員の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

◎8番（小池弘基君）

これ修正案を除く原案の賛成ということでよろしいですね。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎8番（小池弘基君）

では、賛成の立場で討論を行います。

まず、今回の補正予算といったものの中に、先ほど言われました違約金の1億8,000万円等が入っていたということで、私はそれを修正案で除いたと。それ以外には、皆様よくご存知の熊本の災害の義援金、これが474万円入っております。また、学校給食の当初予定から来年4月まで延びた関係によります人件費等々が2,747万円、またこれは前町長時代になりますけども、PFI事業で給食センターを建設するに当たった、要はごみ処分場から出る廃棄物については町が支払いますといった約束のもとに進めてきたものでございます。3月定例会でこの予算も出ておりましたけども、その当時はまだ特別委員会で精査中ということもあったり、いろんなことで修正案の中で削除しましたけども、今回はその精査も済んだと、特別委員会における説明もされたといったようなことで、本来払うべきものであると私は考えております。また、同じくもともと処分場にできたということもありまして、ガス対策が本来設計当初から、きちっとした専門の方の意見を聞きながらガス対策をすべきであったところ、それがまだ不十分であったといったことから、松藤教授などのアドバイスによって、もっとやはりガスの対策をしないとイケないと、そういったふうなことに伴う予算361万円といったことで、いずれも大事な予算だと私は考えております。これについては、やはりどうしてもやはり通す、それが私ども議会、議員の役割ではないかと考えておりますので、そういったところで私は賛成をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に反対の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

この補正予算につきましては、平成27年度のごみ処理費4千何百万円が含まれておると思いますが、これはまだいまだに処理先もはっきりしない部分もありますので、金額的に確定して払うのは、私は町民の立場からして公金をはっきりしないうちに払うということについては反対いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に賛成の議員の発言を許します。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

私は、1点だけ申し添えたいと思います。

一般質問で私第1番にしたんですが、普通第1番目だったら、この期間にあった熊本震災のことというものをやっぱり取り上げるべきだなと私ずっと思っておりました。ただ、私の中にそれを言えない弱いものがありました。何かと、やっぱり1回ぐらいは熊本に行つてというか、益城町が軽トラックを呼び寄せたいというか、軽トラックでいろんなボランティア活動をしないうふうなことを広報されておりましたので、ぜひ行きたいとは思っておりました。残念ながらそれに行けなかったんですが、なぜ益城町か。私は、益城町に震災起こったときに、この粕屋町と相当に何か重ね合わせてしまいました。町の大きさ、それから高速道路、空港が近くにあると。大きな違いとかというのは鉄道がないとか、そういうふうなこともしれませんが、そういう益城町に対して、もう一つ大きな共通点もあるかもしれません。余り大きな声では言いたくないけど、やっぱりこの粕屋町内にも宇美断層というのが走っている。たまたまこの大きな時代の流れの中で熊本で起こったこと、いつかこの粕屋町に起こっても、そういうふうなこともあり得るような、そして私たちのほんの隣の県の熊本の人たちがこの2カ月、もう2カ月も経ってるんだけど、まだまだ被災の全体像もつかめないまま、まだまだ皆さん何と申しましょか、悲しい思いをされている。もう自分の将来住む家もどうしようかという方々が8割ほどいらっしゃる、そういうふうな話を聞くときに、やはりこの糟屋郡内で3,000万円というふうなお金を持っていこうというふうなことを決められた中で、粕屋町が持っていきます474万円、割り当てされたその金をぜひ町長には持っていただきたい、そういう思いから今回の修正案を賛成したいと思っております。

す。修正案じゃなくて、この一般補正予算を賛成いたしたいと思っております。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私は、この補正予算に対しては、当初は1億8,000万円が含まれてる補正予算ということで、反対の立場を考えておりました。今回、修正案でそのことが削除されたわけでありますが、しかし、今太田議員からも言われましたごみの焼却の運搬の問題、これの方向がはっきり証明されるものもない、こういう状況のもとでこのお金を支払うということについては問題が生じるというふうに思います。

それともう一つは、私も質問をこの前予算委員会の中でしましたが、ガス事故の関係に対する工事を今行ってるわけですが、これは非常に、どうしてもやらなければならないことだというのは、私も同感であります。ただ、この内容について建設場所が産廃の建設場所というのは初めからわかっておったという中で、建設の交渉、契約についても行った後、このガスの事故も含めて問題になってきたですね。これに対する負担費用については、私は当初事業契約を結んだPFIの業者で責任を持つべきだというのが考えであります。

それともう一つは、今後このガス事故に対して起きたことについては、町に責任が問われてくるということも当然出てきます。そういう点から見ても、ここの工事の関係についてとか、そういう負担の問題についてははっきりさせておくべきだというふうに思います。

それともう一つは、先ほどから出されました契約をした内容についての支払いの問題というのがありますし、それと職員に対する人件費の支払いというようなことなどもあります。こういう問題については、私は今度の議会終わって9月前までに臨時議会を開いてでも、必要な予算は確保するというをすることが求められると思います。そういう点で言えば、今回の補正予算そのものには、まだまだ明確に業者との関係で今回の給食センター絡みで問題が残されてます。そういう点では、支払うべき金額については十分に精査をして、そして支払うことが必要だということもありますので、補正予算については反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に賛成の議員の発言を許します。

福永議員。

◎7番（福永善之君）

昨日、予算特別委員会でこの案件を議員全員で審議して、その後に仮採決という流れになりました。私は、この仮採決の内容、結果を受けて、正直な話、何がいけなかったのかなというのが正直な感想でありました。

今回、この予算の中には熊本災害における義援金が含まれております、474万円ですね。私は、自宅に帰り、まずインターネットで全国の地方自治体の義援金に対する否決状況というのをまず調べてみました。否決というのは、全くどこにもデータになかったというのが現実であります。全てを調べてるわけじゃないから、否決されたところもあるかもしれませんが、まずそういうところはありませんでした。

ここで我々が考えないといけないのは、東北の震災のときも、この熊本のときも、もし万が一我々に震災が起こったときに、果たしてほかの自治体はどう対応するのかというところをやっぱり考えないといけない。自分さえよければいいという考えであれば、やはり今助けないと、次返ってくるのがあるのかなというところをやっぱり考えないといけないと私は考えております。この義援金というのは、町にとってやっぱり大切なもの、ましてや町の評判にもかかわることだと私は考えております。ぜひ皆さん、義援金は必要不可欠ということでよろしくお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

反対討論ですので、賛成された方の内容についてまず申し上げますが、一番ここで賛成か反対かって思うときに義援金の問題が頭をよぎります。今日で2か月、2か月前にあの熊本地震がありました。東北のときは、もう遠いので、人ごとみたいな気がしておりましたし、原発も加わっておりましたから、うちとはちょっと違ふところ。ところが、今回熊本です。だから、義援金が入った補正に反対するというのは、覚悟がいきます。私は、義援金だけが熊本地震に被災された方を応援することとは思っていません。むしろ、義援金でお金を渡しただけで終わりというふうになるのではないかと、そちらのほうが心配です。義援金は、直接被災された方に届くには時間がいきます。まだまだ先のことです。私たち九州の、福岡の自治体、小さな自治体にとって何が大切なことかと言えば、早速向こうに人的支援をして、その方たちに学んでもらって、うちの町に帰ってきてそれを生かす、それが本来の地震の在り方というか、それも私はそのほうが重要だと思うけれども、実際4月14日以降のうちの町の様子を見てると、人的支援をする余裕はありません。もう本当に自

分の町を守るだけで精いっぱいの雰囲気でした。だから、私は職員体制をずっと言っているんですけれども。だから、ここでこの補正を反対するからといって、義援金まで反対するという事ではないので、臨時議会を開ければ、いつでもそれは可能なことです。

私は逆に、なぜ反対なのかを申します、2つの観点から。

一つは、給食センターの内容についてなんですけれども、SPCに払う金額をまず財政調整基金から出しておられるということが、義援金もそうなんです。前回、義援金は予備費で出していましたからね。財政調整基金の残りは幾らかお考え、何もそのことに対して言及する方はいらっしゃらないんです。私が今調べた限りでは、財政調整基金は12億円です。そのうちの半分以上が今年の財政のために、一応繰り入れをされています。今まで5年間見ましたけれど、補正予算で拡大されたということは覚えてないんで、毎年2億円です、2億円の繰り入れ。それも何か大変だなという思いでしたのに、今年は合計すると現在で6億1,000万円、幸い修正案で除かれましたから引かれましたけど。財政調整基金をそのような形で半額、12億円でも少ないんです。私は11年間議員をしてみましたので、財政調整基金を増やすということがどういうことなのか、職員の皆さんの様子を見て知っております。

だから、給食センターの遅延損害金をもう少し検討していただいて、ひょっとしたら払わないといけないかもしれないから予算を組んだというふうに言われますが、その予算の組み方、考え方をもう少し考えて、財政調整基金というものが本来どういうものなのかをもうちょっと考えてしてほしいというのが1点です。

加えて申しますなら、去年のプライマリーバランスというのは、マイナスでした。前町長は、当初はよかったんですけど、だんだん崩れてまいりました。結局、今の予算は前町長の時代からの流れなので、このままいくとプライマリーバランスはなお崩れるだろうし、もし財政調整基金を使うなら、もっとそれはひどくなります。そういうことも踏まえた上で、予算案を出してほしいというふうに。だから、もう少し慎重に考えてほしいというのが1点。

それからもう一点は、過年度廃棄物処理費4,400万円、それに対する処理の仕方です。3月の定例会では私反対しておりますし、通らなかったと思いますので、ここで補正という形で出たと思います。でも、実際は3月のときは金額が業者から要求された金額にほぼ近い金額で出されたと思いますが、今回1,000万円近く削減をされております。でも、それだけでこの根本のところは何の検討、検討はされたと思うんですけれど、問題を明らかにしないまま予算を出しておられます。私は、そこが心配です。といいますのは、処理費は一昨年、本来予算を予算化しておかなければならなかったのがしてない。そして、昨年8月に業者と口約束でされてるん

ですね。そのときの言葉で払わないといけないというふうになってるから、今現在その4,400万円を払わないといけないという賛成討論の方もいらっしやいましたが、その当時の町長と替わっています。しかも、口約束です。もうちょっと行政が強い立場で物が言えるんじゃないかと、SPCに対して。

それから、職員に対しても、町長の説明では、ほかの職員はこんなことしませんよ、もうここの職員だけがこういうことになりましたよって言われますけれど、そしたらなおさら職員に対して不適切な処理をしている、事務手続をしている。その職員に対して、まず町が、町執行部がきちんと態度をとらないといけないとは思っています。もちろん、議会でも考えています。でも、議会はいろんな賛成、反対の立場の人がいるから、なかなか思うように進みません。でも実際、物事はこの間の一般質問でもいろいろありましたし、それから私はこの4億4,000万円に関しての行政の資料を見ていると、一番問題なのは行政の職員のありようなんですけど、具体的に言うと切りがないので、いずれほかの場所に言いますが、一番問題と思うのは平成27年9月28日にSPCと行政が一緒になった定例会の中で、町長、副町長同席のもと、廃棄物処理費用が膨らんでいると説明、（工事を止めるわけにはいかない、止めれば使用開始も遅れ、給食停止につながる。町が支払うべきものなので仕方がない）。これは、誰が言ったか書いてないんです。想像するほかないんです。そういった資料は毎回出てくるんですよ。担当する職員なのか、町執行部なのか、わからないんです。だから、私は、多分担当の職員がこれを言われたかあるいは議事録に載ってるか、まずこれから、これはすごい重要なことなんですよ。こういうことをきちんとしないうまま、しかも予算化もされず、途中でどんどんどんどん変わっていった費用をそのまま、確かに削減、石山室長が一生懸命されたから削減はしています。でも、詳しい議員によると、その数字もまだおかしい。

そういった予算を財政調整基金から一応出すということ。これは、確定の数字とおっしゃってますから、出ますよね。そういうものを出す。しかも職員に対する、不祥事に対する対策は何もおっしゃらない。町長は、スピード感を持って行政をやっていくと言われますけれど、外から見ると変わらない、申し訳ないけど。もう少しどこがいけないことなのか、どこが大事なのかをもうちょっとポイントを絞って、提案するときももうちょっときちんと提案して、そしてやってもらいたいと私はこのことに関して思います。

そういう意味でこれは反対で、修正案が通ったっていうことは時間がまだできたということで、財政調整基金のありよう、それから町全体の歳入歳出の会計のありよう、そういったことも考えて、全体から見て何が大切なのか、何をしなければならぬのか、町長並びに皆さんに私は申し上げたい。もう少し、これうちの町、今

危機ですよ、このような仕事の仕方をしていると。私は最近とみにそう思います。今まで培ったものがたがた崩れていく可能性があります。職員がしっかりし、議会がしっかりし、ともにこの粕屋町をよりよい方向に持っていかないといけない。特に私はそう思うので、いろんな意味合いがありますが、この補正案には反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に賛成の議員の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正議決した部分を除く議案に反対の議員の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより修正議決した部分を除く議案第42号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は否決であります。したがって、修正議決した部分を除く議案、つまり予算案について採決いたします。

修正議決した部分を除く議案、つまり予算案第42号に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除く議案第42号は可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第43号事業契約変更契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇学校給食調理場建設特別委員会委員長。

（学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎学校給食調理場建設特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第43号事業契約変更契約の締結についてであります。学校給食調理場建設特別委員会に付託を受けました委員会審議の経過と結果についてご報告します。

当委員会は全議員で審議されることから、結果のみをご報告いたします。

平成27年1月21日に議決された当初の事業契約では、平成28年9月1日に供用開

始であったものが、昨年廃棄物問題を起因として工事が一時中断となったことに伴い、工事等のスケジュールが大幅に変更となり、平成29年4月7日供用開始とすることで現在進められております。

今回、廃棄物の処分費用や遅延に伴う業務の追加に伴い、現契約金額が増額変更となることにあわせ、金利変動や物価指数、提供給食数並びに消費税及び地方消費税などの変動要因が今後確実に顕在化することがあること及び事業日程や支払い方法等の契約内容を変更する必要があるため、また契約金額のうち施設等整備業務にかかわる予定金額が5,000万円以上となるので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び同法施行令第3条並びに事業契約第113条の規定に基づき、粕屋町議会の議決を求められたものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に全員による予算特別委員会で審議がされていると思いますけれども、その後特に質疑はありませんか。

失礼しました。

学校給食調理場建設特別委員会で審議がされておるとは思いますけれども、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

議案43号について反対討論を行います。

学校給食センターの工事の際、危険な産業廃棄物が出土した件で、昨年暮れから今年1月下旬の間、24日間工事を中断したことで工期変更に伴う増加費用相当分額が請求されました。金額は約1億8,000万円です。私は、本当にその金額が正当なものか、疑問を抱いています。私の所属してる組織の顧問弁護士さんにもこの件に関して、私は相談しました。世の大抵の工事の工期は、自然現象、雨や風やその他等で、また事故などでしばしば工事が中断されることが予想されます。1カ月ほど

の余裕が普通工期にはあると考えます。中断した24日分補償しなければならないということには納得いきません。24日間中断がなければ、契約書によれば竣工は平成28年6月30日、もう少しで竣工します。引き渡し予定日は平成28年10月31日です。しかし、新契約書は、竣工は平成28年12月31日、引き渡しの予定日は平成29年6月30日で竣工は6カ月、引き渡しは8カ月遅れるものです。安全のための追加の工事が出たとしても、こんなに工期が長くなるということは合点がいきません。したがって、事業契約の変更の締結についての第43号議案については反対します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成ボタンによる表決は賛成多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第1号平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第1号については、開会日に趣旨説明及び質疑まで終了しております。よって、これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず、意見書案に反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎3番（木村優子君）

反対の立場より意見を述べます。

まず、アメリカが持つ影響力の総体的な低下によって世界のパワーバランスが大きく変化し、同時に日本を取り巻く安全保障環境も厳しさを増しております。さらに、非人道的な国際テロも相次いでおります。北朝鮮においては核実験を強行、日本を射程におさめるノドンミサイルを既に数百発も配備しております。どのような外部からの攻撃に対しても、適切に対処できるだけの防衛体制を整えなければなりません。自衛隊は、憲法9条で海外での武力行使が禁じられているため、自衛隊の後方支援が外国軍の武力行使と一体化しないよう、現に戦闘行為が行われている場所では実施できないようになっております。また、自衛隊に后方支援を認める国会承認は、例外なき事前承認とされました。憲法9条のもとで許される自衛の措置の新3要件が厳格な歯どめとなっております。これは、他国防衛のための集団的自衛権の行使は認めないものとなっております。

以上から、日本の安全を守り国際社会の安全に貢献するために、平和安全法制は絶対に必要でありますので、この意見書に対して反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、意見書案に賛成の討論を行います。

平和安全保障関連法、イコール戦争法の廃止を求める統一署名、私たちは署名を集めたんですが、皆さんご存知だと思います。5月30日、憲法集会で集計し、6月1日に閉会した通常国会には1,291万4,852人分の署名が提出されました。粕屋町での署名も二千数百名。他の会派、他の運動団体の方も集められたでしょうから、町民の多くの方々が署名されたに違いないと私は思います。

さて、これは昨年6月13日付の赤旗1面の記事です。戦争法案、国策を大きく誤る。元自民党幹部ら反対表明。山崎氏、亀井氏、武村氏、藤井氏らが反対表明をされたのです。時事通信社の世論調査も、今国会での成立に反対、また否定的が約8割を越していますと述べています。山崎氏は、后方支援について、後方と正面とは一体であり、この言葉を使うのは我が国が事実上の武力交渉や、戦闘行為に加担するという意味合いと同じだと言っています。また、必ず自衛隊が自ら血を流し、相手方にも流させることになるとも述べています。元防衛庁長官をされた方ですから、この法律の本質をよく理解しての判断だと私は思います。

次に、これはフェイスブックから取り出したんですが、6月30日、神戸の三宮の街頭宣伝で、飛び入りで元自衛官、防空ミサイル部隊所属の泥憲和さんという方が

街頭で演説されました。彼は、このように言っています。

尖閣の問題とか北朝鮮のミサイル問題とか、そういったものには自衛隊がしっかりと対処します。今、私が反対している集団的自衛権とはそういうものではありません。日本を守る話ではないんです。売られたけんかには正当防衛で対抗するというものではないんです。それが集団的自衛権なんですと述べました。また、安倍総理は外国で戦争が起きて、避難してくる日本人を乗せたアメリカ軍の船を自衛隊が守らなければならないのに、今はそれができないからおかしいと言っています。しかし、皆さん、これは全くでたらめですからねという、日本人を米軍が守って避難させるなんてことは絶対ありません。そのことは、アメリカ国防省のホームページにちゃんと書いてあります。アメリカ市民でさえ、軍隊に余分があるときだけ救助すると書いてありますよと彼は述べています。

皆さん、元自衛官の街頭発言は、事の本質をついているのではないのでしょうか。安保法制は、新規立法が1つ、国際平和支援法です。改定された10本の法律は、平和安全法制整備法として一括されています。この平和安全法制全体については、公聴会で3人の参考人が違憲の法律だと述べ、憲法違反の法律と言っています。憲法学者のうち合憲だと言っているのは数人だと言われています。元法制局長官や元政府高官など、多数の関係者が違憲だと表明しています。憲法9条を守って、戦争をしないで外交によって問題を解決する、それが戦後の日本の生き方です。戦後がずっと続いて、いいではないですか。自衛隊の高官が400名ほどいるそうですが、自衛隊の内部資料が国会追及資料として、日本共産党の小池参議院議員、現書記局長に渡されました、託されました。自衛隊の高官の少なくない人たちが安倍政権の危なさを実感しているからではないのでしょうか。

さて、今年2016年6月13日、昨日ですかね。早朝5時17分、あの有名な女優、吉永小百合さんが若者に呼びかけました、昨日です。今、私たちはしっかり考えて行動しなければいけないときです。戦争する国になってはいけない。憲法9条を守って、武器ではなく対話で平和な社会をつくっていきたい、私は強くそう思いますと、このように呼びかけられました。私も全くそう思います。これをもって賛成討論にかえます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に反対の方の発言を許します。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

反対の立場で討論します。

今回の平和安全法制で識者が語る評価において、憲法9条の基本を守った、平和

主義が保たれた、急変する国際環境に対応ができた、国民を守るすき間のない体制を構築できた、安保環境の変化に適切に対応した、専守防衛の理念を堅持した、日米同盟の信頼性が向上した、新3要件で厳しい歯どめをかけたと多くの評価を受けております。その中で言われていますが、戦争法との批判があります。国際紛争を武力で解決しようとするのが戦争です。それは、不戦条約や国連憲章で禁止され、憲法9条でも明記されております。今回の法整備の本質は、他国からの武力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法であります。自衛隊が武力行使を許されるのは、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。日本を海外で戦争できる国にする戦争法との批判は、安全保障環境の変化にきちんと向き合おうとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりに過ぎないと一喝しております。

今回、意見書の平和安全保障関連法制の廃止は、日米同盟やアジアにおける北朝鮮や中国の脅威に対して、日本をどう守るか疑問であります。また、立憲主義の原則を守り、9条を生かすことは当然に守らなければならないことでもあります。9条のもとで許容されるのは、専守防衛のための武力行使に限定され、他国を守るための武力行使、いわゆる集団的自衛権の行使は許されません。平和安全法制は、他国の武力攻撃にあっても、日本が武力攻撃を受けたと同様の被害が及ぶことが明らかな場合を存立危機事態と定め、自衛の措置を認めたものであります。これは専ら専守防衛の範囲内であり、憲法違反の集団的自衛権の行使を認めたとの批判は、的外れだということでもあります。

以上の理由から、反対討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私の父は、自衛官です。だから、自衛官の家族であるということが、若いころ自分の傷のように思っていました。だから、本当に申し訳ないなっていう気持ちで、私は、石橋元社会党の委員長だった方が非武装中立の、あれにすごく憧れていたんですね。ところが、実際現在まで来ていて、私は今回のいろんなことがあって、自衛隊が国民に愛されている、しかも自衛隊が今の憲法の範囲内でぎりぎりに努力しているということをよく知ることができました。それで、私は自分が自衛隊の家族であったということを今は誇りに思っています。

それで、いろんな方がいろんな話をなさいます。私は、よく左でも右とかという話をされますが、憲法を中心に生きていきたい。もし、時の総理、安倍総理に対し

て私はいろいろ違和感があるんですけど、本当にご自分のなさりたいことをしたかったら、憲法を改正すればいいのです。それをしないで、内閣の解釈でいろんな法律を今つくっておられます。私は、そのことに危機感を覚えています。それは、国政だけじゃなくて、うちの町の自治体のレベルでも同じなんです。法律が大事、手続が大事、みんなはそれを信頼して税金を納めています。私ども議会は、それをチェックする立場にあります。それで、私は勉強が足りなくて、もっと早くにチェックができたり、意見が言えたらよかったのにと今後悔しています。だから、私はそういう意味で、今回のこの意見書の文案はとてもよくて、本当は読み上げたいんですけど、もう時間がないと思いますので、私は本当にこのとおり、しかも次の立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、生かすこと。そのために、この意見書を粕屋町議会で採択していただけるよう、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に賛成の方の発言を許します。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

平和安全保障関連法制の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

10年前ほどでしたでしょうか、私は庭仕事をしておりますが、そのお客さん、残念ながらお子様がいらっしゃらなくて、ずっと自分ところで貯めているお金を親のいないお子様にお金を募金というか、提供されておりましたが、私もうその子が大きくなったからやめた、で次、それがよく聞き取れなかった。中村チョメチョメの何とか会というもの、そういうところに私これからずっと募金していく、そういうふうなことをおっしゃっておりました。帰って何か恥ずかしかったんで、いろいろうちの妻とか子どもたちと話しておりましたら、その方は西南学院中学校を出て、福岡高校、そして九州大学医学部を出られた。皆さんもほとんどの方、ご存知だと思います、中村哲という方です。ペシャワールという言葉が、私の中にはそのときにすごく耳に新しくて、覚えることができませんでした。ペシャワール会という会をつくられて、アフガニスタン、パキスタン、あのあたりでずっと活躍された方。本来であれば、医療支援というふうな形で行かれたんですが、子どもたちを救うのに水がないと。健康を取り戻すためには水が必要だと、それで彼はいっぱい井

戸を掘っていきます。百何十、幾つもつとつと掘っていきます。それだけでまだ足りない。何をするか、次はかんがい用水をつくっていく。そこでまた嬉しいんですよ。彼は何をするか。日本に帰ってきたとき、この福岡県人です。築後川に行つて、山田堰を見て、その形を見て、よし、これだったらアフガニスタンの地にかんがい用水をうまく引くことができるな、これで何十万の人たちを救うことができるな。まさに国際貢献というふうな形でやられた方です。

私も、ほんのちょっとだけ国際貢献というか、したことがあります。中国、内モンゴルにポプラ苗を植えに行つた。そのとき荷物にかさばらないようにということで、「アフガニスタンで考える」、岩波ブックレット、ちっちゃな薄い本です。これを持っていきました。夜な夜なにいろんな討論会やったときに、何で私たち中国まで来てポプラ苗を植えるんだろう、何でおまへたちは植えに来たんかというふうな討論会なんかありました。そんな中で、この中村哲氏の言葉というのは、私たちに相当大きな勇気を与えてくれました。私はそのときもこの本を引用して、みんなに語りました。今日は、最後に彼が言ってる言葉を読んで終わりたいと思います。

日本は、軍事力を持ち得ない分野での貢献や援助を果たすべきなんです。現地で活動していると、力のむなしさというのが本当に身にしみます。銃で抑え込めば、銃で反撃されます。当たり前のことです。でも、ようやく流れ始めた用水路を誰が破壊しますか。緑色に復活した農地に誰が爆弾を撃ち込みたいと思いますか。それをつくったのが日本人だとわかっているならば、少し失われた親日感情はすぐに戻ってきます。それが本当の外交じゃないかと僕は確信しているのです。もちろん、彼はこの法案に対して大反対をしております。彼みたいな存在がいる限り、私も大反対していきたいと思っております。よって、この法案の廃案を求める意見書に賛成いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

もう一度申します。

ないようですので、これにて討論を終結いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案を、本案っていうのは意見書案ですね。意見書案を可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、意見書案は否決することに決しました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第2回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、その前にお知らせで報告ではございますが、これは先週以来、町立の西保育所におきまして、嘔吐下痢の症状を示す児童が数名出ておりました。福岡県粕屋保健所に報告をして、今日の新聞に残念ながら載っておりますが、10名を超えましたので県に報告するということですね、保健所のほうに出しております。そういった中で、今日新聞に若干載っておりますが、そこをご覧いただければと思っております。今後は、感染症拡大の、給食が原因ではないようです。外からのやはり感染であったと今は考えております。今後は、今のところほかの園には、学校でのノロウイルスの発生は確認されておられません。そういった中で、今後感染拡大の注意を十分踏まえまして、対処していきたいと思っております。まずはご報告でございます。

今回、6月3日に開会いたしました今定例会から、複数委員会所属制になりました。提案いたしました議案7件、慎重なご審議をいただき本当にありがとうございます。残念ながら、議案第42号の一般会計の補正予算は修正をいただきました。しかしながら、これから違約金につきましてはしっかりと精査をしていきたいと思っております。今後は、議員の皆様からのご意見等々を十分に踏まえながら、これからの行財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

結びに、議員の皆様におかれましては、十分に体をご自愛いただきましてご祈念申し上げ、今6月議会定例会の閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。まことに今回はありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

これにて平成28年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時55分)

会議録調製者 古賀博文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議長 進藤 啓一

署名議員 木村 優子

署名議員 安河内 勇臣